

遠軽地区  
ごみ処理広域化基本計画

平成 30 年 3 月

遠軽地区広域組合



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画対象区域	1
第4節 計画範囲	2
第5節 計画目標年次	3
第2章 組合圏域の概況	4
第1節 地理的特性	4
第2節 社会特性	8
第3節 将来計画	12
第3章 ごみ処理行政の動向	14
第1節 循環型社会の形成推進のための国の施策体系	14
第2節 北海道の計画	19
第4章 ごみ処理の現状と課題	20
第1節 ごみ処理体制	20
第2節 ごみの発生量	21
第3節 収集・運搬	26
第4節 中間処理	29
第5節 最終処分	35
第6節 ごみの発生・排出抑制	39
第7節 ごみ処理経費	41
第8節 ごみ処理の評価	45
第9節 ごみ処理の課題	49
第5章 広域処理システムの検討	52
第1節 現況のごみ処理システム	52
第2節 処理技術の選定	53
第3節 検討処理システム（案）	55
第4節 処理対象量と施設規模	58
第5節 概算建設費	62
第6節 システム案の比較評価	64
第7節 整備計画	66
第6章 ごみ処理基本計画	68
第1節 ごみ処理の基本方針	68

第2節	ごみ処理体制	69
第3節	ごみの排出抑制・再資源化計画	70
第4節	計画ごみ量	72
第5節	ごみの排出抑制・再資源化への取り組み	85
第6節	ごみの収集・運搬計画	86
第7節	中間処理計画	90
第8節	最終処分計画	91
第9節	ごみ処理に関するその他の計画	92
第7章	生活排水処理基本計画	93
第1節	生活排水処理の現状	93
第2節	衛生センターの整備	101
第3節	生活排水処理計画	104
第4節	し尿・汚泥の処理計画	109
第5節	その他の計画	117

## 資料編

### 〈ごみ編〉

1	予測手順	資料-1
2	人口ビジョンについて	資料-3
3	人口実績	資料-4
4	人口予測	資料-5
5	ごみ量実績	資料-7
6	ごみ量予測	資料-15
7	ごみの排出抑制・再資源化目標	資料-29

### 〈生活排水編〉

8	人口実績	資料-45
9	人口予測	資料-46
10	処理形態別人口	資料-49
11	し尿処理	資料-57

### 〈参考資料〉

12	分別収集区域と頻度	資料-64
----	-----------	-------

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画の目的

遠軽地区ごみ処理広域化基本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、遠軽地区広域組合（以下「本組合」といいます。）の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する基本的かつ長期的な計画を定めるものです。

本組合では、平成12年2月策定の「遠紋ブロックごみ処理広域化基本計画」を受け、ごみ処理の広域化を推進してきましたが、ごみ処理基本計画については、本組合の構成町である遠軽町、湧別町、佐呂間町が個別に平成22年度～平成24年度に策定したものしかなく、組合全体の計画としては、可燃ごみを主に処理する焼却施設の整備に関する計画だけであり、ごみ処理の長期的な方針を定める計画がありませんでした。

また、各町の計画も策定から5年以上経過しており、廃棄物処理行政を取り巻く状況が変化していること、平成30年1月の「えんがるクリーンセンター(焼却施設)」稼働に伴う分別収集の変更、リサイクルセンターの老朽化、最終処分場残余容量の逼迫等を受け、今回、新たに本組合としてごみ処理に関する長期的な方針を定める「ごみ処理広域化基本計画（以下、「本計画」といいます。）」の策定を行うこととしました。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図1-2-1のとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の関係法令や国及び北海道の計画等に基づき、長期的・総合的視点に立って策定します。本組合構成町の「総合計画」と「環境基本計画」は、本計画の上位計画に位置するため、本計画は本組合構成町の総合計画の基本構想と環境基本計画に即した計画として策定します。

本計画は、15年間の長期計画であり、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画）の上位計画に位置します。

「ごみ処理基本計画」は、本組合が長期的・総合的視点に立って、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

「生活排水処理基本計画」は、本組合が長期的・総合的視野に立って、将来における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めます。

### 第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、遠軽町、湧別町、佐呂間町の行政区域内全域とします。

## 第4節 計画範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物とします。一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられます。「ごみ」には事業系一般廃棄物も含まれます。「生活排水」は生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

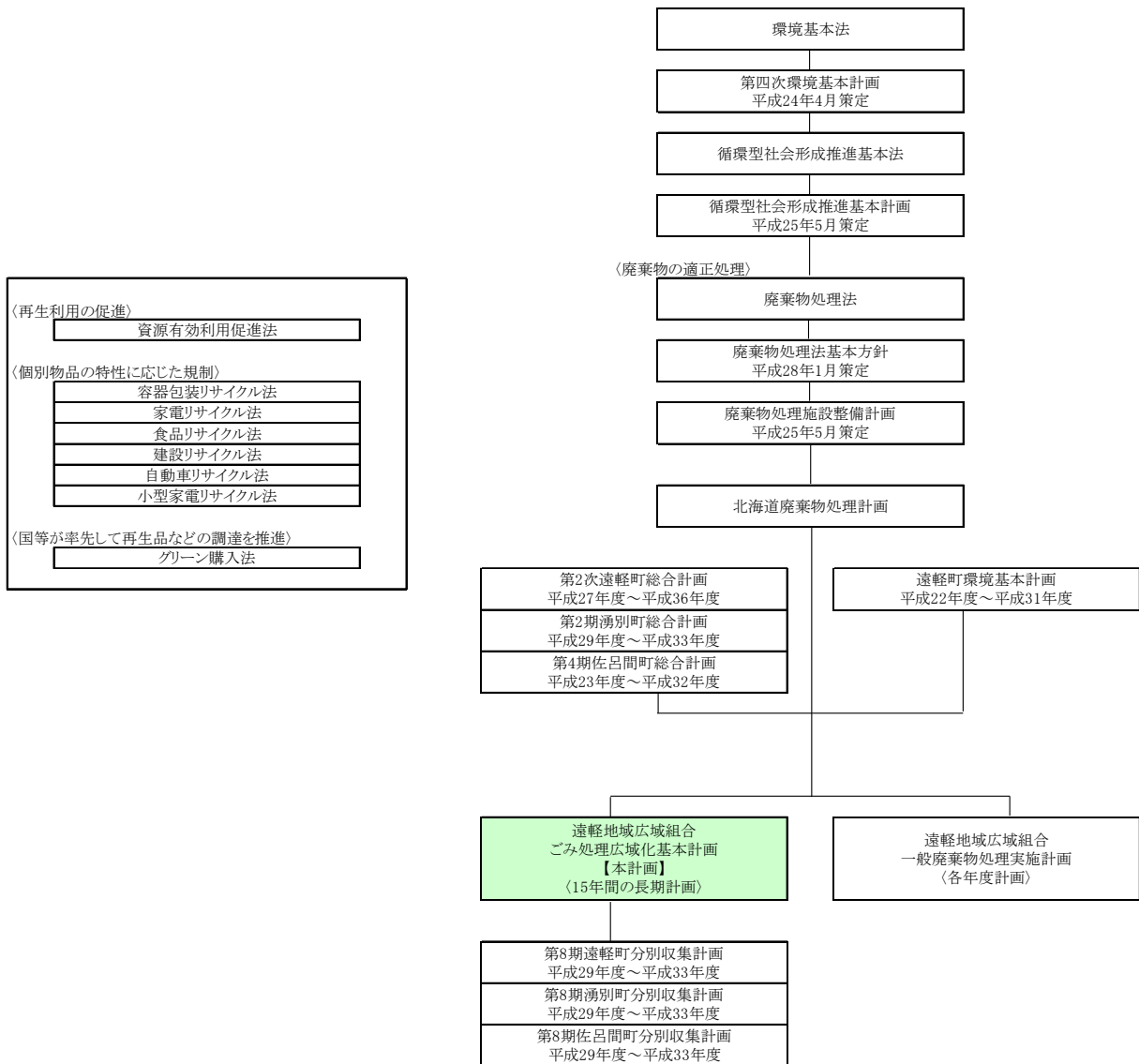


図 1-2-1 計画の位置づけ

## 第5節 計画目標年次

本計画は、2018年度（平成30年度）を初年度とする15年間の計画期間とし、計画目標年次は2032年度（平成44年度）とします。本計画は計画初年度から5年後の2022年度（平成34年度）に、計画の進捗状況の確認と見直しを行います。

また、廃棄物処理に影響を与える諸条件に大きな変動があった場合には、随時、見直しを行うこととします。

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
本計画策定	← 計画期間 →														
					中間目標年次 (計画見直し)										計画目標年次 (計画見直し)

※上段：西暦年度、下段：平成年度



## (2) 地形

本組合圏域は、北海道のオホーツク管内のほぼ中央、内陸側に位置しています。

## (3) 気象

### 1) 遠軽町

遠軽町の過去10年の気象概況を表2-1-1、平成29年の気温及び降水量は図2-1-2のとおりです。

遠軽町はオホーツク管内の内陸にあつて、大陸型気候のため、昼夜の寒暖差や、夏季と冬季の気温差が大きいことに加え、オホーツク海に比較的近いことから、オホーツク海高気圧の影響を受けて冷涼、低温の期間も多くなっています。

最高気温と最低気温の年較差の大きい地域であり、平成29年における平均気温は5.9℃(最高気温:36.3℃、最低気温-24.0℃)です。また、同年の年間降水量は725.5mmで平成28年の降水量と比較すると、-441.0mm減少しています。

表 2-1-1 過去10年の気象概況（遠軽町）

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最高気温 (°C)	31.9	31.4	35.3	33.1	34.2	32.9	36.9	34.0	34.1	36.3
最低気温 (°C)	-27.1	-21.7	-25.8	-25.1	-26.7	-25.1	-25.4	-26.6	-24.7	-24.0
平均気温 (°C)	6.1	6.1	6.8	6.0	5.8	6.2	6.0	6.6	5.8	5.9
降水量 (mm)	550.0	1,009.0	773.5	963.0	1,099.5	1,002.0	838.0	1,010.5	1,166.5	725.5
最深積雪 (cm)	75.0	91.0	91.0	83.0	77.0	90.0	112.0	111.0	109.0	93.0

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ  
観測地点：遠軽

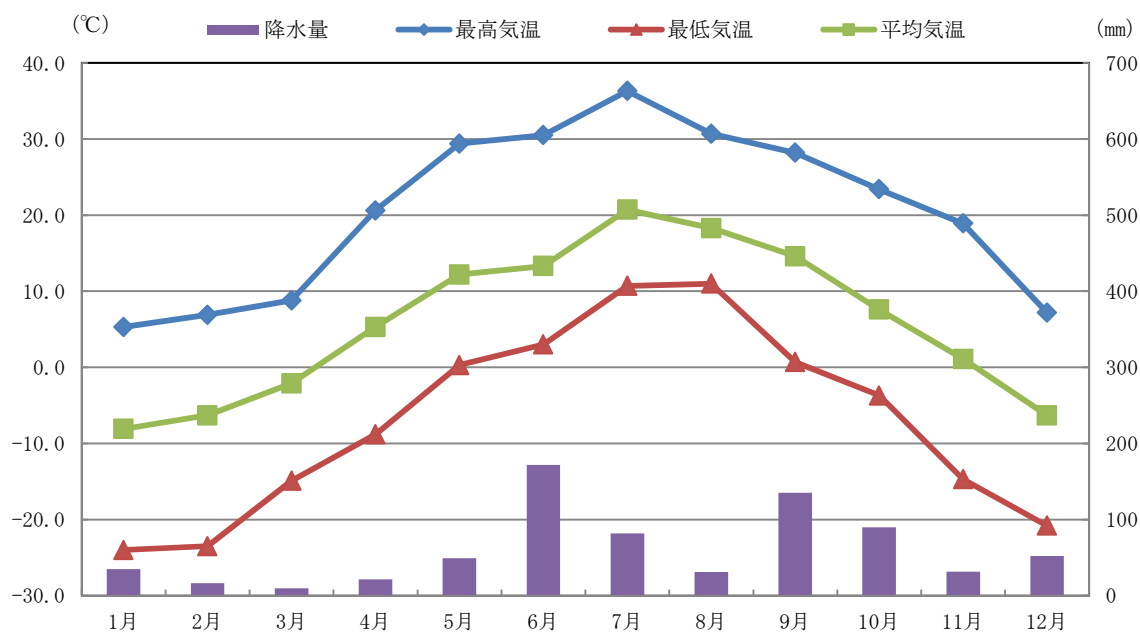


図 2-1-2 気温及び降水量（平成29年）

## 2) 湧別町

湧別町の過去10年の気象概況を表2-1-2、平成29年の気温及び降水量を図2-1-3に示します。

湧別町はオホーツク海型気象地帯としての特色をもち、最高気温と最低気温の年較差の大きい地域です。近年5年間の降水量は、664～918mm程度であり、北海道内においても小雨地域です。平成29年における平均気温は6.2℃（最高気温34.6℃、最低気温-20.1℃）です。また、同年の年間降水量は664.5mmで平成28年の降水量と比較すると、-253.5mm減少しています。

表2-1-2 過去10年の気象概況（湧別町）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最高気温（℃）	33.3	29.1	35.1	33.4	34.0	32.6	32.4	34.3	34.1	34.6
最低気温（℃）	-20.9	-17.9	-20.1	-21.0	-22.1	-24.5	-20.8	-19.0	-20.1	-20.1
平均気温（℃）	6.2	6.2	6.9	6.2	5.9	6.3	6.3	6.8	6.0	6.2
降水量（mm）	388.5	833.5	668.0	687.0	869.0	700.5	787.0	894.5	918.0	664.5
最深積雪（cm）	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ

観測地点：湧別

備考：「///」は欠測または観測を行っていない場合、欠測または観測を行っていないために合計値や平均値を求められない場合に表示します。

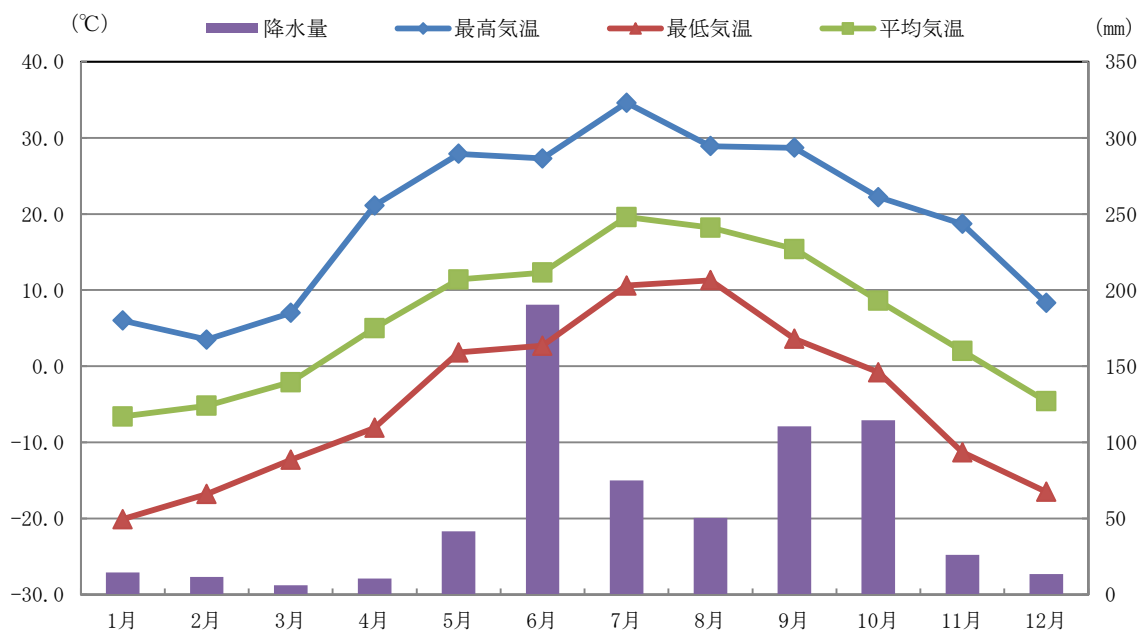


図2-1-3 気温及び降水量（平成29年）

### 3) 佐呂間町

佐呂間町の過去 10 年の気象概況を表 2-1-3、平成 29 年の気温及び降水量を図 2-1-4 に示します。

佐呂間湖に面する地帯は海岸性気候、山沿地帯は内陸性気候で、最高気温は海岸地帯と内陸部に大差はないものの、最低気温ではかなりの差が認められるばかりでなく、最高気温も高く、特に内陸部では厳寒期の気温はマイナス 20℃を超え、積雪量が 1m 弱であることから、凍土も深く、非常に厳しい気象条件となっています。

平成 29 年における平均気温は 5.7℃（最高気温 35.3℃、最低気温 -23.2℃）となっており、年較差の大きい地域です。また、同年の年間降水量は 744.5mm で、平成 28 年の降水量と比較すると、-270.0mm 減少しています。

表 2-1-3 過去 10 年の気象概況（佐呂間町）

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最高気温（℃）	33.4	31.4	35.6	33.2	33.5	33.0	33.8	33.6	32.5	35.3
最低気温（℃）	-27.8	-21.9	-26.6	-27.2	-27.8	-26.7	-24.4	-25.8	-24.2	-23.2
平均気温（℃）	5.8	5.8	6.5	5.6	5.3	5.8	5.7	6.4	5.6	5.7
降水量（mm）	639.0	883.5	765.5	817.5	1,066.5	778.5	681.0	898.5	1,014.5	744.5
最深積雪（cm）	92.0	104.0	82.0	92.0	87.0	89.0	101]	146.0	91.0	70]

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ

観測地点：佐呂間

備考：] は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することができず、通常は上記の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用できる場合があります。

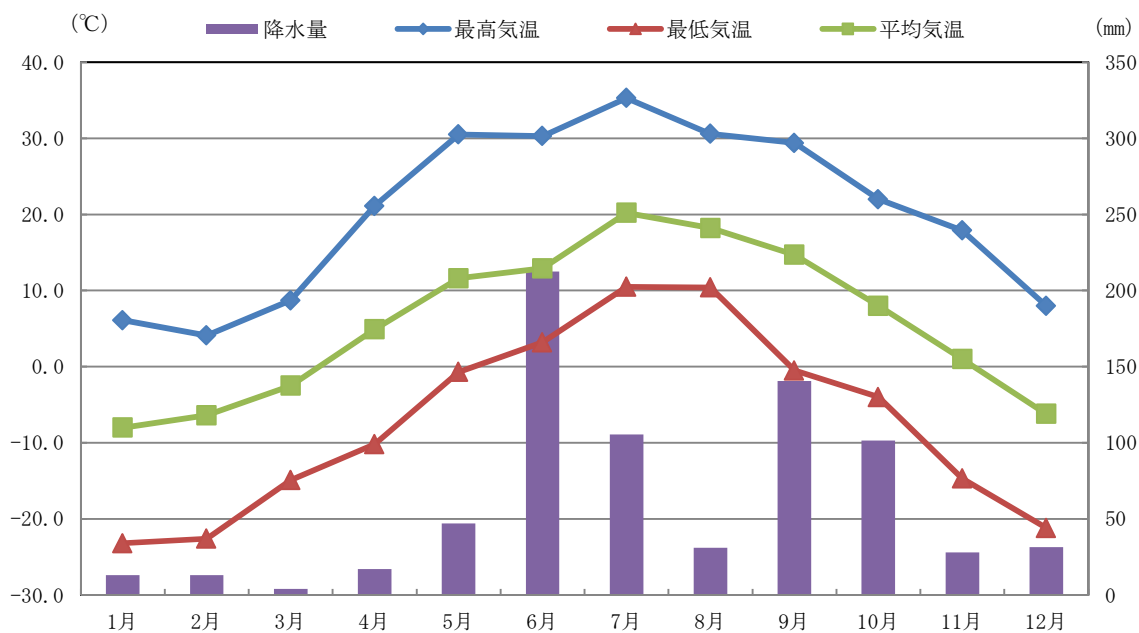


図 2-1-4 気温及び降水量（平成 29 年）

## 第2節 社会特性

### (1) 人口及び世帯数

本組合における人口及び世帯数の推移は、表 2-2-1 と図 2-2-1 のとおりです。

本組合の人口と世帯数は減少傾向にあり、平成 19 年度人口 39,874 人から平成 28 年度人口は 34,857 人に減少しています。

表 2-2-1 人口及び世帯数

年度	遠軽町		湧別町		佐呂間町		本組合合計	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
H19	23,133	10,793	10,569	4,216	6,172	2,508	39,874	17,517
H20	22,840	10,818	10,416	4,189	6,040	2,493	39,296	17,500
H21	22,508	10,804	10,217	4,182	5,973	2,484	38,698	17,470
H22	22,219	10,717	10,083	4,184	5,876	2,486	38,178	17,387
H23	21,932	10,689	9,873	4,171	5,774	2,469	37,579	17,329
H24	21,776	10,661	9,812	4,252	5,688	2,450	37,276	17,363
H25	21,522	10,642	9,620	4,207	5,655	2,432	36,797	17,281
H26	21,183	10,584	9,493	4,242	5,549	2,412	36,225	17,238
H27	20,789	10,494	9,325	4,185	5,404	2,371	35,518	17,050
H28	20,483	10,436	9,104	4,141	5,270	2,334	34,857	16,911

備考：本組合合計は構成町の人口の合計より算出しています。

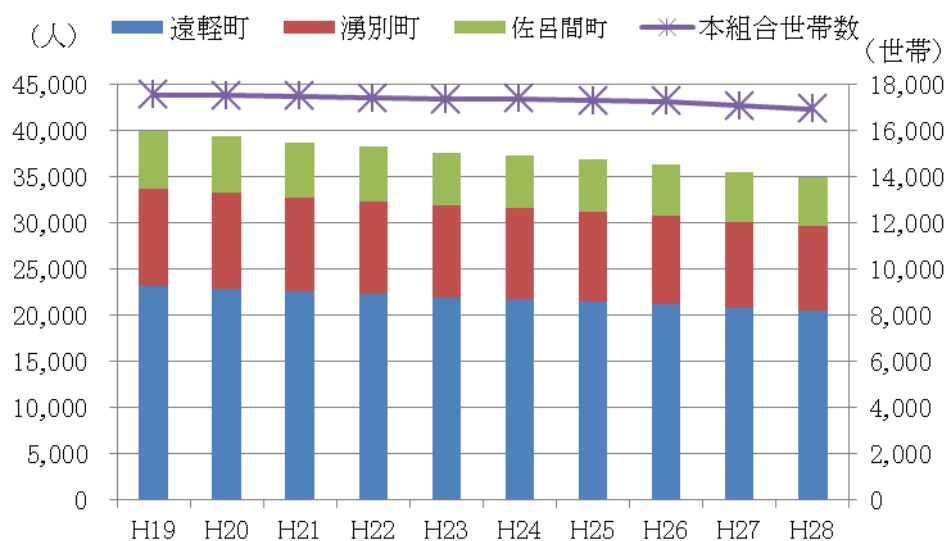


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移 (各年度末)

## (2) 産業

本組合における産業別就業者数の推移は、表 2-2-2 と図 2-2-2 のとおりです。

第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業者は減少していますが、第一次産業の漁業、第二次産業の鉱業、採石業、砂利採取業、第三次産業の電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業は増減を繰り返しており、第三次産業の不動産業、物品賃貸業、医療、福祉については、増加傾向を示しています。

表 2-2-2 産業別就業者数

産業分類	遠軽町			湧別町			佐呂間町			本組合合計		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27	H17	H22	H27	H17	H22	H27
総数(産業分類)	10,876	9,926	9,676	5,488	5,019	4,778	3,369	2,988	2,767	19,733	17,933	17,221
第一次産業	1,065	871	778	1,729	1,686	1,596	1,068	957	836	3,862	3,514	3,210
農業、林業	1,055	844	752	1,167	1,044	999	690	609	505	2,912	2,497	2,256
漁業	10	27	26	562	642	597	378	348	331	950	1,017	954
割合	9.8%	8.8%	8.0%	31.5%	33.6%	33.4%	31.7%	32.0%	30.2%	19.6%	19.6%	18.6%
第二次産業	2,221	1,873	1,820	1,372	1,128	997	843	713	649	4,436	3,714	3,466
鉱業、採石業、砂利採取業	25	7	16	13	8	9	9	2	0	47	17	25
建設業	1,205	1,008	932	496	416	354	321	223	215	2,022	1,647	1,501
製造業	991	858	872	863	704	634	513	488	434	2,367	2,050	1,940
割合	20.4%	18.9%	18.8%	25.0%	22.5%	20.9%	25.0%	23.9%	23.5%	22.5%	20.7%	20.1%
第三次産業	7,565	7,037	7,000	2,387	2,203	2,172	1,458	1,316	1,252	11,410	10,556	10,424
電気・ガス・熱供給・水道業	55	58	75	27	9	5	18	4	5	100	71	85
情報通信業	15	28	20	5	2	6	0	0	1	20	30	27
運輸業、郵便業	285	433	358	129	152	138	102	130	129	516	715	625
卸売業、小売業	1,571	1,344	1,192	597	516	481	360	244	244	2,528	2,104	1,917
金融業、保険業	225	209	211	61	38	36	15	24	22	301	271	269
不動産業、物品賃貸業	55	56	67	11	26	29	6	8	5	72	90	101
学術研究、専門・技術サービス業	190	137	130	75	62	48	27	29	30	292	228	208
宿泊業、飲食サービス業	595	484	457	101	129	123	132	111	92	828	724	672
生活関連サービス業、娯楽業	330	352	325	146	116	96	45	52	50	521	520	471
教育、学習支援業	535	506	528	173	173	154	132	61	65	840	740	747
医療、福祉	1,341	1,497	1,657	341	409	420	249	285	260	1,931	2,191	2,337
複合サービス事業	225	151	217	269	159	224	150	129	110	644	439	551
サービス業(他に分類されないもの)	700	548	529	227	179	213	108	116	114	1,035	843	856
公務(他に分類されるものを除く)	1,443	1,234	1,234	225	233	199	114	123	125	1,782	1,590	1,558
割合	69.6%	70.9%	72.3%	43.5%	43.9%	45.5%	43.3%	44.0%	45.2%	57.8%	58.9%	60.5%
分類不能の産業	25	145	78	0	2	13	0	2	30	25	149	121
割合	0.2%	1.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	1.1%	0.1%	0.8%	0.7%

出典：国勢調査（総務局統計局ホームページ、政府統計の総合窓口 e-stat）

備考：本組合合計は、構成町の産業別就業者数の合計より算出しています。

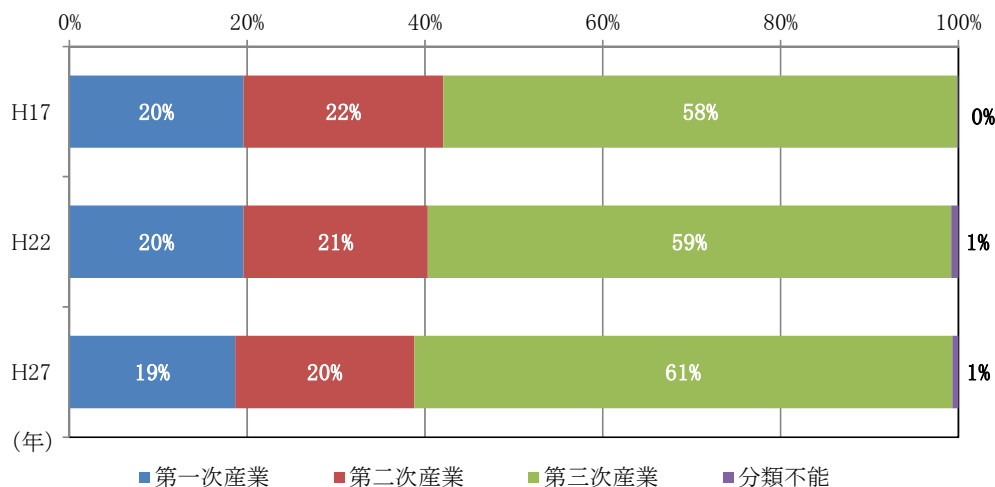


図 2-2-2 産業別就業者数の割合 (本組合)

### (3) 交通

遠軽町と湧別町を国道 242 号が縦貫しており、遠軽町から佐呂間町までは国道 333 号が接続して道路網を形成しています。

遠軽町の最寄りの空港は紋別空港と女満別空港があり、紋別空港からは車で約 40 分、女満別空港からは約 1 時間 30 分の距離です。また、JR 石北本線の運行により、札幌駅から遠軽駅まで 3 時間 40 分の距離です。遠軽駅を起点に路線バスで湧別町まで約 20 分、佐呂間町まで約 45 分となっています。

### (4) 土地利用

本組合圏域の地目別面積は表 2-2-3 と図 2-2-3 のとおりです。

#### 1) 遠軽町

遠軽町の土地利用を地目別にみると、山林がほとんどを占めているのが特徴です。また、山林の多くが国有林であることも特徴といえます。

#### 2) 湧別町

湧別町の土地利用を地目別にみると、山林及び畑がほとんどを占めているのが特徴です。

#### 3) 佐呂間町

佐呂間町の土地利用を地目別にみると、山林及び畑がほとんどを占めているのが特徴です。

表 2-2-3 地目別面積

	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
遠軽町	面積 (km <sup>2</sup> )	0.04	71.15	8.25	0.27	145.71	6.96	22.29	6.40	1,071.37	1,332.45
	割合 (%)	0.00	5.34	0.62	0.02	10.94	0.52	1.67	0.48	80.41	100.00
湧別町	面積 (km <sup>2</sup> )	-	107.78	6.21	0.00	184.89	2.59	8.42	6.46	189.40	505.79
	割合 (%)	-	21.31	1.23	0.00	36.55	0.51	1.66	1.28	37.45	100.00
佐呂間町	面積 (km <sup>2</sup> )	-	68.91	4.74	0.08	79.26	15.91	3.64	5.23	227.19	404.94
	割合 (%)	-	17.02	1.17	0.02	19.57	3.93	0.90	1.29	56.10	100.00
本組合合計	面積 (km <sup>2</sup> )	0.04	247.84	19.20	0.35	409.86	25.46	34.35	18.09	1,487.96	2,243.18
	割合 (%)	0.00	11.05	0.86	0.02	18.27	1.13	1.53	0.81	66.33	100.00

出典：第 124 回（平成 29 年）北海道統計書

備考：端数処理の関係で数値が合わない場合があります。

：本組合合計は、構成町の面積の合計より算出しています。

※「その他」は、国有林、国有地等です。

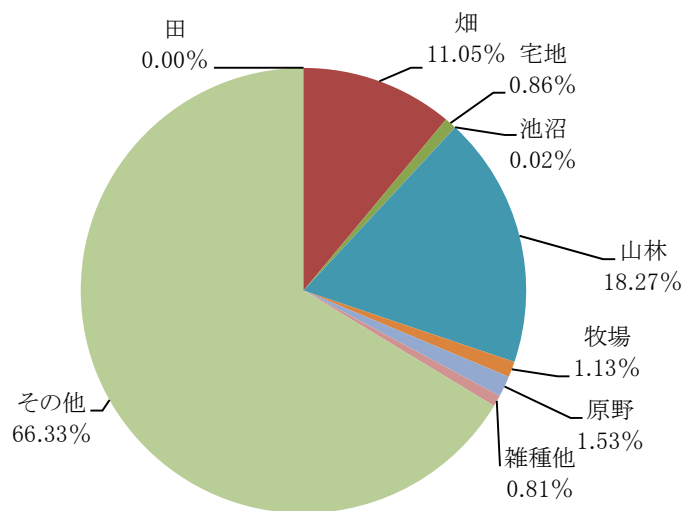


図 2-2-3 地目別面積の割合（本組合）

### 第3節 将来計画

本組合構成町では、「総合計画」を策定しています。総合計画は、最も基本となるまちづくりの方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。

各町の総合計画の概要は表 2-3-1～2-3-3 のとおりです。

表 2-3-1 遠軽町総合計画

名称	第2次遠軽町総合計画
期間	平成27年度～平成36年度
将来像	森林と清流つくる・つながるにぎわいのまち
基本目標	1 人と自然に思いやりのあるまちづくり
	2 安全・安心で住みごちの良い暮らしの場づくり
	3 活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり
	4 住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり
	5 文化を守り、未来につなげるふるさとづくり
	6 町民と町が気軽に対話できるまちづくり
環境衛生施策	(1) ごみの減量化・再資源化の推進
	①ごみの減量化に対する理解促進、リサイクル意識の啓発 ②不法投棄の防止に向けた取り組み
将来人口	18,000人(平成36年度)

表 2-3-2 湧別町総合計画

名称	第2期湧別町総合計画
期間	平成29年度～平成33年度
将来像	人と自然が輝くオホーツクのまち
基本理念	～つどい、つながり、磨き上げる まちづくり～
	①人・もの・情報が集い、地域の資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付くまちづくり
	②町民、企業や団体、行政がそれぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出すまちづくり
環境衛生施策	③広大な大地・オホーツク海・サロマ湖・湧別川といった豊かな自然の恵みを生かし磨きをかけることで、誇りと愛着をもち安心して暮らせるまちづくり
	ごみの分別、リサイクルの推進
	ごみの収集体制の充実
	ごみ処理施設の適正な管理
	墓地・斎場の整備
	ごみの不法投棄、野外焼却の防止
将来人口	公害防止
	景観の保全
将来人口	8,800人(平成33年度)

表 2-3-3 佐呂間町総合計画

名称	第4期佐呂間町総合計画
期間	平成23年度～平成32年度
基本理念	青い湖と緑の大地 人が輝く未来のサロマ
将来像	自助・共助・公助による協働と環境を重視したすべての人にやさしい「まちづくり」
環境衛生 施策	○ごみ減量化の推進
	○広域処理の推進
	○最終処分場施設の整備
	○資源再利用意識の啓発
	○温室効果ガス排出削減の推進
	○自然エネルギー活用の推進
○省エネルギー意識の啓発	
将来人口	5,200人（平成32年度）

### 第3章 ごみ処理行政の動向

#### 第1節 循環型社会の形成推進のための国の施策体系

循環型社会の形成推進のための施策体系は、図3-1-1のとおりです。

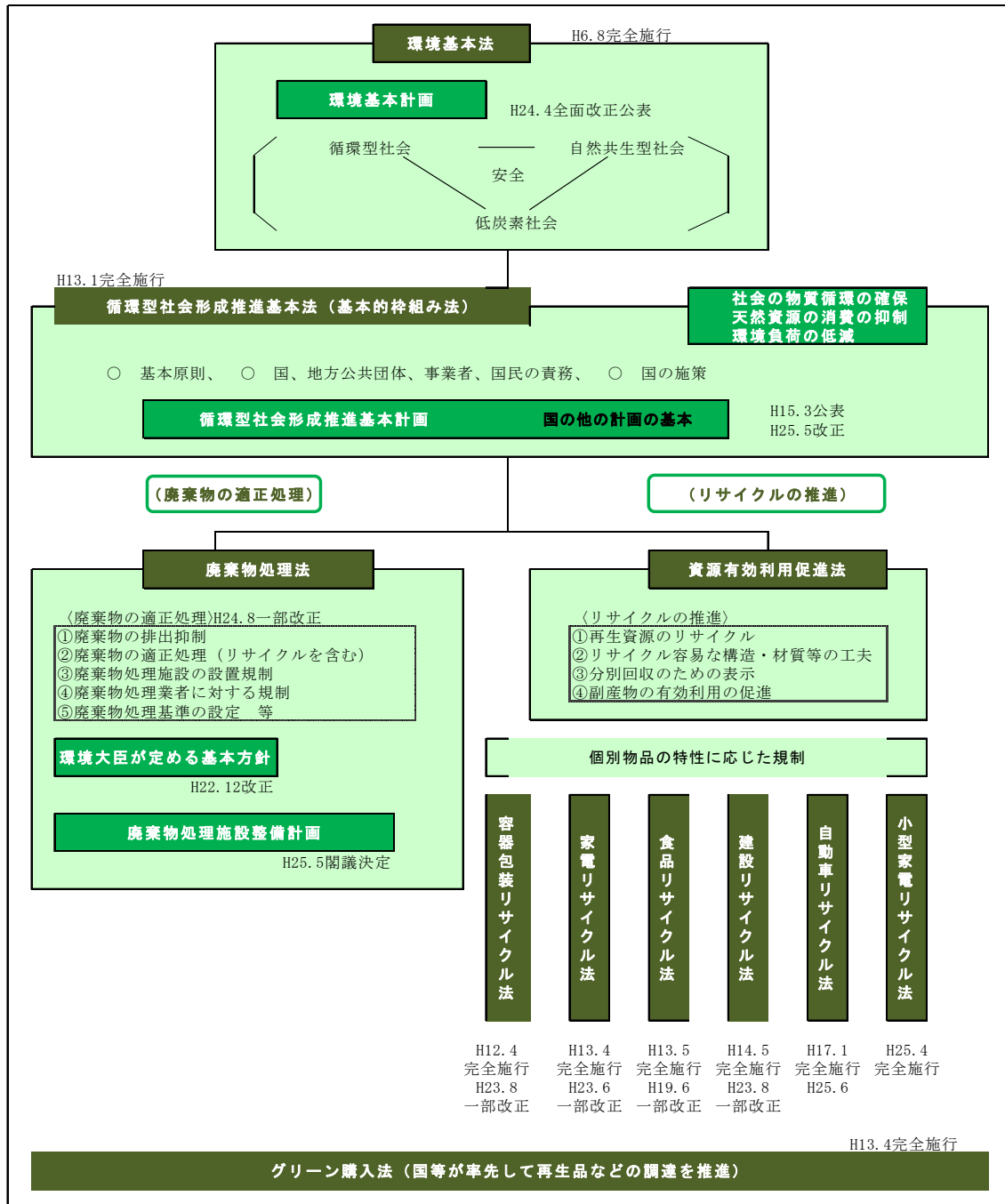


図3-1-1 循環型社会の形成推進のための国の施策体系

また、主な法律、計画の概要は次のとおりです。

(1) 環境基本法

名 称	環境基本法
公 布	平成 5 年 11 月
最 終 改 正	平成 26 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
基 本 理 念	① 環境の恵沢の享受と継承等 ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 ③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

(2) 第四次環境基本計画

名 称	環境基本計画
根 拠 法	環境基本法 第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 6 年 12 月
最 終 改 正	平成 24 年 4 月（第四次環境基本計画）
環 境 政 策	1 優先的に取り組む重点分野 ① 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 ② 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 ③ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 ④ 地球温暖化に関する取組 ⑤ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 ⑥ 物質循環の確保と循環型社会の構築 ⑦ 水環境保全に関する取組 ⑧ 大気環境保全に関する取組 ⑨ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 2 震災復興、放射性物質による環境汚染対策
「物質循環の確保と循環型社会の構築」分野における重点的取組事項	① 「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化 ② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組 ③ 2Rを重視したライフスタイルの変革 ④ 地域循環圏の形成 ⑤ 循環分野における環境産業の育成 ⑥ 安全・安心の観点からの取組の強化 ⑦ 国際的な取組の推進

### (3) 循環型社会形成推進基本法

名 称	循環型社会形成推進基本法
公 布	平成 12 年 6 月
最 終 改 正	平成 24 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
循環型社会の定義	第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

### (4) 循環型社会形成推進基本計画

名 称	循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 3 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月（第 3 次循環型社会形成推進基本計画）
基 本 的 方 向	1 質にも着目した循環型社会の形成 ① 2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築 ② 使用済み製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進 ③ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築 ④ 災害時の廃棄物処理システムの強化 ⑤ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化 ⑥ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 2 国際的取組の推進 3 東日本大震災への対応
取 組 指 標 （一般廃棄物）	平成 32 年度目標 ① 「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算）」を平成 12 年度比で約 25%減（約 890g/人・日）とする。 ② 集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1人1日当たりに家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 25%減（約 500g/人・日）とする。 ③ 事業系ごみ排出量を、平成 12 年度比で約 35%減とする。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
公 布	昭和 45 年 12 月
最 終 改 正	平成 27 年 7 月
目 的	第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
一 般 廃 棄 物 処 理 計 画	<p>第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み</li> <li>二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</li> <li>三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</li> <li>四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項</li> <li>五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</li> </ul> <p>3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p>

(6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 13 年 5 月
最 終 変 更	平成 28 年 1 月
一 般 廃 棄 物 化 の 目 標 量	<p>平成 32 年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 排出量 平成 24 年度比約 12%削減</li> <li>② 再生利用率 約 27%に増加</li> <li>③ 最終処分量 平成 24 年度比約 14%削減</li> <li>④ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 500g</li> </ul>

(7) 廃棄物処理施設整備計画

名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 10 月
最 新 計 画	平成 25 年 5 月
重 点 目 標	平成 29 年度目標 ① ごみのリサイクル率 22%（H24 見込み）→26%（H29） ② 一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 24 年度の水準（20 年分）を維持する。 ③ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（H24 見込み）→21%（H29） ④ 浄化槽処理人口普及率 9%（H24 見込み）→12%（H29）

(8) 資源の有効な利用の促進に関する法律

名 称	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
公 布	平成 3 年 4 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月
目 的	第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な理湯の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
概 要	1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。

## 第2節 北海道の計画

### (1) 北海道廃棄物処理計画

名 称	北海道廃棄物処理計画			
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。			
当 初 策 定	平成13年12月			
最 終 改 定	平成27年3月			
適正処理に関する目標 (一般廃棄物)	項目	区分	現状 (平成24年度)	目標 (平成31年度)
	(1) 排出抑制	一般廃棄物の排出量	2,013千トン	1,800千トン(約11%削減)以下
		1人1日当たりのごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
		1人1日当たり家庭から排出するごみの量	622g/人・日 (478g/人・日)※	590g/人・日以下
	(2) 適正な循環的利用	一般廃棄物のリサイクル率	23.6%	30%以上
	(3) 適正処分の確保	一般廃棄物の最終処分量	402千トン	290千トン(約28%削減)以下
(4) バイオマスの利活用 (産業廃棄物を含む)	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上	

※括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した数値です。

(参考) 平成31年度の値：450g/人・日以下

## 第4章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理体制

本組合のごみ処理体制は、図4-1-1のとおりです。

本組合の可燃ごみは焼却施設で処理を行い、発生した焼却灰等は最終処分場で埋立処分しています。不燃ごみと粗大ごみについては、直接埋立処分しています。資源物については、リサイクルセンターで処理後、資源化を行い、一部の紙類については、処理を行わず直接資源化を行っています。

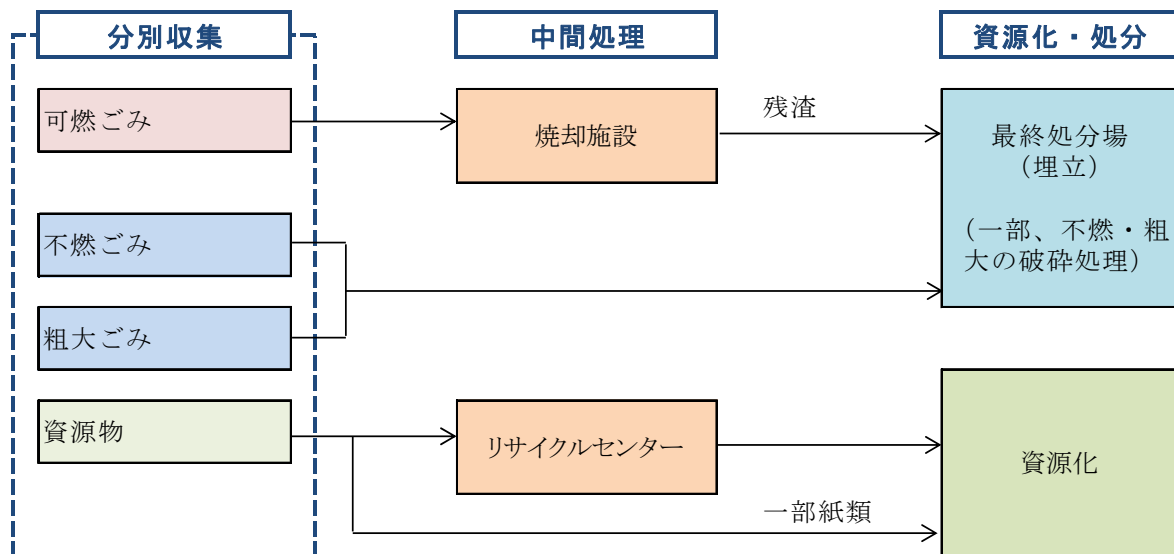


図4-1-1 ごみ処理体制（平成29年度）

## 第2節 ごみの発生量

### (1) 本組合のごみ発生量

本組合のごみ発生量は、表 4-2-1、図 4-2-1 のとおりです。

各町で年度ごとに増減はありますが、本組合のごみ総排出量は、14,000～15,600t の間で推移しています。

表 4-2-1 ごみの発生量の推移

			H24	H25	H26	H27	H28
遠軽町	人口	(人)	21,776	21,522	21,183	20,789	20,483
	収集ごみ	(t)	4,450	4,393	4,138	4,094	3,957
	直接搬入ごみ	(t)	4,320	4,725	4,733	5,126	4,735
	集団回収量	(t)	202	205	194	197	172
	合計	(t)	8,972	9,323	9,065	9,417	8,864
	総ごみ原単位	(g/人・日)	1,129	1,187	1,172	1,238	1,186
湧別町	人口	(人)	9,812	9,620	9,493	9,325	9,104
	収集ごみ	(t)	2,167	2,628	2,446	2,442	2,335
	直接搬入ごみ	(t)	1,153	968	1,095	968	447
	合計	(t)	3,320	3,596	3,541	3,410	2,782
	総ごみ原単位	(g/人・日)	927	1,024	1,022	999	837
	佐呂間町	人口	(人)	5,688	5,655	5,549	5,404
収集ごみ		(t)	1,152	1,139	1,120	1,062	1,029
直接搬入ごみ		(t)	1,514	1,545	1,522	1,472	1,343
合計		(t)	2,666	2,684	2,642	2,534	2,372
総ごみ原単位		(g/人・日)	1,284	1,300	1,304	1,281	1,233
本組合		人口	(人)	37,276	36,797	36,225	35,518
	収集ごみ	(t)	7,769	8,160	7,704	7,598	7,321
	直接搬入ごみ	(t)	6,987	7,238	7,350	7,566	6,525
	集団回収量	(t)	202	205	194	197	172
	合計	(t)	14,958	15,603	15,248	15,361	14,018
	総ごみ原単位	(g/人・日)	1,099	1,162	1,153	1,182	1,102

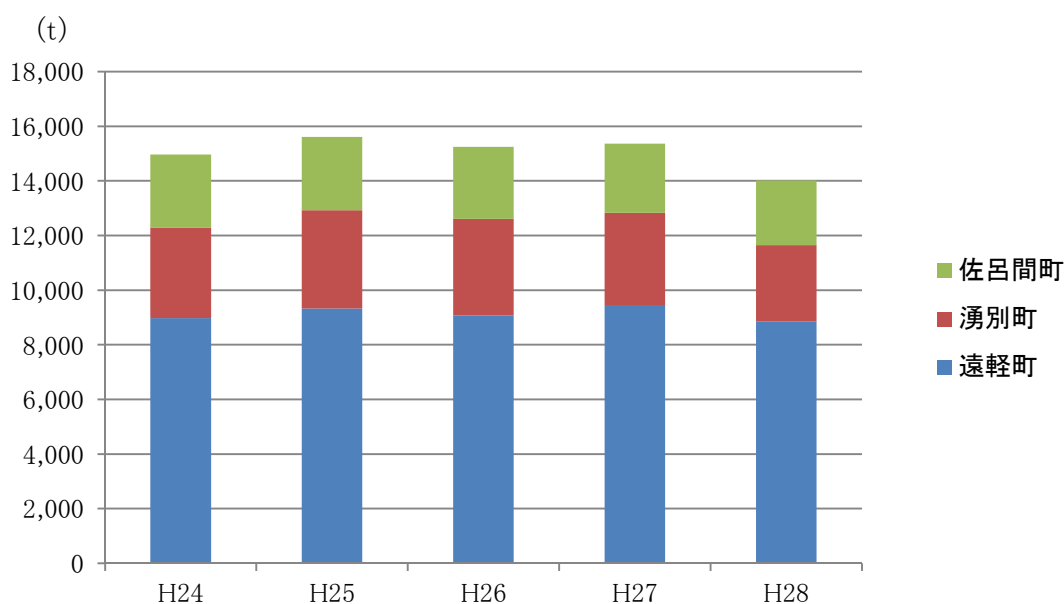


図 4-2-1 ごみ発生量の推移

## (2) ごみの種類別発生量

本組合のごみの種類別発生量は、表 4-2-2 のとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみは減少傾向にあります。

ごみ量全体としては、減少傾向ですが、人口が減少していることから 1 人 1 日当たり  
りに排出するごみ量（原単位）は、平成 24 年度 1,099 g/人・日であったものが、平  
成 25 年度以降は 1,100 g/人・日以上と増加しています。

表 4-2-2 ごみの種類別発生量の推移（本組合）

		単位	H24	H25	H26	H27	H28	
人口		(人)	37,276	36,797	36,225	35,518	34,857	
生活系 ごみ 搬入量	収集 ごみ 量	可燃ごみ	(t/年)	4,382	4,439	4,276	4,241	4,135
		不燃ごみ	(t/年)	1,381	1,680	1,682	1,648	1,607
		資源物	(t/年)	1,575	1,525	1,379	1,375	1,249
		その他のごみ	(t/年)	87	175	16	4	4
		粗大ごみ	(t/年)	33	33	49	43	48
		収集ごみ量	(t/年)	7,458	7,852	7,402	7,311	7,043
		収集ごみ量原単位	(g/人・日)	548	585	560	562	554
	直接 搬入 量	可燃ごみ	(t/年)	2,364	2,116	2,123	2,150	2,042
		不燃ごみ	(t/年)	3,602	4,061	4,258	4,346	3,666
		資源物	(t/年)	0	0	0	0	0
		その他のごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	(t/年)	612	643	558	672	454
		直接搬入量	(t/年)	6,578	6,820	6,939	7,168	6,162
	生活系ごみ量		(t/年)	14,036	14,672	14,341	14,479	13,205
事業系 ごみ 搬入量	事業 系 ごみ 収 集	可燃ごみ	(t/年)	156	150	148	142	140
		不燃ごみ	(t/年)	59	62	63	56	55
		資源物	(t/年)	84	84	79	77	71
		その他のごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	(t/年)	12	12	12	12	12
		小計	(t/年)	311	308	302	287	278
	直接 搬入 量	可燃ごみ	(t/年)	23	36	32	24	17
		不燃ごみ	(t/年)	386	382	379	374	346
		資源物	(t/年)	0	0	0	0	0
		その他のごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0
		小計	(t/年)	409	418	411	398	363
	事業系ごみ量		(t/年)	720	726	713	685	641
	合計	可燃ごみ	(t/年)	6,925	6,741	6,579	6,557	6,334
不燃ごみ		(t/年)	5,428	6,185	6,382	6,424	5,674	
資源ごみ		(t/年)	1,659	1,609	1,458	1,452	1,320	
その他のごみ		(t/年)	87	175	16	4	4	
粗大ごみ		(t/年)	657	688	619	727	514	
小計		(t/年)	14,756	15,398	15,054	15,164	13,846	
集団回収量		(t/年)	202	205	194	197	172	
ごみ総排出量		(t/年)	14,958	15,603	15,248	15,361	14,018	
ごみ総排出量原単位		(g/人・日)	1,099	1,162	1,153	1,182	1,102	
直接資源化量		(t/年)	610	604	488	453	435	

### (3) 資源物の品目別資源化量

本組合構成町の資源物（遠軽町は集団回収を含む）の品目別資源化量の実績は、表4-2-3～4-2-5のとおりです。

表 4-2-3 品目別資源化量実績（遠軽町）

	H24	H25	H26	H27	H28
(t)					
資源化量	1,123	1,102	986	964	1,154
紙類	599	598	486	464	434
紙パック	8	4	8	6	6
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	85	77	74	64	323
ガラス類	141	140	132	156	128
ペットボトル	85	79	85	77	78
白色トレイ	20	19	19	16	17
容器包装プラスチック	174	174	170	170	158
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	11	11	12	11	10
直接資源化量	430	421	325	295	288
紙類	412	407	306	279	273
紙パック	7	3	7	5	5
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	11	11	12	11	10
中間処理後の再生利用量	491	476	467	472	694
紙類	0	0	0	0	0
紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	75	68	65	56	316
ガラス類	137	136	128	153	125
ペットボトル	85	79	85	77	78
白色トレイ	20	19	19	16	17
容器包装プラスチック	174	174	170	170	158
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
集団回収量	202	205	194	197	172
紙類	187	191	180	185	161
紙パック	1	1	1	1	1
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	10	9	9	8	7
ガラス類	4	4	4	3	3
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

表 4-2-4 品目別資源化量実績（湧別町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源化量	438	413	387	402	336
紙類	165	157	131	135	104
紙パック	4	4	4	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	61	58	54	47	43
ガラス類	78	67	72	89	66
ペットボトル	38	36	36	36	36
白色トレイ	6	5	6	6	5
容器包装プラスチック	86	86	84	86	79
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
直接資源化量	0	0	0	0	0
紙類	0	0	0	0	0
紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
中間処理後の再生利用量	438	413	387	402	336
紙類	165	157	131	135	104
紙パック	4	4	4	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	61	58	54	47	43
ガラス類	78	67	72	89	66
ペットボトル	38	36	36	36	36
白色トレイ	6	5	6	6	5
容器包装プラスチック	86	86	84	86	79
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
集団回収量	0	0	0	0	0
紙類	0	0	0	0	0
紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

表 4-2-5 品目別資源化量実績（佐呂間町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源化量	311	310	291	284	263
紙類	177	180	160	155	144
紙パック	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	28	28	26	22	23
ガラス類	40	37	37	41	36
ペットボトル	20	20	19	18	19
白色トレイ	3	3	4	3	3
容器包装プラスチック	40	39	42	42	35
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
直接資源化量	180	183	163	158	147
紙類	177	180	160	155	144
紙パック	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
中間処理後の再生利用量	131	127	128	126	116
紙類	0	0	0	0	0
紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	28	28	26	22	23
ガラス類	40	37	37	41	36
ペットボトル	20	20	19	18	19
白色トレイ	3	3	4	3	3
容器包装プラスチック	40	39	42	42	35
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
集団回収量	0	0	0	0	0
紙類	0	0	0	0	0
紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

### 第3節 収集運搬

本組合のごみ分別収集区分は、表4-3-1のとおりです。

表4-3-1 ごみ分別収集区分

区分		分類例	指定ごみ袋	
可燃ごみ		台所ごみ、紙くず、資源にならないプラスチック製品、ゴム・ビニール製品、布・革類、その他(食用油・草花など)	赤	10リットル袋:20円/枚
				15リットル袋:30円/枚
				30リットル袋:60円/枚
				45リットル袋:90円/枚
不燃ごみ		金属類、ガラス・陶磁器類、容器類、その他(小型家電製品・貝殻など)	青	10リットル袋:20円/枚
				15リットル袋:30円/枚
				30リットル袋:60円/枚
				45リットル袋:90円/枚
粗大ごみ		家具類、布団類、自転車など指定ごみ袋に入らないもの		ごみ処理券(小):200円/枚
				ごみ処理券(大):400円/枚
資源物	空き缶	飲料の缶、缶詰の缶・フタ、菓子缶など(大きさは、一斗缶の半分以下のものまで)		
	空き瓶	飲料の瓶・調味料の瓶・化粧品の瓶など(糊付けされた紙ラベルは剥がさなくて可)		
	ペットボトル	「PET」マーク表示があるもの 飲料・調味料のペットボトル		
	白色トレイ類	白色の発泡容器 発泡スチロール、魚箱、緩衝材、食品トレイ、納豆パックなど		
	その他プラスチック	「プラ」マーク表示があるもの チューブ類、ボトル類、色付きトレイ類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材、パック・カップ類、ネット類、フタ・ラベルなど		
	段ボール類	段ボール・厚紙(菓子箱など)		
	新聞・チラシ	新聞紙・チラシ		
	雑誌・本類	雑誌・週刊誌・雑紙(コピー用紙・封筒・カレンダー・包装紙など)		
	紙パック	紙製の飲料用容器		
特殊ごみ		乾電池、蛍光管		
使用済み小型家電		家庭から出た小型家電製品で、回収ボックスの投入口(30センチ×30センチ)に入る大きさのもの		

※「ゴム・ビニール製品」及び「資源にならないプラスチック製品」については、平成29年9～12月までは不燃ごみとして分別

また、表 4-3-2 のごみについては、収集を行っていません。

表 4-3-2 収集しないごみ

処理できないもの
○家電リサイクル法対象機器4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
○ブラウン管ディスプレイ(デスクトップ型パソコンモニター)
○バッテリー、プロパンガス、消火器、タイヤ、農薬、廃油、ガソリン、灯油、ペンキ、シンナー、
○オートバイ、自動車(部品含む)、エンジン付きの機械類、ボイラー、ピアノ、仏壇、
○耐火金庫、オイルヒーター、住宅・建築廃材、がれき類、土・砂・石
○事業活動に伴い発生した産業廃棄物

なお、ごみ区分の名称については、各町以下のようになっています。

本計画では、以下に示すとおり、表 4-3-1 の区分名称を用いることとします。

本計画	遠軽町	湧別町	佐呂間町
可燃ごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ
不燃ごみ	燃やさないごみ	燃やさないごみ	燃やさないごみ
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
資源物	資源ぶつ	資源ごみ	リサイクル資源
特殊ごみ	特殊ごみ		有害ごみ
使用済み小型家電	使用済み小型家電		リサイクル資源

各町の収集頻度を表 4-3-3～4-3-5 に示します。

表 4-3-3 ごみ分別収集頻度(遠軽町)

収集区域	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ
遠軽地域	週2回	週1回	週1回	週1回
瀬戸瀬・社内渚地区、向遠軽、豊里の一部、東町4・5一部	週1回	週1回	週1回	週1回
丸瀬布地域	週1回	月2回	月2回	年2回
生田原地域	週1回	月2回	月2～3回	年3回
白滝地域	週1回	月2回	月2回	—

表 4-3-4 ごみ分別収集頻度（湧別町）

収集区域	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物		粗大ごみ
			缶、瓶、ペット ボトル、プラ 類、乾電池	段ボール、紙 パック、新聞・ 雑誌、蛍光灯	
湧別地区	週1回	月2回	月2回		年3回
港町、曙町、緑町、栄町、錦町	週2回	月2回	月2回		年3回
上湧別地区	週1回	月2回	月2回	月1回	年3回

表 4-3-5 ごみ分別収集頻度（佐呂間町）

収集区域	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ
宮前町、永代町、幸町、北、東、西富	週2回	月2回	月1回	年3回
若佐	週2回	月2回	月1回	年3回
共立、大成、栄、啓生、栃木、中園、川西、武 士、朝日、富丘、若里、富武士	週1回	月2回	月1回	年3回
知来、仁倉、浜佐呂間、幌岩、浪速	週1回	月2回	月1回	年3回

#### 第4節 中間処理

本組合では、焼却施設において可燃ごみの焼却処理を、リサイクルセンターにおいて資源物の選別、圧縮・減容等を行っています。

本組合及び構成町の過去5カ年の処理実績は表4-4-1～4-4-4のとおりです。

表4-4-1 処理量実績（遠軽町）

	H24	H25	H26	H27	H28
処理量	8,770	9,118	8,871	9,220	8,692
直接焼却量	5,119	4,929	4,747	4,862	4,647
焼却以外の中間処理量	491	476	467	472	694
その他の資源化を行う施設	491	476	467	472	694
直接最終処分量	2,730	3,292	3,332	3,591	3,063
直接資源化量	430	421	325	295	288

(t)

表4-4-2 処理量実績（湧別町）

	H24	H25	H26	H27	H28
処理量	3,320	3,596	3,540	3,411	2,782
直接焼却量	1,428	1,427	1,404	1,450	1,423
焼却以外の中間処理量	438	413	386	402	336
その他の資源化を行う施設	438	413	386	402	336
直接最終処分量	1,454	1,756	1,750	1,559	1,023
直接資源化量	0	0	0	0	0

(t)

表4-4-3 処理量実績（佐呂間町）

	H24	H25	H26	H27	H28
処理量	2,666	2,684	2,642	2,534	2,372
直接焼却量	660	688	668	612	581
焼却以外の中間処理量	131	127	128	126	116
その他の資源化を行う施設	131	127	128	126	116
直接最終処分量	1,695	1,686	1,683	1,638	1,528
直接資源化量	180	183	163	158	147

(t)

表4-4-4 処理量実績（本組合）

	H24	H25	H26	H27	H28
処理量	14,756	15,398	15,053	15,165	13,846
直接焼却量	7,207	7,044	6,819	6,924	6,651
焼却以外の中間処理量	1,060	1,016	981	1,000	1,146
その他の資源化を行う施設	1,060	1,016	981	1,000	1,146
直接最終処分量	5,879	6,734	6,765	6,788	5,614
直接資源化量	610	604	488	453	435

(t)

※本組合の処理量実績は構成町の処理量実績の合計より算出しています。

(1) 焼却施設での処理実績

焼却施設の概要は、表 4-4-5 のとおりです。

表 4-4-5 焼却施設の概要

施設名称	えんがるクリーンセンター
所在地	北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地1
処理能力	32t/日 (16t/日×2基)
稼働年月	平成30年1月
延床面積	3,117m <sup>2</sup>
処理方式	准連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
計画処理量	7,951t/年（平成30年度）

本組合及び構成町の過去5カ年の焼却処理実績は表 4-4-6～4-4-9 のとおりです。

平成30年1月までは、「えんがるクリーンセンター」稼働に伴い停止した遠軽町清掃センターで焼却処理を行っていました。

表 4-4-6 焼却処理実績（遠軽町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却処理量	5,119	4,929	4,747	4,862	4,647
収集ごみ	2,604	2,676	2,538	2,525	2,449
可燃ごみ	2,604	2,676	2,538	2,525	2,449
粗大ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	2,515	2,253	2,209	2,337	2,198
可燃ごみ	2,233	1,950	1,969	1,970	1,881
粗大ごみ	282	303	240	367	317
焼却残渣量	539	473	503	549	507
焼却残渣発生率	10.5%	9.6%	10.6%	11.3%	10.9%

※一般廃棄物処理実態調査より

表 4-4-7 焼却処理実績（湧別町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却施設	1,428	1,427	1,404	1,450	1,423
収集ごみ	1,358	1,357	1,336	1,334	1,307
可燃ごみ	1,358	1,357	1,336	1,334	1,307
粗大ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	70	70	68	116	116
可燃ごみ	70	70	68	116	116
粗大ごみ	0	0	0	0	0
焼却残渣量	133	183	186	156	146
焼却残渣発生率	9.3%	12.8%	13.2%	10.8%	10.3%

※一般廃棄物処理実態調査より

表 4-4-8 焼却処理実績（佐呂間町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却施設	660	688	668	612	581
収集ごみ	576	556	550	524	519
可燃ごみ	576	556	550	524	519
粗大ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	84	132	118	88	62
可燃ごみ	84	132	118	88	62
粗大ごみ	0	0	0	0	0
焼却残渣量	44	73	64	77	80
焼却残渣発生率	6.7%	10.6%	9.6%	12.6%	13.8%

※一般廃棄物処理実態調査より

表 4-4-9 焼却処理実績（本組合）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
焼却施設	7,207	7,044	6,819	6,924	6,651
収集ごみ	4,538	4,589	4,424	4,383	4,275
可燃ごみ	4,538	4,589	4,424	4,383	4,275
粗大ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	2,669	2,455	2,395	2,541	2,376
可燃ごみ	2,387	2,152	2,155	2,174	2,059
粗大ごみ	282	303	240	367	317
焼却残渣量	716	729	753	782	733
焼却残渣発生率	9.9%	10.3%	11.0%	11.3%	11.0%

※本組合の焼却処理実績は構成町の焼却処理量実績の合計より算出しています。

表 4-4-6～表 4-4-9 より、焼却処理後に発生する焼却灰等の焼却残渣の発生率は、焼却処理量の 10～11%となっています。

なお、過去 5 ヶ年の焼却施設におけるごみ質調査の結果は、表 4-4-10 のとおりです。

表 4-4-10 焼却施設におけるごみ質調査結果

		単位	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ組成分析結果	紙・布類	(%)	40.3	31.2	35.0	29.8	45.7
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	(%)	5.5	4.6	2.2	2.5	2.5
	木、竹、わら類	(%)	2.7	2.3	1.5	2.5	3.4
	ちゅう芥類	(%)	45.9	59.6	58.7	63.1	46.6
	不燃物類	(%)	4.8	2.3	0.4	0.7	1.2
	その他	(%)	0.8	0.0	2.2	1.4	0.6
	合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		(kg/m <sup>3</sup> )	239	0	0	0	571
三成分	水分	(%)	60.0	66.8	70.4	58.0	69.5
	可燃分	(%)	35.0	28.4	27.1	38.8	27.1
	灰分	(%)	5.0	4.8	2.5	3.2	3.4
	合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量(計測値)		(kJ/kg)	5,090	3,670	3,340	5,860	3,363
低位発熱量(実測値)		(kJ/kg)	4,550	4,010	3,230	5,700	3,625

(2) リサイクルセンターでの処理実績

リサイクルセンターの概要は、表 4-4-11 のとおりです。

稼働から既に 18 年経過しており、更に建屋については 45 年が経過していることから、老朽化が激しく、作業環境も良くないことから、早急な更新が望まれます。

表 4-4-11 リサイクルセンターの概要

施設名称	遠軽地区広域組合リサイクルセンター
所在地	紋別郡湧別町上湧別 屯田市街地 563 番地 2
処理能力	11 t / 日 (空き缶自動選別圧縮機 1台 4.8t/日) (ペットボトル減容機 1台 1.2t/日) (発泡スチロール減容機 1台 0.8t/日) (プラスチック圧縮機 1台 4.0t/日)
稼働年月	平成11年12月稼働 (昭和47年建屋建設、平成11年11月電気設備工事他)
処理方式	選別・減容

本組合及び構成町における過去 5 カ年のリサイクルセンターの処理実績は表 4-4-12 ~4-4-15 のとおりです。

表 4-4-12 リサイクルセンターの処理実績 (遠軽町)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源物量	491.0	476.1	466.7	471.1	432.5
アルミ缶	32.9	31.1	32.7	34.0	33.4
スチール缶	42.0	36.7	32.0	21.9	21.2
ペットボトル	85.2	79.1	84.6	76.5	78.0
発泡スチロール	20.2	18.8	19.1	16.3	17.3
空ビン	136.7	136.4	128.5	152.7	125.1
茶色	66.8	64.2	60.1	69.8	56.1
無色	49.5	49.0	45.1	53.6	42.8
その他	20.4	23.2	23.3	29.3	26.2
プラスチック	174.0	174.0	169.8	169.7	157.5
紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(t)

表 4-4-13 リサイクルセンターの処理実績（湧別町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源物量	272.5	255.4	254.9	266.1	232.7
アルミ缶	22.5	21.8	21.1	24.9	24.6
スチール缶	38.0	36.3	33.0	21.7	18.6
ペットボトル	37.7	35.8	35.7	35.6	36.1
発泡スチロール	5.8	5.3	5.9	5.6	5.0
空ビン	78.5	66.6	71.5	89.2	66.5
茶色	44.0	34.3	37.1	43.7	29.8
無色	24.4	22.2	23.7	30.9	23.1
その他	10.1	10.1	10.7	14.6	13.6
プラスチック	85.9	85.9	84.2	85.7	79.0
紙パック	4.1	3.7	3.5	3.4	2.9

表 4-4-14 リサイクルセンターの処理実績（佐呂間町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源物量	132.0	126.6	127.6	125.7	116.0
アルミ缶	10.9	12.5	11.4	11.7	13.1
スチール缶	17.4	15.2	14.1	9.9	9.5
ペットボトル	19.9	20.1	19.1	18.4	18.9
発泡スチロール	3.2	2.8	3.8	3.0	2.8
空ビン	40.4	36.8	37.2	41.1	36.3
茶色	19.0	18.6	17.2	19.2	16.2
無色	14.9	12.7	13.5	14.5	12.1
その他	6.5	5.5	6.5	7.4	8.0
プラスチック	40.2	39.2	42.0	41.6	35.4
紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 4-4-15 リサイクルセンターの処理実績（本組合）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
資源物量	895.5	858.1	849.2	862.9	781.2
アルミ缶	66.3	65.4	65.2	70.6	71.1
スチール缶	97.4	88.2	79.1	53.5	49.3
ペットボトル	142.8	135.0	139.4	130.5	133.0
発泡スチロール	29.2	26.9	28.8	24.9	25.1
空ビン	255.6	239.8	237.2	283.0	227.9
茶色	129.8	117.1	114.4	132.7	102.1
無色	88.8	83.9	82.3	99.0	78.0
その他	37.0	38.8	40.5	51.3	47.8
プラスチック	300.1	299.1	296.0	297.0	271.9
紙パック	4.1	3.7	3.5	3.4	2.9

※本組合のリサイクルセンターの処理量実績は構成町のリサイクルセンターの合計より算出しています。

## 第5節 最終処分

最終処分場の概要は表 4-5-1～4-5-3 のとおりです。最終処分場は、各町で整備しています。どの最終処分場も残余容量が少ないため、新たな最終処分場の整備が必要となっています。

表 4-5-1 最終処分場の概要（遠軽町）

名称	遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道紋別郡遠軽町生田原旭野 181 番地外
埋立面積	19,320m <sup>2</sup>
埋立容量	98,100m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立開始	平成 18 年 4 月
浸出水処理方式	回転円板法+凝集沈殿法+砂ろ過法+活性炭吸着法
浸出水処理能力	40m <sup>3</sup> /日

表 4-5-2 最終処分場の概要（湧別町）

名称	上湧別廃棄物処理場
所在地	北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 614 番地
埋立面積	21,720m <sup>2</sup>
埋立容量	114,450m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立開始	昭和 62 年
浸出水処理方式	回転円板法+凝集沈殿法
浸出水処理能力	30m <sup>3</sup> /日

表 4-5-3 最終処分場の概要（佐呂間町）

名称	佐呂間町一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道常呂郡佐呂間町字北 442 番地
埋立面積	16,000m <sup>2</sup>
埋立容量	79,540m <sup>3</sup>
埋立方式	セル方式
埋立開始	昭和 57 年
浸出水処理方式	接触曝気法+凝集沈殿法
浸出水処理能力	36m <sup>3</sup> /日

遠軽町のみは、最終処分場に前処理施設として破碎処理施設を設け、不燃ごみと粗大ごみの破碎選別処理を行っています。

破碎処理施設の概要は表 4-5-4 のとおりです。

表 4-5-4 破碎処理施設の概要

名称	遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場	
所在地	北海道紋別郡遠軽町生田原旭野 181 番地外	
処理概要	破碎（2 軸せん断破碎機（前処理）、堅型衝撃式回転破碎機）	
	4 種選別（磁力選別機、トロンメル回転式破碎物用選別機、破碎物用アルミ選別機、可燃物選別機）	
建設年度	着工	平成 16 年 8 月 25 日
	竣工	平成 18 年 4 月 1 日
堅型衝撃式回転破碎機	処理量 4.5t/5h 処理対象物 不燃粗大ごみ	

本組合及び構成町における過去 5 カ年の最終処分量は表 4-5-5～4-5-8 のとおりです。

表 4-5-5 最終処分量実績（遠軽町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	3,269	3,765	3,835	4,140	3,570
直接最終処分量	2,730	3,292	3,332	3,591	3,063
焼却残渣量	539	473	503	549	507
ごみ総排出量	8,972	9,323	9,065	9,417	8,864
最終処分率	36.4%	40.4%	42.3%	44.0%	40.3%

表 4-5-6 最終処分量実績（湧別町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	1,587	1,939	1,936	1,715	1,169
直接最終処分量	1,454	1,756	1,750	1,559	1,023
焼却残渣量	133	183	186	156	146
ごみ総排出量	3,320	3,596	3,541	3,410	2,782
最終処分率	47.8%	53.9%	54.7%	50.3%	42.0%

表 4-5-7 最終処分量実績（佐呂間町）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	1,739	1,759	1,747	1,715	1,608
直接最終処分量	1,695	1,686	1,683	1,638	1,528
焼却残渣量	44	73	64	77	80
ごみ総排出量	2,666	2,684	2,642	2,534	2,372
最終処分率	65.2%	65.5%	66.1%	67.7%	67.8%

表 4-5-8 最終処分量実績（本組合）

(t)

	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	6,595	7,463	7,518	7,570	6,347
直接最終処分量	5,879	6,734	6,765	6,788	5,614
焼却残渣量	716	729	753	782	733
ごみ総排出量	14,958	15,603	15,248	15,361	14,018
最終処分率	44.1%	47.8%	49.3%	49.3%	45.3%

備考：本組合の最終処分量実績は構成町の最終処分量実績の合計より算出しています。

不燃ごみと粗大ごみを直接埋立処分としているため、ごみ排出量の約半分が最終処分されています。

新規最終処分場の整備と合わせて、最終処分量を削減する方策も検討する必要があります。

遠軽町の最終処分場で行った不燃ごみのごみ質調査の結果を表 4-5-9 に示します。

可燃ごみや資源ごみとして分別されるべきごみが多く含まれており、分別状態があまり良くないことが分かります。

表 4-5-9 不燃ごみのごみ質調査結果（遠軽町）

	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ組成	重量比(%)	重量比(%)	重量比(%)	重量比(%)	重量比(%)
厨芥類	28.87	21.81	21.10	13.41	23.60
新聞・雑誌 OA用紙・書籍類	0.00	0.53	0.54	0.71	0.37
段ボール	1.00	0.31	0.55	2.03	0.07
資源化できない紙類	9.08	3.41	4.31	5.30	3.89
紙パック	0.03	0.28	0.33	0.51	0.21
その他紙製容器	0.48	1.14	1.07	3.03	1.09
布類	1.82	1.94	2.52	3.40	3.72
プラスチック容器	8.47	21.20	20.14	25.73	12.97
ペットボトル	0.57	2.18	1.22	4.74	2.29
発泡トレイ	0.12	0.74	0.98	0.71	0.95
容器以外の ビニール・プラスチック	12.92	18.88	12.21	15.97	16.83
ゴム・皮革類	3.12	5.16	0.57	4.12	2.82
木・竹・わら類	0.67	1.60	4.36	1.03	1.36
瀬戸物・ガラス類	6.84	5.20	4.62	0.39	4.51
ガラスびん(茶)	2.00	0.40	1.55	2.05	1.98
ガラスびん(無色)	1.42	2.31	3.56	3.81	4.23
ガラスびん(その他)	0.89	0.59	0.89	0.34	1.59
金属類	1.42	7.81	8.35	9.74	3.13
アルミ缶	0.47	0.95	0.41	1.13	0.56
スチール缶	2.43	3.34	1.49	1.54	1.24
乾電池	0.45	0.00	0.02	0.01	0.05
蛍光管	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他 (5mmふるいを通過した物)	16.93	0.21	9.20	0.30	12.54
合計採取量	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
水分(%)	15.8	25.0	16.4	16.4	16.3
灰分(%)	36.9	23.7	30.7	22.4	27.3
可燃分(%)	47.3	51.3	52.9	61.1	56.4
単位体積重量(kg/m <sup>3</sup> )	164.3	71.4	78.2	73.9	93.9
低位発熱量(計算値)(J/g)	8,520	9,040	9,550	11,100	10,200
参考値:低位発熱量(計算値) (kcal/kg)	2,040	2,160	2,280	2,650	2,440

## 第6節 ごみの発生・排出抑制

本組合のごみ排出量は、増減を繰り返していますが、概ね減少傾向にあります。

しかし、人口実績が減少傾向にあることから、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。このことから、より一層のごみ減量化を推進していく必要があります。

本組合及び構成町では、ごみの発生・排出抑制の促進のため、以下のような施策を行っています。

### (1) 意識啓発・情報提供・環境教育の推進

- 広報誌、ホームページによる各種広報・啓発活動を実施しています。
- 児童・生徒の課外学習や社会教育事業などを通じた環境教育活動を推進しています。
- 町民に対して、ごみ分別や排出方法の手引き、パンフレット等による情報提供しています。
- 監視パトロールを実施し、不法投棄防止やごみステーションの適正利用を推進しています。

### (2) ごみの有料化

可燃ごみと不燃ごみの指定ごみ袋を有料化しています。

また、粗大ごみの処理券も有料化しています。

本組合の処理施設や各町の最終処分場へごみを直接持ち込む場合にも重量に応じて料金を徴収しています。

ごみの有料化を行うことによる経済的インセンティブによりごみの減量化を図っています。

### (3) 家庭での生ごみ堆肥化の推進

遠軽町と湧別町では、ごみ排出抑制の一環として生ごみの堆肥化に対して表4-6-1～4-6-4のとおり助成を行っています。

表4-6-1 生ごみ堆肥化助成状況（遠軽町）

助成対象	助成額
生ごみ堆肥化容器	1個当たり2,000円を助成
電動生ごみ処理機	購入費用の1/2以内(1台につき上限25,000円)を助成

表 4-6-2 生ごみ堆肥化の助成実績（遠軽町）

(件数)

助成対象	H24	H25	H26	H27	H28
コンポスター	21	28	17	11	9
電動生ごみ処理機	7	8	1	2	1

表 4-6-3 生ごみ堆肥化助成状況（湧別町）

助成対象	助成額
生ごみ処理容器	購入価格の 1/2 以内(限度額 3,500 円)を助成
生ごみ処理機	町内の販売店から購入し、購入費用(諸経費を除く)の 1/2 以内(限度額 25,000 円)を助成

表 4-6-4 生ごみ堆肥化の助成実績（湧別町）

(件数)

助成対象	H24	H25	H26	H27	H28
生ごみ処理容器	2	3	0	12	3
生ごみ処理機	0	1	0	5	0

(4) 集団回収

遠軽町では、小学校や自治会で集団回収を行っています。

紙類を中心に、平成 28 年度には 172 t の資源を回収しました。

## 第7節 ごみ処理経費

各町及び本組合のごみ処理経費の状況は、表4-7-1～4-7-4のとおりです。

平成28年度のごみ1t当たりのごみ処理経費は、遠軽町で55,373円、湧別町で51,494円、佐呂間町で31,031円、本組合で84,341円となっています。

また、平成28年度の人口1人当たりのごみ処理経費は、遠軽町で20,483円、湧別町で15,736円、佐呂間町で13,967円、本組合で33,986円となっています。

表4-7-1 ごみ処理経費の状況（遠軽町）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
建築改良費	(千円)	0	0	61,700	0	0
工事費	(千円)	0	0	57,380	0	0
収集運搬費用	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理施設	(千円)	0	0	57,380	0	0
最終処分場	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
調査費	(千円)	0	0	4,320	0	0
建築改良組合分担金	(千円)	0	36,620	49,961	222,011	426,611
処理及び維持管理費	(千円)	126,000	126,000	445,935	472,435	492,377
人件費	(千円)	0	0	10,795	11,598	11,749
一般職	(千円)	0	0	10,795	11,598	11,749
収集運搬	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分	(千円)	0	0	0	0	0
処理費	(千円)	0	0	146,996	146,881	164,080
収集運搬費	(千円)	0	0	10,055	12,656	165
中間処理費	(千円)	0	0	105,085	108,673	125,432
最終処分費	(千円)	0	0	31,856	25,552	38,483
車両等購入費	(千円)	0	0	0	0	0
委託費	(千円)	126,000	126,000	288,144	313,956	316,548
収集運搬費	(千円)	0	0	108,864	114,048	113,076
中間処理費	(千円)	0	0	76,090	84,963	86,741
最終処分費	(千円)	126,000	126,000	103,190	114,945	116,731
その他	(千円)	0	0	0	0	0
組合分担金	(千円)	7,947	11,397	3,584	6,849	7,315
調査研究費	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
合計	(千円)	126,000	126,000	507,635	472,435	492,377
ごみ総排出量	(t)	8,972	9,323	9,065	9,428	8,892
ごみ1t当たりの処理費	(円/t)	14,044	13,515	55,999	50,110	55,373
総人口	(人)	21,776	21,522	21,183	20,789	20,483
1人当たりの処理費	(円/人)	5,786	5,854	23,964	22,725	24,038

※ごみ処理経費の合計に組合分担金は含まれていません。

表 4-7-2 ごみ処理経費の状況（湧別町）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
建築改良費	(千円)	0	0	0	0	0
工事費	(千円)	0	0	0	0	0
収集運搬費用	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理施設	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分場	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
調査費	(千円)	0	0	0	0	0
建築改良組合分担金	(千円)	0	20,471	27,878	122,780	235,761
処理及び維持管理費	(千円)	125,883	124,122	173,470	140,089	138,833
人件費	(千円)	0	0	0	0	0
一般職	(千円)	0	0	0	0	0
収集運搬	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分	(千円)	0	0	0	0	0
処理費	(千円)	16,299	14,458	19,752	26,050	15,072
収集運搬費	(千円)	8,825	8,835	9,030	8,721	8,799
中間処理費	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分費	(千円)	7,474	5,623	10,722	17,329	6,273
車両等購入費	(千円)	0	4,450	0	0	0
委託費	(千円)	109,584	105,214	153,718	114,039	123,761
収集運搬費	(千円)	43,157	50,400	49,194	55,021	56,700
中間処理費	(千円)	45,124	35,906	41,476	40,217	44,203
最終処分費	(千円)	17,475	18,908	60,953	18,801	21,672
その他	(千円)	3,828	0	2,095	0	1,186
組合分担金	(千円)	4,475	6,502	1,854	3,893	3,784
調査研究費	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	3,108	3,027	2,743	3,861	4,423
合計	(千円)	128,991	127,149	176,213	143,950	143,256
ごみ総排出量	(t)	3,320	3,596	3,541	3,410	2,782
ごみ1t当たりの処理費	(円/t)	38,853	35,358	49,764	42,214	51,494
総人口	(人)	9,812	9,620	9,493	9,325	9,104
1人当たりの処理費	(円/人)	13,146	13,217	18,562	15,437	15,736

※ごみ処理経費の合計に組合分担金は含まれていません。

表 4-7-3 ごみ処理経費の状況（佐呂間町）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
建築改良費	(千円)	0	0	0	0	0
工事費	(千円)	0	0	0	0	0
収集運搬費用	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理施設	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分場	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
調査費	(千円)	0	0	0	0	0
建築改良組合分担金	(千円)	0	0	18,950	84,019	161,920
処理及び維持管理費	(千円)	70,161	66,306	72,589	72,992	73,605
人件費	(千円)	0	0	0	0	0
一般職	(千円)	0	0	0	0	0
収集運搬	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分	(千円)	0	0	0	0	0
処理費	(千円)	3,196	5,373	5,427	4,082	3,480
収集運搬費	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理費	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分費	(千円)	3,196	5,373	5,427	4,082	3,480
車両等購入費	(千円)	0	0	0	0	0
委託費	(千円)	66,965	60,933	67,162	68,910	70,125
収集運搬費	(千円)	33,492	34,234	36,175	37,076	36,006
中間処理費	(千円)	27,585	21,159	25,317	25,104	27,307
最終処分費	(千円)	3,798	4,211	4,382	3,857	5,167
その他	(千円)	2,090	1,329	1,288	2,873	1,645
組合分担金	(千円)	2,117	16,841	999	1,728	2,083
調査研究費	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
合計	(千円)	70,161	66,306	72,589	72,992	73,605
ごみ総排出量	(t)	2,666	2,684	2,642	2,534	2,372
ごみ1t当たりの処理費	(円/t)	26,317	24,704	27,475	28,805	31,031
総人口	(人)	5,688	5,655	5,549	5,404	5,270
1人当たりの処理費	(円/人)	12,335	11,725	13,081	13,507	13,967

※ごみ処理経費の合計に組合分担金は含まれていません。

表 4-7-4 ごみ処理経費の状況（本組合）

	単位	H24	H25	H26	H27	H28
建築改良費	(千円)	0	92,137	263,192	434,911	1,161,368
工事費	(千円)	0	67,267	263,192	434,911	1,161,368
収集運搬費用	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理施設	(千円)	0	67,267	263,192	434,911	1,161,368
最終処分場	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
調査費	(千円)	0	24,870	0	0	0
建築改良組合分担金	(千円)	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	(千円)	39,248	31,512	23,817	24,161	23,284
人件費	(千円)	0	0	0	0	0
一般職	(千円)	0	0	0	0	0
収集運搬	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理	(千円)	0	0	0	0	0
最終処分	(千円)	0	0	0	0	0
処理費	(千円)	15,416	8,276	239	68	68
収集運搬費	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理費	(千円)	15,416	8,276	239	68	68
最終処分費	(千円)	0	0	0	0	0
車両等購入費	(千円)	0	0	0	0	0
委託費	(千円)	23,832	23,236	23,578	24,093	23,216
収集運搬費	(千円)	0	0	0	0	0
中間処理費	(千円)	23,832	23,236	23,578	24,093	23,216
最終処分費	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
組合分担金	(千円)	0	0	0	0	0
調査研究費	(千円)	0	0	0	0	0
その他	(千円)	0	0	0	0	0
合計	(千円)	39,248	123,649	287,009	459,072	1,184,652
ごみ総排出量	(t)	14,958	15,603	15,248	15,372	14,046
ごみ1t当たりの処理費	(円/t)	2,624	7,925	18,823	29,864	84,341
総人口	(人)	37,276	36,797	36,225	35,518	34,857
1人当たりの処理費	(円/人)	1,053	3,360	7,923	12,925	33,986

※ごみ処理経費については、3町の合計ではなく、遠軽地区広域組合としての経費を計上しています。

## 第8節 ごみ処理の評価

本組合の平成27年度実績における主要な指標について、全国及び北海道の平均値と比較すると表4-8-1に示すとおりになります。

本組合の平成27年度の1人1日当たりごみ総排出量は、1,182g/人・日であることから、全国及び北海道の平均より多くなっています。

また、リサイクル率は、全国及び北海道の平均より少なく、最終処分率（最終処分量÷総ごみ排出量）は、全国及び北海道の平均より多くなっています。

本組合は、1人1日当たりのごみの排出量が多く、不燃ごみと粗大ごみを直接埋立しているため最終処分量が多く、資源化率が低いという状況です。

表4-8-1 平成27年度実績との比較

	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)
遠軽町	1,238	10.2	44.0
湧別町	999	11.8	50.3
佐呂間町	1,281	11.2	67.7
本組合	1,182	10.7	49.3
全国	939	20.4	10.0
北海道	984	24.3	19.4

※全国平均値は「環境省ホームページ：一般廃棄物の排出及び処理状況等」より

※北海道平均値は「一般廃棄物処理実態調査」より

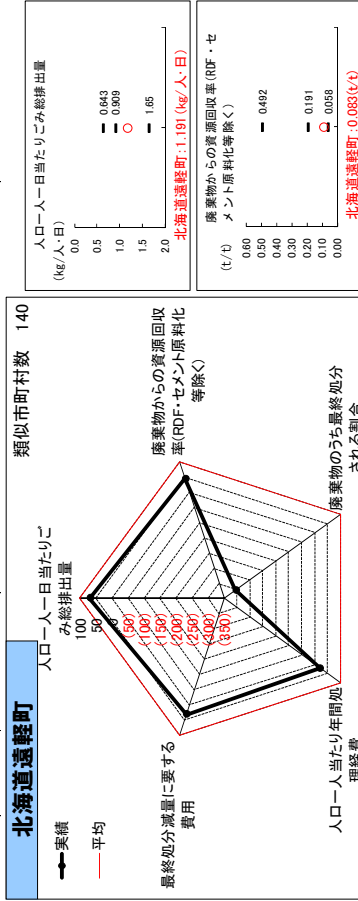
また、環境省が一般廃棄物処理実態調査結果を基に作成した「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成27年度)」を用いた各町の類似自治体との比較評価結果を表4-8-2～4-8-4に示します。

各町ごとの評価でも、本組合全体の評価と同じく、1人1日当たりのごみの排出量と最終処分量が多く、資源化率が低いという結果となっています。

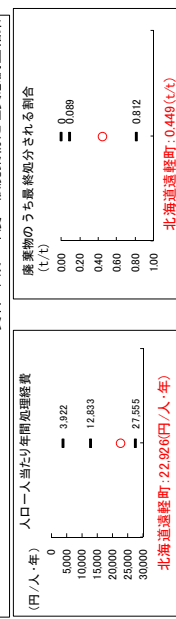
表 4-8-2 類似自治体との比較評価（遠軽町）

市町村名	北海道遠軽町	人口 産業	21,153 人 9,115	二次人口比率	71.9%
------	--------	----------	-------------------	--------	-------

類似都市の概要	町村	20,000人以上
都市形態	人口区分	二次人口比55%以上
産業構造	V	2



資料：平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果



備考：エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

標準的な指標	人口一人当たりごみ総排出量 (kg/人・年)	廃棄物からの資源回収率 (RDf・セメント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/人・年)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.909	0.191	0.089	12,833	39,675
最大	1.65	0.492	0.812	27,555	86,879
最小	0.643	0.058	0	3,922	7,885
標準偏差	0.172	0.073	0.085	4,707	15,046
当該市町村実績	1,190,905	0.08318872	0.449023861	22,926	67,131
指教値	69.0	43.6	-304.5	21.3	30.8

表 4-8-3 類似自治体との比較評価（湧別町）

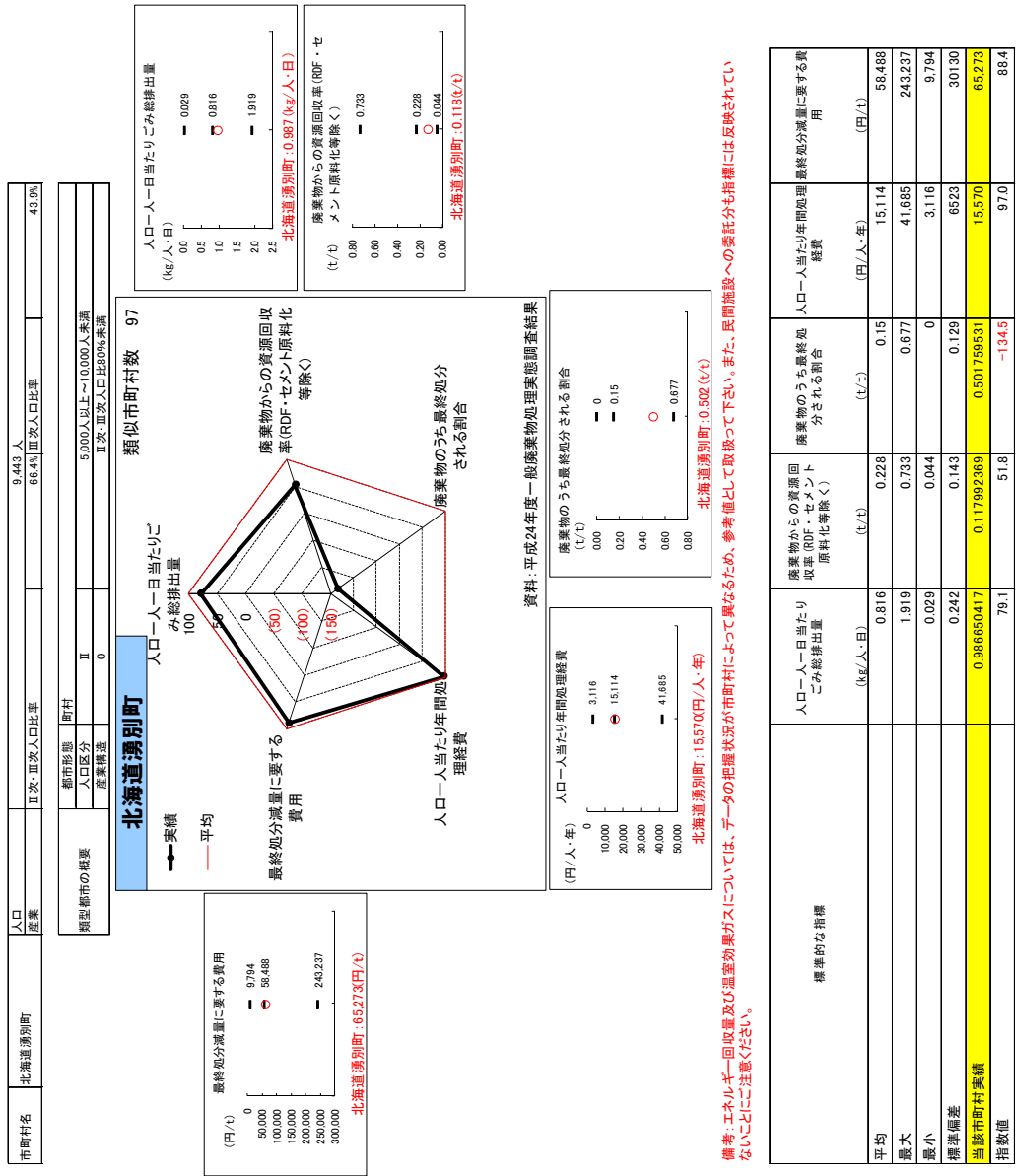
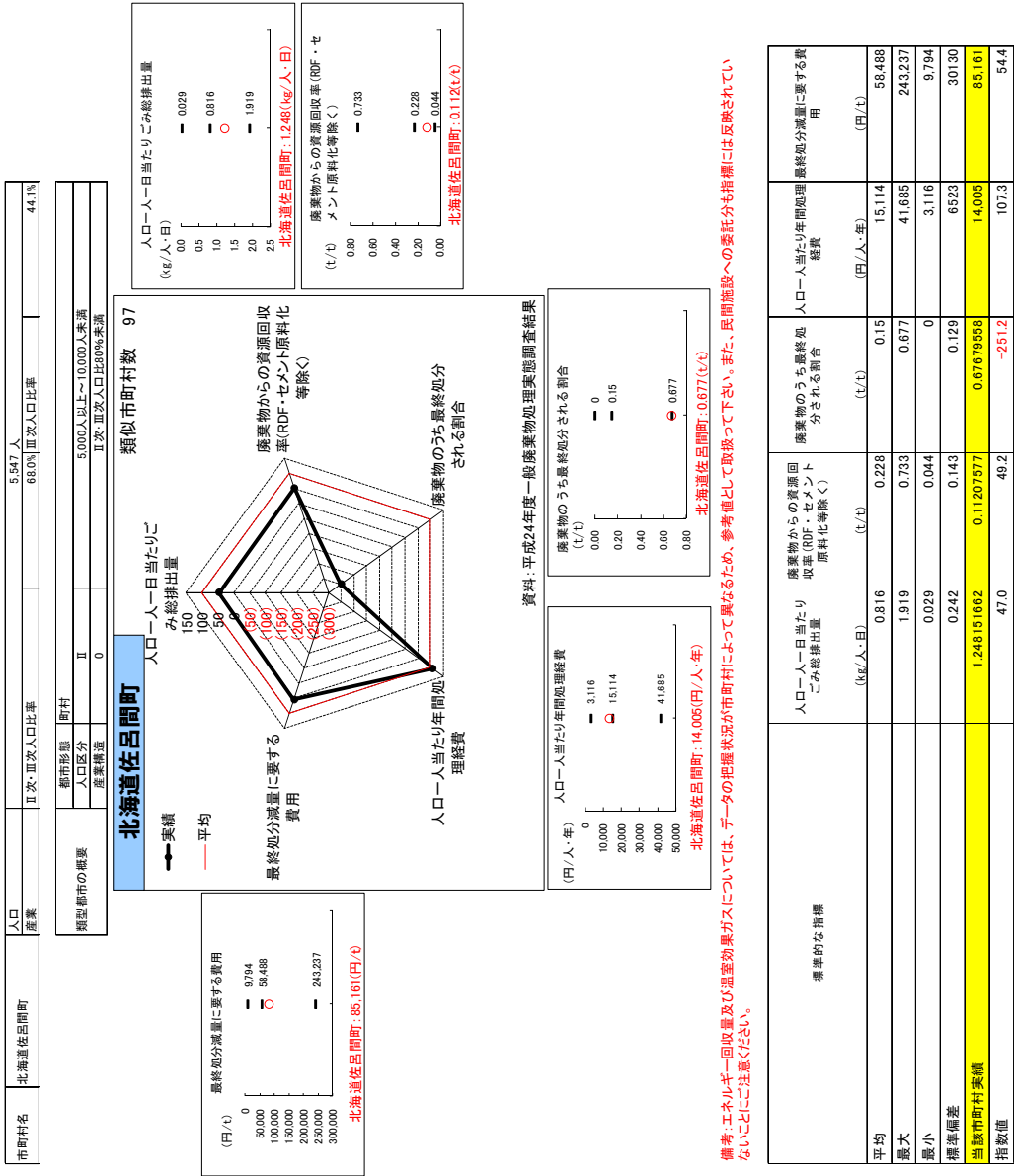


表 4-8-4 類似自治体との比較評価 (佐呂間町)



## 第9節 ごみ処理の課題

### (1) ごみの減量

ごみ量は、全体的に減少傾向にありますが、1人1日当たりのごみの排出量は依然多く、全国平均及び北海道平均を超えています。

全国平均及び北海道平均は900g/人・日台であり、本組合の1人1日当たりのごみの排出量も1,000g/人・日以下とすることが望まれます。

### (2) 資源化

本組合のリサイクル率は、全国平均及び北海道平均より低くなっています。容器包装全品目と新聞・雑誌などについても資源化対象品目としており、資源化の体制は整備されていますが、後述するように分別が不徹底であることから、資源化量が伸び悩んでいます。分別の徹底により資源化量を向上させるとともに、資源物以外のごみの減量を行うことにより、リサイクル率の向上を図る必要があります。

### (3) 最終処分量の削減

本組合では、現在、不燃ごみと粗大ごみは基本的に中間処理を行わず、直接埋立処分を行っています。

不燃ごみと粗大ごみには、資源化できる鉄やアルミ等の金属類が含まれており、多くの自治体では中間処理を行うことによりこれら金属類を回収、資源化しています。

また、直接埋立することから、最終処分場での受入れ基準が緩く、分別状態の悪いごみが搬入されており、本来、可燃ごみや資源ごみとして分別すべきごみも最終処分場に持ち込まれています。

今後は、資源化率の向上と、最終処分場の延命化と、衛生状態を適正に保つために、分別の徹底と、不燃ごみと粗大ごみの中間処理について検討していく必要があります。

### (4) 分別の不徹底

平成28年度の遠軽町の最終処分場における不燃ごみのごみ質調査では、可燃ごみが多く混入しています。分別の徹底をお願いしていますが、平成30年1月から焼却施設が稼働したことに伴い、分別方法が変更となったことを契機に、今後は更に分別ルールの徹底を推進していく必要があります。

また、残余容量が逼迫している最終処分場の埋立量を削減し、延命化するためにも、不燃ごみの分別徹底を推進していく必要があります。

### (5) 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

現在、ごみの分別収集については、各町で行っています。

事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）については、生活系ごみと別に排出するように指導していますが、生活系ごみに混入されて排出されているごみがあります。

また、事業系ごみの排出量は、佐呂間町のみが把握しており、遠軽町と湧別町では、収集運搬時に生活系ごみと混載されるため、事業系ごみの排出量は把握されていません。

事業系ごみの排出抑制・減量には、生活系ごみとは異なる施策が必要となってくることから、今後、事業系ごみの排出量の把握と事業系ごみに対する各種施策を検討していく必要があります。

#### (6) 中間処理施設の整備

本組合では、これまで焼却処理施設の更新を最優先に実施し、平成 30 年 1 月に新焼却施設である「えんがるクリーンセンター」が竣工しました。

焼却処理施設以外には、リサイクルセンターがありますが、リサイクルセンターも老朽化が進んでおり、早急に更新する必要があります。

また、リサイクル率の向上と最終処分量の削減の側面から、現在、直接埋立処分を行っている不燃ごみと粗大ごみについても破碎・選別処理の導入を検討する必要があります。

#### (7) 最終処分場の整備

現在、最終処分場は各町ごとに整備し、最終処分を行っていますが、残余容量が少なく、平成 37 年度までに埋立完了となる見込みです。

最終処分量を削減し、できるだけ現在の最終処分場の延命化を図ると共に、新規最終処分場の整備について検討する必要があります。

#### (8) ごみの直接搬入への対応

現在、可燃ごみについては、「えんがるクリーンセンター」で、不燃ごみ・粗大ごみについては、最終処分場で住民等からの直接搬入に対応しています。

しかし、資源物については、住民等からの直接搬入に対応する施設がなく、基本的に収集日にしか排出できないこととなっています。

収集日まで自宅等に貯留しておくことが出来ない資源物等が、「えんがるクリーンセンター」や最終処分場に持ち込まれる事例が発生しており、リサイクルセンターの更新に併せて、資源物も含めたごみの直接搬入に対する対応を検討していく必要があります。

#### (9) 不法投棄

本組合圏域は、山林が多くを占めており、組合圏外からごみが持ち込まれ、不法投棄されている箇所がいくつかあります。不法投棄されているごみは、普通のごみから建設廃材、廃油など多種類に渡っています。不法投棄を発見した場合は、警察に届け、不法投棄された場所には、警告看板等を立てて、再発防止に努めていますが、まだ、いくつもの不法投棄が行われています。

#### (10) 散乱ごみ（ごみのポイ捨て）

本組合圏域には、国道 242 号線と国道 333 号線の 2 本の国道が通っており、網走・北見方面から旭川・札幌方面に移動する車両が多く行き交っています。これらの道沿いに、車窓などからごみのポイ捨てが行われています。これに対しても警告看板やのぼり等を立てて、再発防止に努めていますが、近年の道内観光客の増加や観光客の行動範囲の拡大等もあり、ポイ捨ての減少には至っていません。

#### (11) ごみの野焼き

ごみの野焼きは、現在、禁止していますが、まだ、ごみを庭や畑等で野焼きする住民がいます。ごみの野焼きは、臭いや煙などが周辺住民の迷惑になるだけでなく、火事と誤認され消防署に連絡されるなどの混乱も招いています。ごみ分別パンフレットなどにもごみの野焼きの禁止を記載していますが、過去にごみの野焼きを許可していたこともあり、まだ、野焼き禁止が周知徹底されていません。

## 第5章 広域処理システムの検討

### 第1節 現況のごみ処理システム

ごみの処理システムは、大きく「分別収集段階」「中間処理段階」「最終処分段階」に分けられます。

本組合の現況の処理システムの概要は、以下のとおりです。

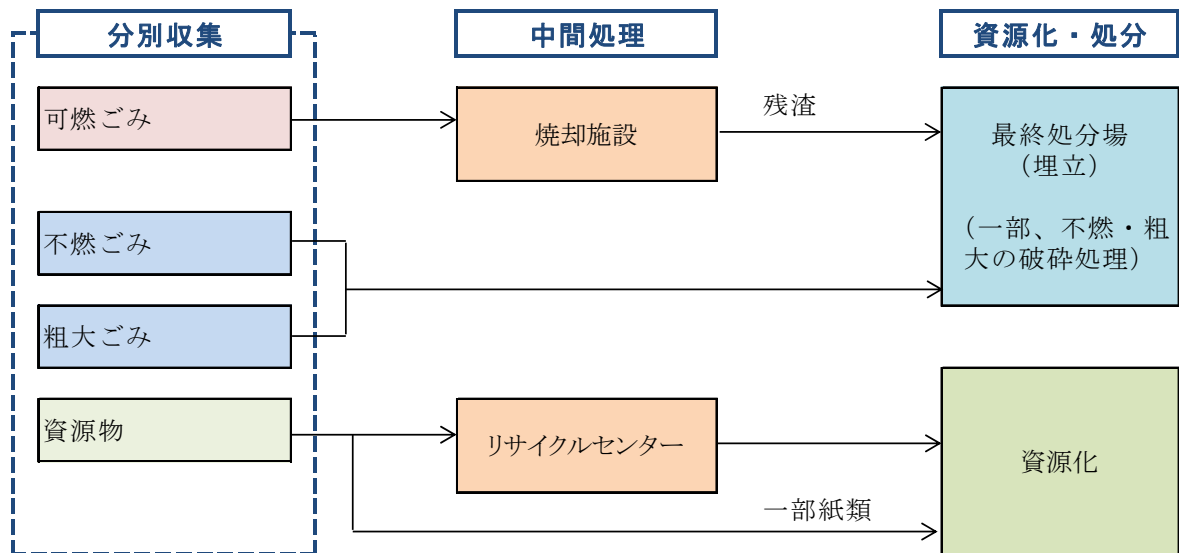


図 5-1-1 現況の処理システムの概要

現在の処理・処分施設の内、焼却施設とリサイクルセンターは本組合の施設、最終処分場は基本的に各町の施設です。

その内、焼却施設は、平成 30 年 1 月に稼働した新しい施設ですが、リサイクルセンターについては、稼働は平成 11 年 12 月ですが、建屋の建築は昭和 47 年であり、老朽化が激しく、作業環境も整っていません。

また、最終処分場は、各町で所有していますが、このままでは平成 37 年度までに埋立完了となる見込みです。

## 第2節 処理技術の選定

本計画のごみ処理システムとして適用可能な技術を選定するに当たって、これまでのごみ処理施策や社会情勢を鑑みて、処理システムの選定条件を以下のように設定します。

### (1) 循環型社会形成推進交付金の対象であること

本組合では、循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金制度）を活用した廃棄物処理施設整備事業を想定していることから、交付金の対象事業であることを前提とします。

### (2) 可燃ごみは焼却処理とする

本組合では、平成30年1月に新しい焼却施設として「えんがるクリーンセンター」を稼働し、可燃ごみは「えんがるクリーンセンター」で焼却処理し、焼却残渣は最終処分場に埋立処分しています。また、これまで不燃ごみとして埋立処分していたプラスチックを、分別を変更し可燃ごみとし焼却処理を開始しました。「えんがるクリーンセンター」の整備計画時に、焼却処理対象とした物については、今後も計画通り焼却処理するものとし、生ごみの堆肥化や廃油の燃料化などの可燃ごみの処理の変更を伴う技術は対象外とします。

### (3) えんがるクリーンセンターの稼働に伴う分別変更以外に、ごみの分別を変更しない

本組合では、「えんがるクリーンセンター」の稼働に合わせて、これまで不燃ごみとしていたプラスチックの分別を可燃ごみに変更しましたが、この分別変更が定着し安定するまで、住民の混乱を招かないよう、これ以外の分別変更を行わないことを基本とします。

### (4) 新たに施設を整備する場合、組合での整備を基本とする

今後、施設整備を行う場合は、組合での整備を基本とします。ただし、各町で施設を有する方が優位であると考えられる場合や、住民サービスなどの面から町内に施設が必要であるなどの理由がある場合には、各町で施設整備を行うことを妨げないものとし、

以上の4つの選定条件を基本に、本計画のごみ処理システムとして適用可能な技術を選定します。

選定条件を満たす主な処理技術は表5-2-1のとおりです。

表 5-2-1 処理技術の選定結果

区分 中間処理施設の種類	可燃ごみ うち、 厨芥類のみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 ごみ	焼却 残渣	破碎残さ		木くず など	施設の目的	選定 結果	理由
						可燃性	不燃性				
1 マテリアルリサイクル推進施設											
リサイクルセンター		○	○	○					ごみの破碎、 資源物の選別	○	
粗大ごみ処理施設		○	○						ごみの破碎、 資源物の選別	○	
ストックヤード	資源物などの保管が目的であり対象は限定されない。								保管	○	
灰溶融施設									焼却残さの溶 融	×	本組合の規模 では、コスト面 などのデメリット の方が大きい。
2 エネルギー回収型廃棄物処理施設											
熱回収施設											
・焼却施設	○						○		可燃ごみの減 容	○	
・ガス化溶融施設	○						○		可燃ごみの減 容	×	可燃ごみの処 理は、焼却処理 が前提。
高効率原燃料回収施設 (ごみメタン化施設含む。)		○							厨芥類のバイ オガス化	×	
ごみ燃料化施設										×	
・RDF化施設 (ごみ固形燃料)	○						○		可燃ごみの固 形燃料化	×	
・BDF化施設 (バイオディーゼル燃料)		○ (廃食油の み)							廃食油の燃料 化	×	
・炭化施設	○						○		可燃ごみの炭 化	×	
・エタノール燃料化施設		○ (糖・澱粉系 のみ)						○	木くずなどの 燃料化	×	
・木材チップ化施設								○	木くずなどの チップ化	×	
3 有機性廃棄物リサイクル推進施設											
ごみ飼料化施設		○								×	可燃ごみの処 理は焼却処理 が前提。
ごみたい肥化施設		○								×	
4 最終処分場			○	○		○	○	○		○	

### 第3節 検討処理システム(案)

選定条件を満たす主な処理技術を組み合わせた処理システム(案)を以下のように設定し、検討を行います。

#### (1) 処理システム案1

基本的に現況の処理システムを継続しますが、老朽化の激しいリサイクルセンターと、埋立完了が迫る最終処分場については、組合で新規施設を整備します。なお、各町の最終処分場の残余容量は異なるため、組合の最終処分場が整備されても残余容量に余裕がある町は、町の処分場への不燃ごみと粗大ごみの埋立を継続することも可能とします。また、リサイクルセンターから発生する可燃性の残渣は、「えんがるクリーンセンター(焼却施設)」で焼却処理を行います。

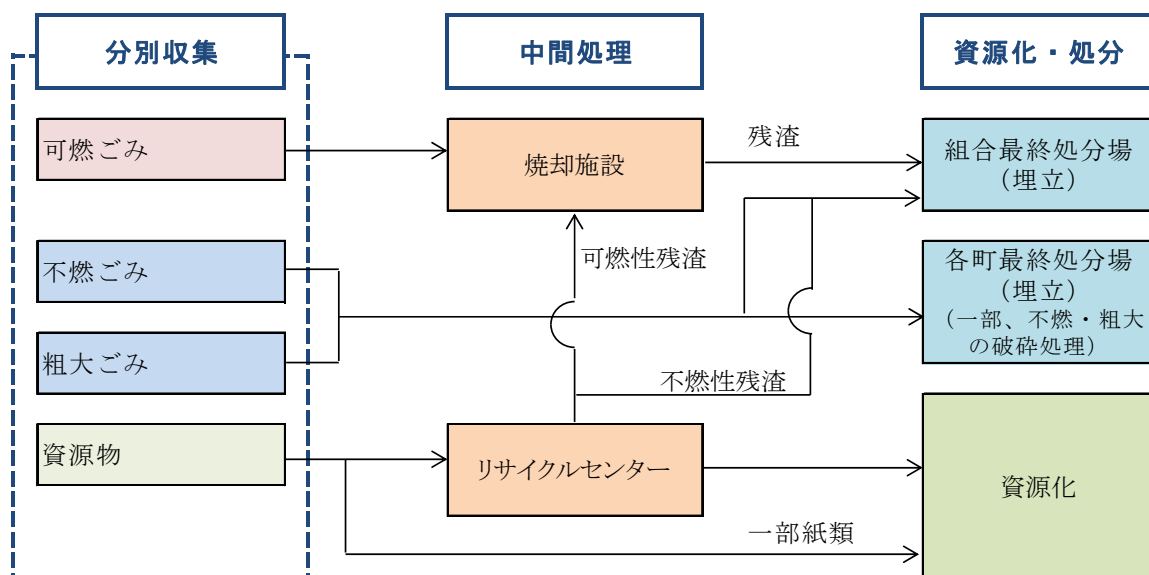
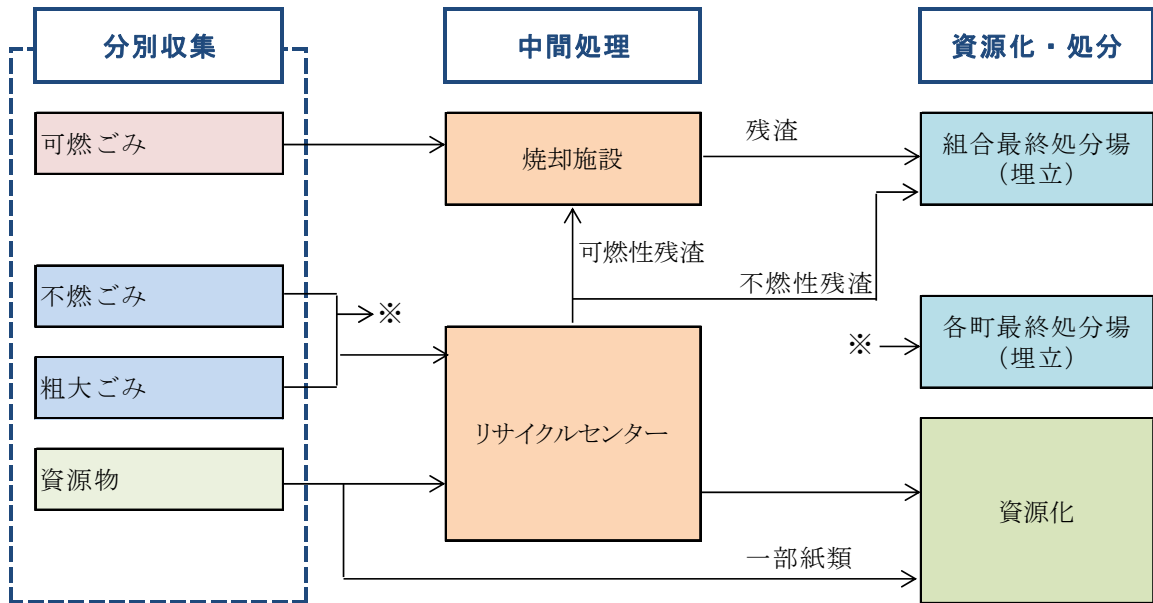


図 5-3-1 処理システム案 1

#### (2) 処理システム案 2

処理システム案 1 を基本として、リサイクルセンターに不燃ごみと粗大ごみの破碎選別機能を持たせたものを処理システム案 2 として検討します。

不燃ごみと粗大ごみの処理後の可燃性残渣は焼却処理、不燃性残渣は組合の最終処分場に埋立処分します。ただし、住民の利便性の面から、住民が不燃性粗大ごみを直接持ち込む場合については、各町の最終処分場への持ち込みも可能とします。

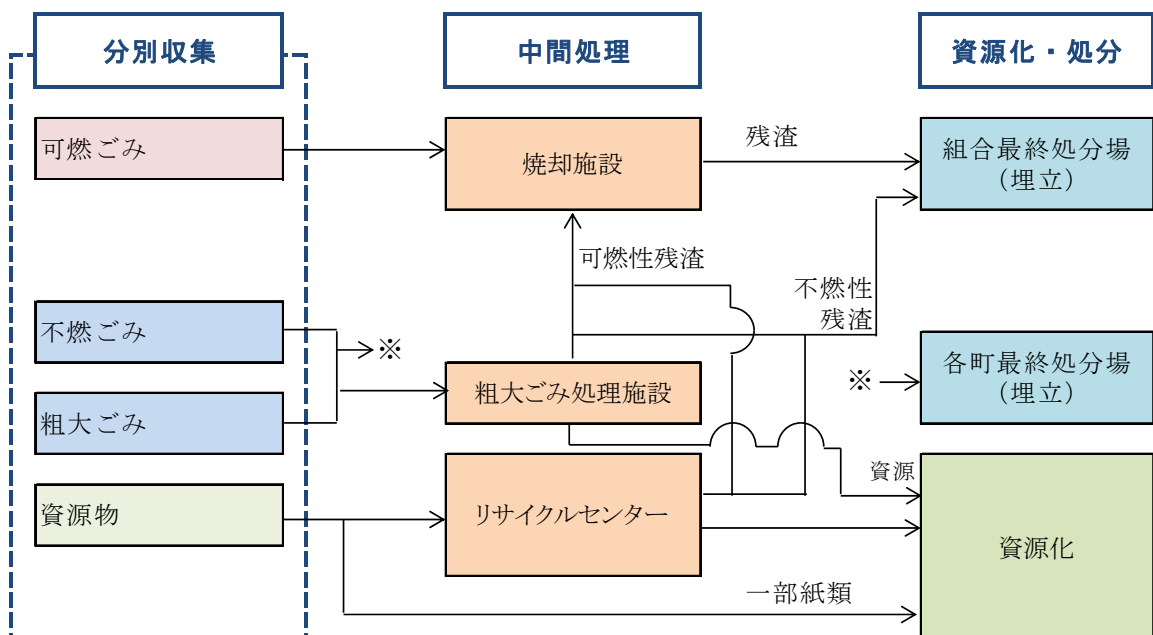


※：不燃性粗大ごみで住民が直接搬入する物等

図 5-3-2 処理システム案 2

### (3) 処理システム案 3

処理システム案 2 において、リサイクルセンターに含めた不燃ごみと粗大ごみの破砕選別機能を、リサイクルセンターとは別に粗大ごみ処理施設として整備する案を処理システム案 3 として検討します。



※：不燃性粗大ごみで住民が直接搬入する物等

図 5-3-3 処理システム案 3

なお、表 5-2-1 で選定した処理技術の内、ストックヤードについては、基本的にリサイクルセンターに含まれるものとしますが、紙類など機械設備による処理を必要としない物を保管するストックヤードだけを、別に整備する方法も考えられます。

現在、リサイクルセンターで処理を行っていない紙類などの受け入れ、貯留のためのストックヤード整備については、リサイクルセンターの更新時に策定する施設基本計画等で検討します。

## 第4節 処理対象量と施設規模

### (1) 施設整備計画目標年次の設定

処理システム案1～3における各施設での処理量と施設規模の検討を行います。

焼却施設については、平成29年12月に竣工済みであるため、施設規模の検討対象から除外し、リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設、最終処分場について施設規模を検討します。

処理量と施設規模の検討を行うに当たって、リサイクルセンターは、旧焼却施設である遠軽町清掃センターの解体跡地に整備する計画とし、解体工事を平成30年度～平成31年度、設計・建設工事を平成32年度～平成34年度として、平成35年度の稼働を見込むこととします。

そこで、リサイクルセンターの施設規模の算出に当たっては、施設整備計画目標年次を平成35年度と設定し、平成35年度の計画ごみ量を用いて検討します。粗大ごみ処理施設と最終処分場も同様に平成35年度のごみ量を用いて概算施設規模を検討します。

### (2) リサイクルセンターと粗大ごみ処理施設の施設規模

平成35年度の計画ごみ量は、以下のとおりです。計画ごみ量については、第6章第4節で予測と計画について記載します。

表5-4-1 平成35年度の計画ごみ量

		計画ごみ量(t)
収集 + 直搬	可燃ごみ	5,899
	不燃ごみ	2,970
	資源物	1,512
	紙類	513
	紙パック	11
	紙製容器包装	0
	金属類	331
	ガラス類	228
	ペットボトル	130
	白色トレイ	23
	容器包装プラスチック	268
	プラスチック類	0
	その他	8
	その他のごみ	4
	粗大ごみ	578
	小計	10,963
集団回収量	172	
ごみ総排出量	11,135	

表 5-4-1 の計画ごみ量を用いると、案 1～3 のリサイクルセンター及び粗大ごみ処理施設の処理量と施設規模は、表 5-4-2 のようになります。

施設規模は、施設の年間稼働日数を、土日祝日年末年始を除く 240 日とし、最大月変動係数を 1.2 と仮定して以下の式により算出します。

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{処理量 (t)} \times 1.2 \div 240 \text{ 日}$$

表 5-4-2 リサイクルセンター・粗大ごみ処理施設の処理量と施設規模

	案 1	案 2	案 3	
	リサイクル	リサイクル	リサイクル	粗大ごみ処理
不燃ごみ(t)	—	2,970	—	2,970
資源物(t)	991	991	991	—
紙類	—	—	—	—
紙パック	11	11	11	—
紙製容器包装	—	—	—	—
金属類	331	331	331	—
ガラス類	228	228	228	—
ペットボトル	130	130	130	—
白色トレイ	23	23	23	—
容器包装プラスチック	268	268	268	—
プラスチック類	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
粗大ごみ(t)	—	578	—	578
その他のごみ(t)	—	4	4	4
<b>処理量計(t)</b>	<b>991</b>	<b>4,543</b>	<b>995</b>	<b>3,552</b>
<b>施設規模(t/日)</b>	<b>5</b>	<b>23</b>	<b>5</b>	<b>18</b>

### (3) 最終処分量と処分場の規模

処理システム案 1～3 における最終処分量を検討します。

最終処分場に主に埋立処分するのは、焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみと粗大ごみの破碎処理後に発生する不燃性残渣になります。

焼却残渣は、焼却施設から発生します。その割合は、平成 28 年度の焼却実績より、焼却したごみ量の 11% と設定します。

不燃ごみと粗大ごみは、破碎処理施設を設けない場合は、そのまま全量埋立処分す

ることとします。

破碎処理施設を設ける場合は、破碎後に、可燃性残渣、不燃性残渣、金属（鉄・アルミ等）が発生すると設定します。遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場の平成 25 年度から平成 29 年度の 5 ヶ年のごみ分析結果によると、可燃物の割合は 5 ヶ年平均で 73.4%、不燃物 17.8%、金属 8.8%です。ここからプラスチックの分別変更で可燃物が 35%減少する計画のため、以下のように可燃性残渣、不燃性残渣、金属の割合を設定します。

$$\text{可燃性残渣} = (73.4\% - 35\%) \div (100\% - 35\%) = 59.1\%$$

$$\text{不燃性残渣} = 17.8\% \div (100\% - 35\%) = 27.4\%$$

$$\text{金属} = 8.8\% \div (100\% - 35\%) = 13.5\%$$

最終処分量は、表 5-4-3 のようになります。

表 5-4-3 最終処分量（平成 35 年度）

	案 1	案 2	案 3
焼却処理量(t)	5,899	8,001	8,001
可燃ごみ	5,899	5,899	5,899
可燃性残渣	—	2,102	2,102
破碎処理量(t)	—	3,552	3,552
不燃ごみ	—	2,970	2,970
粗大ごみ	—	578	578
その他のごみ	—	4	4
<b>最終処分量(t)</b>	<b>4,201</b>	<b>1,854</b>	<b>1,854</b>
焼却残渣	649	880	880
不燃ごみ	2,970	—	—
粗大ごみ	578	—	—
その他のごみ	4		
不燃性残渣	—	974	974

表 5-4-3 は、平成 35 年度のみ最終処分量ですが、最終処分場は、10 年から 15 年間埋立を行うのが一般的です。

最終処分場で 15 年間埋立を行うと設定し、表 5-4-3 の最終処分量の 15 倍の最終処分量を用いて最終処分場の規模を算出します。

規模の算出に当たっては、埋立ごみの比重は、環境省が毎年発表している廃棄物実

態調査の報告書で用いている  $0.8163\text{t}/\text{m}^3$  より、 $0.8\text{ t}/\text{m}^3$  と設定します。

覆土は、埋立ごみ量の  $\frac{1}{3}$  とし、比重は  $1.6\text{ t}/\text{m}^3$  と設定します。

最終処分場の規模は、表 5-4-4 のようになります。

表 5-4-4 最終処分場の規模

	案 1	案 2	案 3
埋立量(t)	84,020	37,080	37,080
埋立ごみ(最終処分)量	63,015	27,810	27,810
覆土量	21,005	9,270	9,270
最終処分場規模( $\text{m}^3$ )	91,897	40,557	40,557
埋立ごみ容積	78,769	34,763	34,763
覆土容積	13,128	5,794	5,794

## 第5節 概算建設費

### (1) 建設単価の設定

処理システム案1～3における各施設の建設費を検討するに当たって、他自治体での整備事例より、建設単価を設定します。

平成23年度以降のマテリアルリサイクル推進施設の建設費単価実績を以下に示します。不燃・粗大ごみの破碎処理設備のある施設の実績は図5-5-1、破碎処理設備のない施設の実績は図5-5-2になります。図中に示す施設規模と建設費単価の近似曲線の式より、建設費単価を求めます。

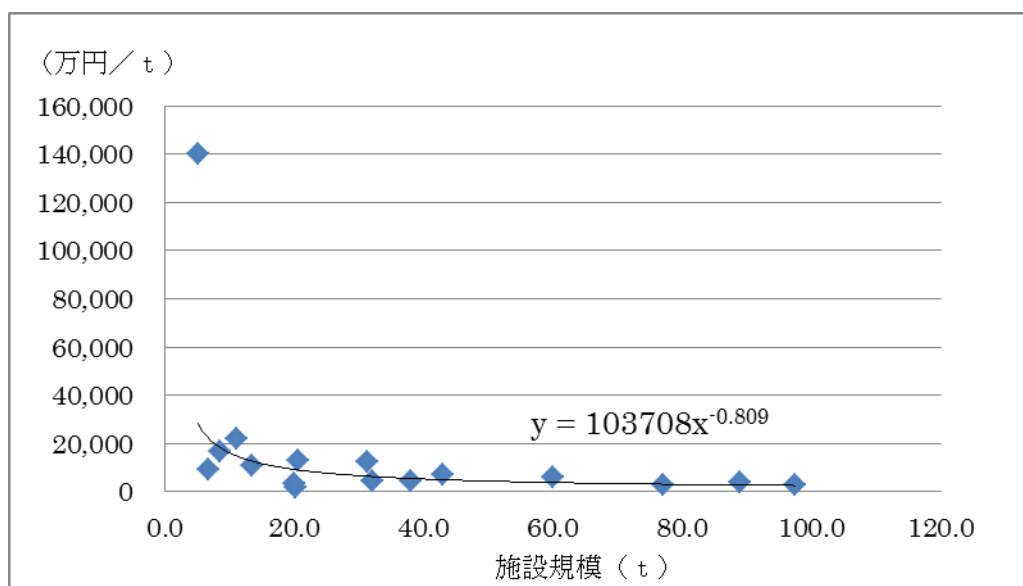


図 5-5-1 マテリアルリサイクル推進施設(破碎有) 規模単価(H23 以降)

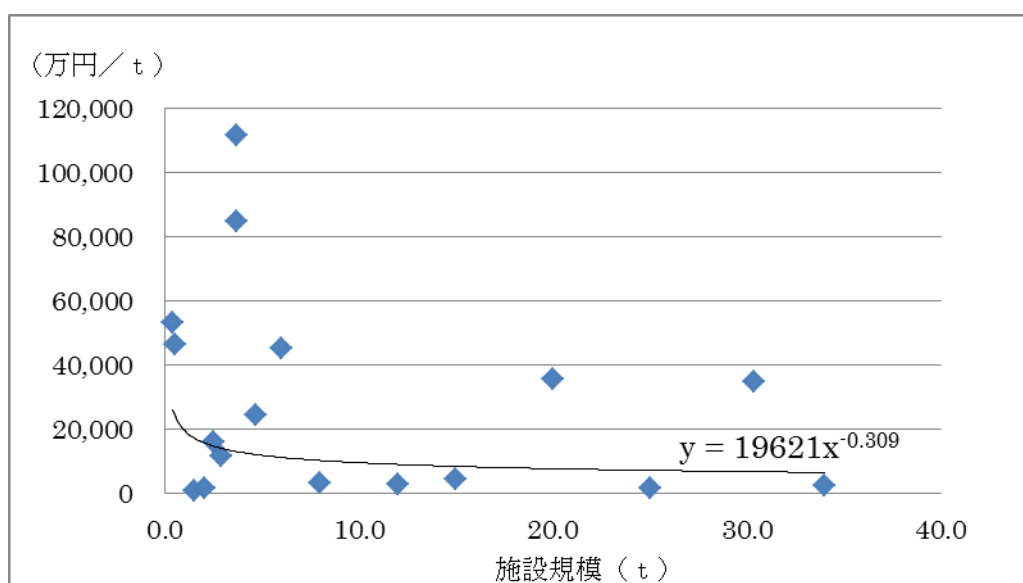


図 5-5-2 マテリアルリサイクル推進施設(破碎無) 規模単価(H23 以降)

また、最終処分場は、案1は3.0万円/m<sup>3</sup>、案2と3は4.0万円/m<sup>3</sup>と設定します。なお、これは通常の最終処分場の場合であり、被覆型等とする場合や建設地の地形によっては、建設費はこれよりも高くなります。

処理システム案1～3における概算建設費は、表5-5-1のようになります。

表 5-5-1 概算建設費

		規模	規模単価	概算建設費
案 1	リサイクルセンター	5 t/日	119,327 千円/t	596,635 千円
	最終処分場	91,897 m <sup>3</sup>	30 千円/m <sup>3</sup>	2,756,910 千円
	計	—	—	<b>3,353,545</b> 千円
案 2	リサイクルセンター	23 t/日	82,068 千円/t	1,887,564 千円
	最終処分場	40,557 m <sup>3</sup>	40 千円/m <sup>3</sup>	1,622,280 千円
	計	—	—	<b>3,509,844</b> 千円
案 3	リサイクルセンター	5 t/日	119,327 千円/t	596,635 千円
	粗大ごみ処理施設	18 t/日	100,068 千円/t	1,801,224 千円
	最終処分場	40,557 m <sup>3</sup>	40 千円/m <sup>3</sup>	1,622,280 千円
	計	—	—	<b>4,020,139</b> 千円

## 第6節 システム案の比較評価

処理システム案1～3について、建設費、運転維持管理費、資源化率、最終処分量の削減等について比較評価を行います。比較評価結果は、表5-6-1のとおりです。

表5-6-1 比較評価結果

	案1	案2	案3
建設費	◎	○	△
	3,353,545千円	3,509,844千円	4,020,139千円
運転維持管理費	◎	○	△
	一番安くなる見込み	案1よりは高くなる	一番高くなる見込み
資源化率	△	◎	◎
	案2、案3より低い	不燃ごみ・粗大ごみからの金属回収の分、案1より高くなる。	
最終処分量	△	◎	◎
	4,201t/年	1,854t/年	1,854t/年
処分場用地の確保	△	◎	◎
	案2及び案3と比べて約2.3倍の容量が確保できる用地が必要。	案1の4割程度の容量が確保できれば良い。中間処理施設は、15年以上の使用が可能のため、次の最終処分場整備でも同規模程度の処分場で良い。	
不燃ごみに混入した可燃・資源の処理	△	◎	◎
	現在、不燃ごみに多くの可燃ごみや資源物が混入しているが、現況と同じく、最終処分場に直接搬入され、埋立処分される。	現在、不燃ごみに多くの可燃ごみや資源物が混入しているが、破碎選別設備を設ければ、混入している可燃ごみや資源物を選別し、焼却処理や資源化することができる。また、破碎選別設備の整備を機に、分別の徹底を啓発することができる。	
最終処分場の廃止	△	◎	◎
	有機物が混入しているため、水質などが廃止基準に達するまでに時間がかかると考えられる。	有機物は、直接最終処分場に持ち込まれないため、現況の処分場より廃止基準を早く満たすことができると考えられる。	
総合評価	○	◎	△
	事業費が一番安くなるが、現況の処理システムの継続であり、資源化率、最終処分量の削減において案2、案3より劣る。また、不燃ごみに混入した厨芥等の有機物を含む可燃ごみを除去するのが困難であり、最終処分場の衛生面での問題がある。	事業費は案1よりも高くなるが、資源化率、最終処分量の削減効果に優れる。また、不燃ごみを破碎処理後、選別することにより、有機物の直接埋立を防止できる。	資源化率、最終処分量の削減効果は優れているが、事業費が一番高くなる。また、粗大ごみ処理施設を整備するための用地の確保に問題がある。

焼却施設の解体跡地には、2,000m<sup>2</sup>程度の施設を建設可能の見込みであり、他事例の建築面積から見て、案1、案2ともに解体跡地にリサイクルセンターを整備することは可能と考えられます。

紙類については、現在、各町で処理していますが、今後、組合で3町全ての紙類の受入れをするのか、解体跡地にストックヤードも整備するののかについては、検討が必要です。

また、案2及び案3においては、「えんがるクリーンセンター」において、不燃・粗大ごみの破碎処理残渣の焼却処理が可能であるかどうかの検討も必要となります。詳細な検討は、今後行う必要がありますが、「えんがるクリーンセンター」は、焼却量7,951t/年で計画されていることから、施設規模としては、破碎後の可燃性残渣の焼却は十分可能と考えられます。また、遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場の分析では、不燃ごみの低位発熱量は8,520～11,100 KJ/kgであり、「えんがるクリーンセンター」は、低質ごみ5,730KJ/kg、基準ごみ9,000KJ/kg、高質ごみ12,390KJ/kgで計画されていることからごみ質の面から見ても不燃ごみと粗大ごみの破碎後の可燃性残渣の焼却は可能であると考えられます。

表5-6-1の結果から、資源化と最終処分量削減に優れ、建設費もそれほど高くないシステム案2を本計画では採用することとします。

## 第7節 整備計画

今後のリサイクルセンター、最終処分場の整備計画（案）を以下に示します。

旧焼却施設である遠軽町清掃センターの解体を平成30年度～31年度に行うことは決定しているため、その跡地に建設するリサイクルセンターは、平成32年度から設計・建設工事を行い、平成35年度の稼働を目指す計画とします。

最終処分場については、早急な整備が望まれますが、まず建設用地の選定を行う必要があるため、供用開始は早くても平成37年度になると考えられます。

表 5-7-1 整備計画(案)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
焼却施設の解体	解体工事						
リサイクルセンター	施設基本計画	発注仕様書等 生活環境調査 (測量・地質)	設計・建設工事			H35稼働	
最終処分場	適地選定		発注仕様書等 生活環境調査 測量・地質	実施設計	建設工事		

また、現在、各町で整備運営を行っている最終処分場については、本組合で整備することで計画します。

参考として表5-7-2に案1において最終処分場を各町で整備する場合の概算建設費と、表5-7-3に本組合で整備する場合と各町で整備する場合の比較について示します。

住民の利便性は下がりますが、コスト面や、分別の徹底、また受入れごみの厳格化や分別を徹底することによる最終処分量の削減等の面から組合による整備を行うことを基本とします。

表 5-7-2 案1において最終処分場を各町で整備する場合の概算建設費

		規模	規模単価	概算建設費
案1 (参考)	リサイクルセンター	5 t/日	119,327 千円/t	596,635 千円
	最終処分場	91,897 m <sup>3</sup>	— 千円/m <sup>3</sup>	3,675,880 千円
	遠軽町	51,428 m <sup>3</sup>	40 千円/m <sup>3</sup>	2,057,120 千円
	湧別町	23,275 m <sup>3</sup>	40 千円/m <sup>3</sup>	931,000 千円
	佐呂間町	17,194 m <sup>3</sup>	40 千円/m <sup>3</sup>	687,760 千円
	計	—	—	4,272,515 千円

表 5-7-3 最終処分場を本組合で整備する場合と各町で整備する場合の比較

	本組合で整備	各町で整備
事業費	整備費、維持管理費ともに各町で整備するより安くなる。	町ごとに、整備するため、整備費、維持管理費ともに高くなる。
施設整備	計画、発注、各種届出など組合で一括して行える。	計画、発注、各種届出などは、町ごとに行う必要がある。
整備時期	3 町の合意により決定される。	町ごとに、決められる
埋立物(焼却灰等)の運搬	本組合の施設より発生する焼却灰、処理残渣等の埋立物は、組合の処分場 1 カ所に運搬する。	組合の施設より発生する焼却灰、処理残渣等の埋立物は、各町のごみ量に応じて、分配し、各々の処分場まで運搬する必要がある。
住民の利便性	組合処分場が遠くに整備される町の住民の直接搬入の利便性は下がる。	これまでと同じく、居住している町内に処分場があるため、利便性は高い。
処分場でのごみ受入れ	受入れごみの変更、追加には、3 町の合意が必要。	受入れごみの変更、追加は町ごとに自由に決められる。
分別の徹底	処分場での受入れごみの種類を限定し、受入れ対象外のごみは、分別し、組合の処理施設に持って行くように指導できる。	現況、分別していないごみも各町の処分場で受け入れているため、受入れ方針を変更するのが困難であり、最終処分場に分別されないごみが搬入され続ける可能性が高い。

## 第6章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

#### (1) 発生抑制

ごみになるものは、「つくらない・売らない・買わない」ことがごみの発生を抑制します。町民、事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていきます。

#### (2) 排出抑制・再資源化

ごみとして排出されるものについては、可能な限り家庭や事業所内で減量化・再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、拠点回収、法定リサイクル（家電・パソコン）の実施、資源物分別収集等により再資源化を推進していきます。

#### (3) 環境に配慮した適正処理の推進

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、環境への負荷を極力低減するとともに、ごみの適正処理を推進していきます。

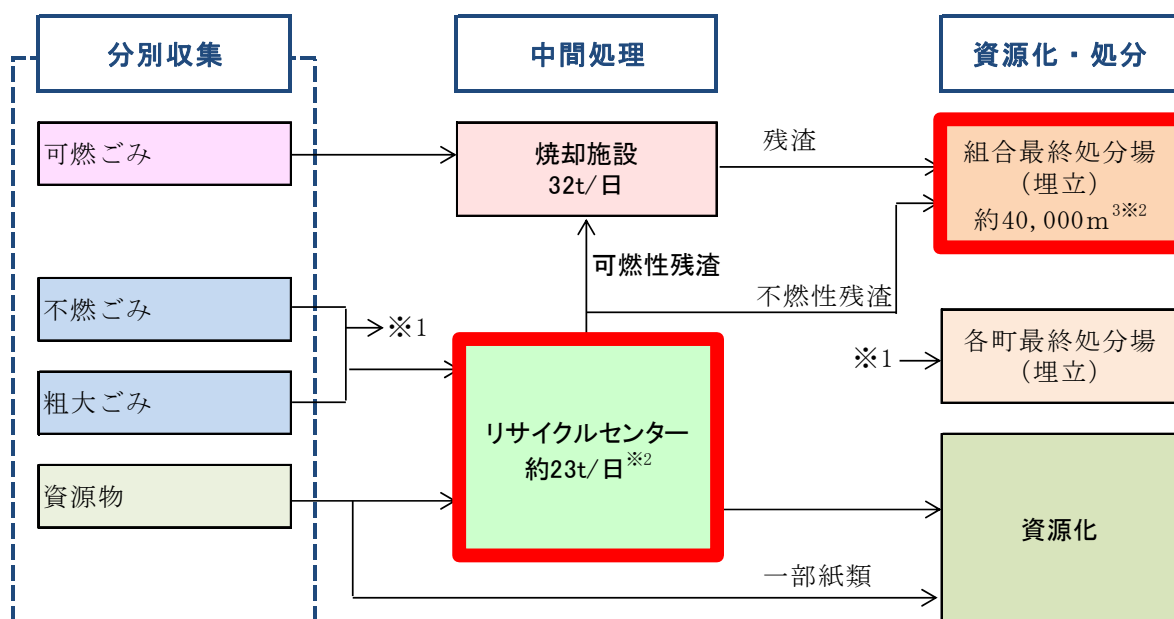
#### (4) 適正処理体制の構築

効率的な収集・運搬を行い、必要な処理・処分施設を整備し、適切に維持管理することにより、安定的かつ継続的な適正処理体制を構築します。

## 第2節 ごみ処理体制

計画目標年次である平成44年度の本組合のごみ処理体制を、図6-2-1のように計画します。

可燃ごみは焼却施設で処理を行い、発生した残渣は最終処分場で埋立処分を行います。不燃ごみと粗大ごみについては、リサイクルセンターにおいて破碎選別処理を行った後、発生した可燃性残渣を焼却処理し、不燃性残渣は埋立処分、金属類は資源化します。資源物については、リサイクルセンターで処理後、資源化を行います。一部の紙類については直接資源化を行います。



※1：不燃性粗大ごみで住民が直接搬入する物等。受入れ継続の有無は各町の判断によります。

※2：規模は、今後の詳細検討により変更となる可能性があります。

図6-2-1 ごみ処理体制（平成44年度）

### 第3節 ごみの排出抑制・再資源化計画

#### (1) 基本方針

ごみの発生を抑制し、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り循環型社会の形成を推進します。

#### (2) ごみの排出抑制・再資源化目標

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」と「循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）」、道では「北海道廃棄物処理計画」が策定され、一般廃棄物の減量リサイクルについて表 6-3-1 のように目標が定められています。

表 6-3-1 国及び道の排出抑制・再資源化目標

	循環基本計画	基本方針	北海道廃棄物処理計画
目標年度	平成32年度	平成32年度	平成31年度
総ごみ排出量		平成24年度比 約12%減	平成24年度比 約11%減
1人1日当たりのごみ排出量	平成12年度比 約25%減 (約890g/人・日)		940g/人・日以下
家庭排出ごみの量	平成12年度比 約25%減 (約500g/人・日)	500g/人・日	450 g/人・日以下
事業系ごみ排出量	平成12年度比 約35%減	—	—
リサイクル率	—	約27%	30%以上
最終処分量	—	平成24年度比 約14%減	平成24年度比 約28%減

目標項目としては、「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」とします。

国及び道の目標年度に近く、本組合の中間目標年次の前年である平成33年度を本計画の排出抑制の目標達成年度と設定し、1人1日当たりのごみ排出量の目標を、「北海道廃棄物処理計画」の940(g/人・日)とします。

リサイクル率と最終処分量については、リサイクルセンターの更新により、不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別処理を行い、金属類の回収・資源化や最終処分量の削減を行います。そのため、リサイクル率と最終処分量の目標達成年度は本計画の目標年度である平成44年度とします。

リサイクル率については、本組合及び構成町では、既に容器包装の全品目の収集・資源化を行っており、さらに新聞・雑誌などの資源化も行っていることから、今後も

これを継続するとともに、分別の徹底を推進していきます。また、リサイクルセンターの更新後は、不燃ごみ・粗大ごみからの金属回収などにより、18%以上とすることを目標とします。

最終処分量については、平成 30 年 1 月の「えんがるクリーンセンター」の稼働に合わせ不燃ごみとしていたプラスチック類を可燃ごみに変更し、これと併せて分別の徹底を行っていくことにより平成 28 年度の最終処分量と比べて平成 30 年度には約 25%削減する計画です。更に、リサイクルセンターの更新後は、不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別処理により平成 44 年度には、平成 28 年度の最終処分量の半分以下とすることを目標とします。

1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標については、中間目標年次である平成 34 年度に平成 33 年度の目標達成状況を確認し、新たに平成 44 年度の目標値を設定することとします。

表 6-3-2 目標年度と目標値

	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
平成 28 年度実績	1,102	12.5%	6,347
平成 33 年度	940	15%以上	4,000 以下
平成 44 年度	—	18%以上	2,000 以下

## 第4節 計画ごみ量

### (1) 将来人口

本計画では、各町それぞれが策定した人口ビジョンの推計人口を将来人口として用います。

表 6-4-1 人口予測（各町人口ビジョン推計値）

	遠軽町	湧別町	佐呂間町	組合人口
H22	22,219	10,083	5,876	38,178
H27	20,789	9,325	5,404	35,518
H28	20,483	9,104	5,270	34,857
H29	20,225	9,015	5,231	34,471
H30	19,967	8,927	5,192	34,086
H31	19,709	8,838	5,153	33,700
H32	19,451	8,749	5,114	33,314
H33	19,201	8,637	5,038	32,876
H34	18,951	8,524	4,961	32,436
H35	18,700	8,412	4,885	31,997
H36	18,450	8,299	4,808	31,557
H37	18,200	8,187	4,732	31,119
H38	17,950	8,084	4,658	30,692
H39	17,701	7,982	4,584	30,267
H40	17,451	7,879	4,510	29,840
H41	17,202	7,777	4,436	29,415
H42	16,952	7,674	4,362	28,988
H43	16,781	7,575	4,292	28,648
H44	16,610	7,476	4,222	28,308
H45	16,440	7,377	4,153	27,970

※遠軽町人口ビジョン（平成27年12月）、湧別町人口ビジョン（平成28年3月）、佐呂間町地域創生総合戦略（平成28年3月）。

「組合人口」は3町の人口を合算して算出。「人口ビジョン」の推定値は5年毎であるため、間年度は直線補間により算出。

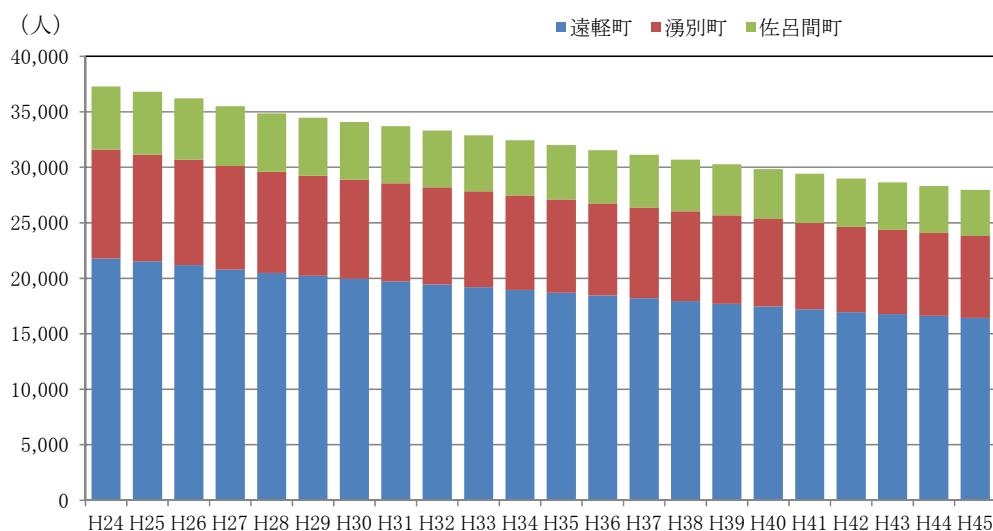


図 6-4-1 人口予測（人口ビジョン推計値）

## (2) 計画ごみ量

ごみ量の予測は、平成 24 年度から平成 28 年度の過去 5 カ年の実績を用いてトレンド式により予測を行います。

予測方法としては、遠軽町及び湧別町については生活系ごみのみのため、収集ごみの原単位（1 人 1 日当たりのごみの排出量）と直接搬入ごみ量実績を用いて予測を行います。佐呂間町については、事業系ごみ量を生活系ごみとは別に集計しているため、生活系ごみは、2 町と同様に収集ごみの原単位と直接搬入ごみ量実績を用いて予測を行い、事業系ごみについては、事業系ごみ全体の実績値を用いて予測を行います。また、ごみの種類別の量については、平成 28 年度（湧別町は平成 27 年度）の実績割合で按分します。

### 1) ごみ量の予測

各町の収集ごみ原単位の予測結果は表 6-4-2 のとおりです。

算出方法は、平成 24 年度～平成 28 年度の過去 5 カ年の各町の生活系収集ごみ量実績を人口実績及び 365 日（閏年：366 日）を除いて算出した生活系収集ごみ量原単位実績を、回帰予測を行って算出しています。

表 6-4-2 の平成 24 年度から平成 28 年度実績においては遠軽町及び佐呂間町は微減傾向となっており、湧別町は増減を繰り返している傾向にあります。

また、予測結果においては、遠軽町及び佐呂間町は微減傾向となっており、湧別町は微増傾向となります。

表 6-4-2 生活系収集ごみ量原単位の予測結果

(g/人・日)

		遠軽町	湧別町	佐呂間町
実績	H24	560	605	405
	H25	559	748	403
	H26	535	706	404
	H27	538	716	392
	H28	529	703	390
予測	H29	533	733	391
	H30	533	736	390
	H31	532	738	388
	H32	531	740	387
	H33	531	742	386
	H34	531	743	386
	H35	530	744	385
	H36	530	745	384
	H37	530	745	383
	H38	530	746	383
	H39	530	747	382
	H40	530	747	382
	H41	529	747	381
	H42	529	748	381
	H43	529	748	380
	H44	529	748	380
	H45	529	749	379

表 6-4-2 の予測結果に各町の人口及び 365 日（閏年：366 日）を乗じて算出した各町の生活系収集ごみ量は表 6-4-3 のとおりです。

各町それぞれ人口が減少傾向にあるため、生活系収集ごみ量は減少しています。

表 6-4-3 生活系収集ごみ量の予測結果

(t/年)

		遠軽町	湧別町	佐呂間町
実績	H24	4,450	2,167	841
	H25	4,393	2,628	831
	H26	4,138	2,446	818
	H27	4,094	2,442	775
	H28	3,957	2,335	751
予測	H29	3,935	2,412	747
	H30	3,884	2,398	739
	H31	3,838	2,387	732
	H32	3,770	2,363	722
	H33	3,721	2,339	710
	H34	3,673	2,312	699
	H35	3,627	2,291	688
	H36	3,569	2,257	674
	H37	3,521	2,226	662
	H38	3,472	2,201	651
	H39	3,434	2,182	641
	H40	3,376	2,148	629
	H41	3,321	2,120	617
	H42	3,273	2,095	607
	H43	3,249	2,074	597
	H44	3,207	2,041	586
	H45	3,174	2,017	575

直接搬入ごみ量の予測結果は表 6-4-4 のとおりです。

算出方法は、生活系直接搬入ごみ量の過去 5 カ年（湧別町は過去 4 カ年）の実績を用いて回帰予測を行い算出しています。

表 6-4-4 の平成 24 年度から平成 28 年度の生活系直接搬入ごみ量の傾向としては、遠軽町は平成 27 年度までは増加傾向を示し、平成 28 年度には平成 26 年度とほぼ同量に減少しています。湧別町は平成 27 年度まで増減を繰り返しています。佐呂間町は平成 25 年度をピークに減少傾向にあります。

また、予測結果においては、遠軽町は微増傾向を示しており、湧別町及び佐呂間町は微減傾向を示しています。

表 6-4-4 生活系直接搬入ごみ量の予測結果

(t/年)

		遠軽町	湧別町	佐呂間町
実績	H24	4,320	1,153	1,105
	H25	4,725	968	1,127
	H26	4,733	1,095	1,111
	H27	5,126	968	1,074
	H28	4,735	447	980
予測	H29	4,939	978	1,027
	H30	4,956	974	1,017
	H31	4,969	970	1,009
	H32	4,979	968	1,002
	H33	4,988	965	996
	H34	4,994	964	991
	H35	5,000	962	986
	H36	5,004	961	981
	H37	5,008	960	977
	H38	5,012	959	973
	H39	5,015	958	969
	H40	5,017	958	966
	H41	5,020	957	962
	H42	5,022	956	959
	H43	5,024	956	956
	H44	5,026	955	954
	H45	5,027	955	951

佐呂間町の事業系ごみの予測結果は表 6-4-5 の通りです。

算出方法は過去 5 カ年の実績を用いて回帰予測を行い算出しています。

佐呂間町の事業系ごみ量は、平成 25 年度をピークに減少傾向を示していることから、表 6-4-5 の予測結果においても微減傾向を示しています。

表 6-4-5 佐呂間町事業系ごみ量の予測結果

(t/年)

		佐呂間町
実績	H24	720
	H25	726
	H26	713
	H27	685
	H28	641
予測	H29	661
	H30	655
	H31	649
	H32	644
	H33	640
	H34	636
	H35	633
	H36	630
	H37	627
	H38	624
	H39	622
	H40	619
	H41	617
	H42	615
	H43	613
	H44	611
	H45	610

平成 28 年度（湧別町は平成 27 年度）の実績を用いてごみの種類別の量を算出します。平成 28 年度（湧別町は平成 27 年度）の実績割合は表 6-4-6 のとおりです。

収集ごみ量については、可燃ごみ量が 50%以上で、直接搬入ごみ量は、不燃ごみ量が 50%以上となっています。

表 6-4-6 ごみの種類別の按分割合（平成 28 年度）

			遠軽町	湧別町※1	佐呂間町
生活系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	61.9%	54.6%	50.5%
		不燃ごみ	19.9%	28.4%	19.6%
		資源物	18.2%	16.4%	25.6%
		その他のごみ	0.0%	0.2%	0.0%
		粗大ごみ	0.0%	0.4%	4.4%
	直接搬入ごみ量	可燃ごみ	39.7%	12.0%	4.6%
		不燃ごみ	50.7%	83.1%	95.4%
		資源物	0.0%	0.0%	0.0%
		その他のごみ	0.0%	0.0%	0.0%
		粗大ごみ	9.6%	5.0%	0.0%
事業系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	/	/	※2 50.4%
		不燃ごみ			※2 19.8%
		資源物			※2 25.5%
		その他のごみ			※2 0.0%
		粗大ごみ			※2 4.3%
		合計			※2 43.4%
	直接搬入ごみ量	可燃ごみ			※2 4.7%
		不燃ごみ			※2 95.3%
		資源物			※2 0.0%
		その他のごみ			※2 0.0%
		粗大ごみ			※2 0.0%
		合計			※2 56.6%

※1 湧別町のごみ量割合は平成 27 年度のごみ量実績割合から算出。

※2 佐呂間町の事業系ごみ量の割合は、事業系ごみ全体を 100%とし、収集ごみ量及び直接搬入ごみ量を算出。各区分別のごみ量については収集ごみ量及び直接搬入ごみ量をそれぞれ 100%とし、平成 28 年度のごみ量実績より算出。

表 6-4-6 の割合を用いて按分したごみの種類別の排出量の予測結果は表 6-4-7 のとおりです。

各町それぞれ基本的にはごみ量は減少傾向を示していますが、遠軽町の直接搬入ごみ量は増加傾向を示しています。

表 6-4-7 構成町及び組合の区分別ごみ排出量計画値（排出抑制前）

		遠軽町			湧別町			佐呂間町			組合全体			
		H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	
人口(人)		20,483	19,201	16,610	9,104	8,637	7,476	5,270	5,038	4,222	34,857	32,876	28,308	
生活系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	2,449	2,303	1,985	1,307	1,277	1,116	379	358	295	4,135	3,938	3,396
		不燃ごみ	787	740	638	673	664	579	147	139	115	1,607	1,543	1,332
		資源物	721	678	584	336	384	335	192	182	150	1,249	1,244	1,069
		その他のごみ	0	0	0	4	4	3	0	0	0	4	4	3
		粗大ごみ	0	0	0	15	10	8	33	31	26	48	41	34
		合計	3,957	3,721	3,207	2,335	2,339	2,041	751	710	586	7,043	6,770	5,834
		収集ごみ量原単位 (g/人・日)	529	531	529	703	742	748	390	386	380	554	564	565
	直接搬入ごみ量	可燃ごみ	1,881	1,982	1,997	116	116	114	45	46	44	2,042	2,144	2,155
		不燃ごみ	2,400	2,528	2,547	331	801	794	935	950	910	3,666	4,279	4,251
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	454	478	482	0	48	47	0	0	0	454	526	529
		合計	4,735	4,988	5,026	447	965	955	980	996	954	6,162	6,949	6,935
	事業系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	140	140	134	140	140
不燃ごみ			0	0	0	0	0	0	55	55	52	55	55	52
資源物			0	0	0	0	0	0	71	71	68	71	71	68
その他のごみ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ			0	0	0	0	0	0	12	12	11	12	12	11
合計			0	0	0	0	0	0	278	278	265	278	278	265
直接搬入ごみ量		可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	17	17	16	17	17	16
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	346	345	330	346	345	330
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0	363	362	346	363	362	346
集団回収量		172	172	172	0	0	0	0	0	0	172	172	172	
ごみ総排出量		8,864	8,881	8,405	2,782	3,304	2,996	2,372	2,346	2,151	14,018	14,531	13,552	
ごみ総排出量原単位 (g/人・日)		1,186	1,267	1,386	837	1,048	1,098	1,233	1,276	1,396	1,102	1,211	1,312	

構成町及び組合のごみ総排出量の予測結果は表 6-4-8 のとおりです。

各町のごみ総排出量は減少傾向を示していますが、人口の減少に伴い 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向となっています。

表 6-4-8 構成町及び組合のごみ排出量計画値（排出抑制前）

		遠軽町		湧別町		佐呂間町		組合全体	
		ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位
		(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
実績	H24	8,972	1,129	3,320	927	2,666	1,284	14,958	1,099
	H25	9,323	1,187	3,596	1,024	2,684	1,300	15,603	1,162
	H26	9,065	1,172	3,541	1,022	2,642	1,304	15,248	1,153
	H27	9,417	1,238	3,410	999	2,534	1,281	15,361	1,182
	H28	8,864	1,186	2,782	837	2,372	1,233	14,018	1,102
予測	H29	9,046	1,225	3,390	1,030	2,435	1,275	14,871	1,182
	H30	9,012	1,237	3,372	1,035	2,411	1,272	14,795	1,189
	H31	8,979	1,245	3,357	1,038	2,390	1,267	14,726	1,194
	H32	8,921	1,257	3,331	1,043	2,368	1,269	14,620	1,202
	H33	8,881	1,267	3,304	1,048	2,346	1,276	14,531	1,211
	H34	8,839	1,278	3,276	1,053	2,326	1,285	14,441	1,220
	H35	8,799	1,286	3,253	1,057	2,307	1,290	14,359	1,226
	H36	8,745	1,299	3,218	1,062	2,285	1,302	14,248	1,237
	H37	8,701	1,310	3,186	1,066	2,266	1,312	14,153	1,246
	H38	8,656	1,321	3,160	1,071	2,248	1,322	14,064	1,255
	H39	8,621	1,331	3,140	1,075	2,232	1,330	13,993	1,263
	H40	8,565	1,345	3,106	1,080	2,214	1,345	13,885	1,275
	H41	8,513	1,356	3,077	1,084	2,196	1,356	13,786	1,284
	H42	8,467	1,368	3,051	1,089	2,181	1,370	13,699	1,295
	H43	8,445	1,375	3,030	1,093	2,166	1,379	13,641	1,301
	H44	8,405	1,386	2,996	1,098	2,151	1,396	13,552	1,312
	H45	8,373	1,395	2,972	1,104	2,136	1,409	13,481	1,320

## 2) 減量目標

表 6-4-8 の予測結果においては、本計画の 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量の目標値 940g/人・日は達成できていません。

これは、ごみ量の減少よりも人口の減少の方が大きいからです。

そこで目標値を達成するためには、予測結果よりさらに減量する必要があります。

目標を達成するために、住民への啓発等を行い平成 33 年度までに総ごみ排出量 940g/人・日を目指すこととします。そのために必要なごみ量削減割合を表 6-4-9～表 6-4-11 に示します。

表 6-4-9 平成 33 年度までのごみ排出量削減割合（遠軽町）

		遠軽町				
		H29	H30	H31	H32	H33
生活系ごみ	収集可燃ごみ量	-6.08%	-12.16%	-18.24%	-24.32%	-30.40%
	収集不燃ごみ量	-6.08%	-12.16%	-18.24%	-24.32%	-30.40%
	直搬可燃ごみ量	-6.08%	-12.16%	-18.24%	-24.32%	-30.40%
	直搬不燃ごみ量	-6.08%	-12.16%	-18.24%	-24.32%	-30.40%

表 6-4-10 平成 33 年度までのごみ排出量削減割合（湧別町）

		湧別町				
		H29	H30	H31	H32	H33
生活系ごみ	収集可燃ごみ量	-2.40%	-4.80%	-7.20%	-9.60%	-12.00%
	収集不燃ごみ量	-2.40%	-4.80%	-7.20%	-9.60%	-12.00%
	直搬可燃ごみ量	-2.40%	-4.80%	-7.20%	-9.60%	-12.00%
	直搬不燃ごみ量	-2.40%	-4.80%	-7.20%	-9.60%	-12.00%

表 6-4-11 平成 33 年度までのごみ排出量削減割合（佐呂間町）

		佐呂間町				
		H29	H30	H31	H32	H33
生活系ごみ	収集可燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	収集不燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	直搬可燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	直搬不燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
事業系ごみ	収集可燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	収集不燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	直搬可燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%
	直搬不燃ごみ量	-6.04%	-12.18%	-18.12%	-24.16%	-30.20%

表 6-4-9～表 6-4-11 に設定した減量を達成した場合のごみ排出量の計画値は表 6-4-12 のとおりです。

各町ともに平成 33 年度までに 1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値 940g/人・日を達成するために、可燃ごみと不燃ごみ量を 12%あるいは 30%減量する必要があります。

表 6-4-12 構成町及び組合の区分別ごみ排出量計画値（排出抑制後）

		遠軽町			湧別町			佐呂間町			組合全体			
		H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	
人口(人)		20,483	19,201	16,610	9,104	8,637	7,476	5,270	5,038	4,222	34,857	32,876	28,308	
生活系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	2,449	1,603	1,382	1,307	1,124	982	379	250	206	4,135	2,977	2,570
		不燃ごみ	787	515	444	673	584	510	147	97	80	1,607	1,196	1,034
		資源物	721	678	584	336	384	335	192	182	150	1,249	1,244	1,069
		その他のごみ	0	0	0	4	4	3	0	0	0	4	4	3
		粗大ごみ	0	0	0	15	10	8	33	31	26	48	41	34
		合計	3,957	2,796	2,410	2,335	2,106	1,838	751	560	462	7,043	5,462	4,710
		収集ごみ量原単位 (g/人・日)	529	399	398	703	668	674	390	305	300	554	455	456
	直接搬入ごみ量	可燃ごみ	1,881	1,379	1,390	116	102	100	45	32	31	2,042	1,513	1,521
		不燃ごみ	2,400	1,759	1,773	331	705	699	935	663	635	3,666	3,127	3,107
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	454	478	482	0	48	47	0	0	0	454	526	529
		合計	4,735	3,616	3,645	447	855	846	980	695	666	6,162	5,166	5,157
		合計	8,692	6,412	6,055	2,782	3,001	2,684	1,731	1,255	1,122	13,205	10,628	9,867
事業系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	140	98	94	140	98	94
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	55	38	36	55	38	36
		資源物	0	0	0	0	0	0	71	71	68	71	71	68
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	12	12	11	12	12	11
		合計	0	0	0	0	0	0	278	219	209	278	219	209
	直接搬入ごみ量	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	17	12	11	17	12	11
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	346	241	230	346	241	230
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0	363	253	241	363	253	241
集団回収量	172	172	172	0	0	0	0	0	0	0	172	172	172	
ごみ総排出量	8,864	6,584	6,227	2,782	2,961	2,684	2,372	1,727	1,578	14,018	11,272	10,489		
ごみ総排出量原単位 (g/人・日)	1,186	939	1,027	837	939	984	1,233	939	1,024	1,102	939	1,015		

排出抑制後の構成町及び組合のごみ総排出量は表 6-4-13 のとおりです。

平成 34 年度以降の目標値は、本計画では設定していないため、排出量減量割合を平成 33 年度と同様と計画しています。

平成 34 年度以降の 1 人 1 日当たり総ごみ排出量は増加傾向に転じていますが、それでも表 6-4-9～表 6-4-11 に示すように 12%あるいは 30%の減量を行う計画としていることから、平成 34 年度以降のごみの減量については、平成 33 年度の目標達成状況を踏まえて、平成 34 年度に改めて検討することとします。

表 6-4-13 構成町及び本組合のごみ排出量の計画値（排出抑制後）

		遠軽町		湧別町		佐呂間町		組合全体	
		ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位	ごみ総 排出量	ごみ総 排出量 原単位
		(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
実績	H24	8,972	1,129	3,320	927	2,666	1,284	14,958	1,099
	H25	9,323	1,187	3,596	1,024	2,684	1,300	15,603	1,162
	H26	9,065	1,172	3,541	1,022	2,642	1,304	15,248	1,153
	H27	9,417	1,238	3,410	999	2,534	1,281	15,361	1,182
	H28	8,864	1,186	2,782	837	2,372	1,233	14,018	1,102
予測	H29	8,579	1,162	3,319	1,009	2,306	1,208	14,204	1,129
	H30	8,082	1,109	3,231	992	2,156	1,138	13,469	1,083
	H31	7,588	1,052	3,148	973	2,012	1,067	12,748	1,034
	H32	7,077	997	3,055	957	1,869	1,001	12,001	987
	H33	6,584	939	2,961	939	1,727	939	11,272	939
	H34	6,554	948	2,935	943	1,712	945	11,201	946
	H35	6,523	953	2,915	947	1,697	949	11,135	951
	H36	6,482	963	2,883	952	1,680	957	11,045	959
	H37	6,449	971	2,854	955	1,667	965	10,970	966
	H38	6,416	979	2,831	959	1,654	973	10,901	973
	H39	6,388	986	2,814	963	1,641	978	10,843	979
	H40	6,347	996	2,783	968	1,627	988	10,757	988
	H41	6,307	1,005	2,757	971	1,612	996	10,676	994
	H42	6,273	1,014	2,734	976	1,603	1,007	10,610	1,003
	H43	6,257	1,019	2,714	979	1,591	1,013	10,562	1,007
	H44	6,227	1,027	2,684	984	1,578	1,024	10,489	1,015
	H45	6,202	1,034	2,662	989	1,567	1,034	10,431	1,022

### 3) 分別の変更

本組合では、平成 30 年 1 月から焼却施設を稼働させたことに伴い、これまで不燃ごみとしていたプラスチック類を可燃ごみに変更しています。

施設整備時の計画では新規焼却施設の稼働後の分別変更と分別精度の向上により、不燃ごみの 30%が可燃ごみに、5%が資源ごみに移行すると見込まれています。

表 6-4-14 新規焼却施設の稼働後の分別変更による影響を反映したごみ量算出方法

	H29	H30以降
①可燃ごみ	① + ② × 15%	① + ② × 30%
②不燃ごみ	② × 82%	② × 65%
③資源物	③ + ② × 3%	③ + ② × 5%

表 6-4-12 に示した排出抑制後のごみ排出量の種類ごとの内訳は、分別の変更により表 6-4-15 のように不燃ごみ量が減量し、可燃ごみ量及び資源物量が増加する見込みです。

表 6-4-15 構成町及び本組合の区分別ごみ排出量計画値

(新焼却施設稼働後の分別変更による影響を反映)

		遠軽町			湧別町			佐呂間町			本組合			
		H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	H28	H33	H44	
人口(人)		20,483	19,201	16,610	9,104	8,637	7,476	5,270	5,038	4,222	34,857	32,876	28,308	
生活系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	2,449	1,757	1,515	1,307	1,299	1,134	379	279	230	4,135	3,335	2,879
		不燃ごみ	787	335	289	673	380	332	147	63	52	1,607	778	673
		資源物	721	704	606	336	413	361	192	187	154	1,249	1,304	1,121
		その他のごみ	0	0	0	4	4	3	0	0	0	4	4	3
		粗大ごみ	0	0	0	15	10	8	33	31	26	48	41	34
		合計	3,957	2,796	2,410	2,335	2,106	1,838	751	560	462	7,043	5,462	4,710
	直接搬入ごみ量	収集ごみ量原単位 (g/人・日)	529	399	398	703	668	674	390	305	300	554	455	456
		可燃ごみ	1,881	1,907	1,922	116	314	310	45	231	222	2,042	2,452	2,454
		不燃ごみ	2,400	1,143	1,152	331	458	454	935	431	412	3,666	2,032	2,018
		資源物	0	88	89	0	35	35	0	33	32	0	156	156
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	454	478	482	0	48	47	0	0	0	454	526	529
	合計	4,735	3,616	3,645	447	855	846	980	695	666	6,162	5,166	5,157	
	事業系ごみ	収集ごみ量	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	140	109	105	140	109
不燃ごみ			0	0	0	0	0	0	55	25	23	55	25	23
資源物			0	0	0	0	0	0	71	73	70	71	73	70
その他のごみ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ			0	0	0	0	0	0	12	12	11	12	12	11
合計			0	0	0	0	0	0	278	219	209	278	219	209
直接搬入ごみ量		可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	17	84	80	17	84	80
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	346	157	149	346	157	149
		資源物	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	12	12
		その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0	363	253	241	363	253	241
集団回収量		172	172	172	0	0	0	0	0	0	172	172	172	
ごみ総排出量		8,864	6,584	6,227	2,782	2,961	2,684	2,372	1,727	1,578	14,018	11,272	10,489	
ごみ総排出量原単位 (g/人・日)		1,186	939	1,027	837	939	984	1,233	939	1,024	1,102	939	1,015	

## 第5節 ごみの排出抑制・再資源化への取り組み

循環型社会形成のためには、住民、事業者、行政がそれぞれにごみの排出抑制と再資源化への取り組みが必要です。

組合及び各町は率先して排出抑制・再資源化に取り組むとともに、住民・事業者の取り組みに対して促進と支援を行っていきます。

### (1) 住民の取り組みに対する促進・支援

- 住民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図ります。
- 過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかけます。
- 買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請します。
- 資源物をできる限りリサイクルするため、分別の徹底を啓発していきます。
- グリーンコンシューマー（できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者）活動を推進します。
- ごみの減量・資源化に対する活動を行っている住民団体等の活動状況を把握し、連携していくことを検討します。

### (2) 事業者の取り組みに対する促進・支援

- 簡易包装やレジ袋削減等の取り組みについて啓発を行います。
- 環境に配慮している小売店・事業所等を広報等で紹介します。
- 事業系ごみの排出状況を把握し、事業系ごみの減量化・資源化の向上について検討していきます。

### (3) 行政の率先行動

- 本組合及び各構成町は、町民・事業者の規範となるよう、再生品や環境に配慮した商品を積極的に購入・使用し、グリーンコンシューマーの規範となるよう行動します。
- ごみの適正処理の確保のため、処理・処分施設の整備を計画的に行っていきます。
- ごみの処理・処分施設を適正に維持管理し、積極的に情報公開を行っていきます。
- 施設の見学会等を実施し、住民へのごみ処理行政に対する理解と協力を深めていくよう努力していきます。
- ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、本組合に導入可能な施策を検討します。

## 第6節 ごみの収集・運搬計画

### (1) 基本方針

排出されたごみを迅速かつ的確に収集・運搬し、生活環境を衛生的に保全するため、基本的には現行の体制を維持していくものとします。

### (2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本組合の行政区域内全域とします。

### (3) ごみの収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は各町が行うこととします。

### (4) ごみの分別収集区分

ごみの分別収集区分と収集方法は、表 6-6-1 のとおりとします。

排出形態と収集方法は、現況の施策を継続しますが、ごみ質やごみ量の変化、処理・処分方法、施設での受入れ体制の変更など状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、適宜見直しを行います。

表 6-6-1 ごみの分別別収集区分と収集方法（平成 44 年度）

区分	分類例	指定ごみ袋
可燃ごみ	台所ごみ、紙くず、資源にならないプラスチック製品、ゴム・ビニール製品、布・革類、その他(食用油・草花など)	指定ごみ袋
不燃ごみ	金属類、ガラス・陶磁器類、容器類、その他(小型家電製品・貝殻など)	指定ごみ袋
粗大ごみ	家具類、布団類、自転車など指定ごみ袋に入らないもの	ごみ処理券
資源物	空き缶	飲料の缶、缶詰の缶・フタ、菓子缶など(大きさは、一斗缶の半分以下のものまで)
	空き瓶	飲料の瓶・調味料の瓶・化粧品の瓶など(糊付けされた紙ラベルは剥がさなくて可)
	ペットボトル	「PET」マーク表示があるもの 飲料・調味料のペットボトル
	白色トレイ類	白色の発泡容器 発泡スチロール、魚箱、緩衝材、食品トレイ、納豆パックなど
	その他プラスチック	「プラ」マーク表示があるもの チューブ類、ボトル類、色付きトレイ類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材、パック・カップ類、ネット類、フタ・ラベルなど
	段ボール類	段ボール・厚紙(菓子箱など)
	新聞・チラシ	新聞紙・チラシ
	雑誌・本類	雑誌・週刊誌・雑紙(コピー用紙・封筒・カレンダー・包装紙など)
	紙パック	紙製の飲料用容器
特殊ごみ	乾電池、蛍光管	
使用済み小型家電	家庭から出た小型家電製品で、回収ボックスの投入口(30センチ×30センチ)に入る大きさのもの	

#### (5) 事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

本組合構成町では、佐呂間町においては、事業系一般廃棄物が生活系ごみとは別に排出されています。

本組合圏域及び近隣には、適正に処理できる施設や事業者が少ないため、ごみの適正処理の確保の観点から事業系一般廃棄物についても、生活系ごみと同様に分別排出することで、ごみ処理施設への受け入れを行います。

#### (6) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の種類は、表6-6-2のとおりです。

表 6-6-2 特別管理一般廃棄物の種類

区 分	概 要
PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した排水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着するおそれのあるもの

廃エアコン・廃テレビについては、家電リサイクル法の対象品目であり、本組合では受け入れていません。今後も家電リサイクル法の対象品目は、本組合では受け入れず、排出者自ら小売店・電気店に引き渡すものとしします。

医療機関等から排出される「感染性一般廃棄物」については、民間業者への排出を指導しています。今後も民間業者による適正処理を継続します。

#### (7) 小型家庭電化製品

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行され、デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型化電子機器等も冷蔵庫、テレビ、エアコンなどと同様に、再資源化が促進されることになりました。小型家電のリサイクルについては、市町村の責務としては、「小型家電を分別収集し、認定業者に引き渡す」ことになっています。小型家電のリサイクルについては、各町において拠点回収を実

施しています。今後は、再資源化ルートの確立状況や他自治体の導入など情報を集め、分別回収への移行の有無などを検討していきます。

#### (8) 在宅医療廃棄物

今後、高齢化が進むにつれ、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療系廃棄物」という。）の増加が懸念されます。在宅医療系廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」（平成17年9月8日、環廃対発 050908003 号・環廃対発 050908001 号）において、最も望ましい方法として次の方法が考えられるとしています。

注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

本組合では、在宅医療廃棄物は基本的に医療機関での処理を指導しており、今後も医療機関が適正に処理・処分を行うよう指導していきます。

#### (9) 本組合が受け入れないごみ

家庭から排出されるごみの内、本組合が受け入れないごみは、家電リサイクル法対象機器 4 品目、使用済みパソコン及び適正処理が困難な物があります。今後も受け入れないごみとその対処方法の周知と指導を継続していきます。

##### 処理できないもの

- 家電リサイクル法対象機器4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
- ブラウン管ディスプレイ(デスクトップ型パソコンモニター)
- バッテリー、プロパンガス、消火器、タイヤ、農薬、廃油、ガソリン、灯油、ペンキ、シンナー、オートバイ、自動車(部品含む)、エンジン付きの機械類、ボイラー、ピアノ、仏壇、耐火金庫、オイルヒーター、住宅・建築廃材、がれき類、土・砂・石
- 事業活動に伴い発生した産業廃棄物

また、感染性医療廃棄物については、「特別管理一般廃棄物」に指定されているため、在宅医療廃棄物の中で感染の恐れのあるものが含まれる場合は、医療機関が適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

## 第7節 中間処理計画

### (1) 基本方針

中間処理施設では、極力資源化を行い、資源化できないものについては減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減します。また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じます。

### (2) 中間処理の方法

可燃ごみ等の可燃性のごみはえんがるクリーンセンターで焼却処理します。

不燃ごみ・粗大ごみ等の不燃性のごみは破碎選別処理を行います。

資源物は、選別、圧縮、梱包等の処理を必要に応じて行います。選別、圧縮、梱包などを行った資源物は、適切な形で貯留・保管し、民間業者に引き渡して資源化します。

### (3) 中間処理施設の整備

焼却処理施設、破碎選別施設、資源化施設等の中間処理施設を適切に整備していきます。

本組合のリサイクルセンターの稼働は平成11年12月ですが、建屋の建築は昭和47年であり、老朽化が激しく、作業環境も整っていません。早急に新たな施設を整備する必要があります。

また、新しい焼却施設である「えんがるクリーンセンター」が平成30年1月に稼働しましたが、旧焼却施設である遠軽町清掃センターを環境に配慮しながら解体する必要があります。解体は平成30年度から31年度に行う計画であり、その跡地にリサイクルセンターを整備することとします。リサイクルセンターには、現在のリサイクルセンターの機能である資源物の選別・圧縮・梱包等の資源化機能の他に、不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別機能も整備し、資源化率の向上と、最終処分量の削減を図ります。

### (4) 中間処理施設の維持管理

環境に対する影響・負荷の低減に努めます。また、施設の長寿命化を図るため、必要に応じた点検整備や補修等を実施し、適正な維持管理を行います。

### (5) 住民啓発

住民全般を対象とする施設の見学会を開催するなど、中間処理施設を住民啓発に活用します。

## 第8節 最終処分計画

### (1) 基本方針

中間処理施設で資源化・減量化を行った後、発生する残渣を最終処分場において埋立処分します。また、不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別機能をもつ新しいリサイクルセンターが稼働するまでは、不燃ごみと粗大ごみは、最終処分場に直接埋立を行います。

最終処分場では、環境に対する影響・負荷の低減に努めていきます。

### (2) 新規最終処分場の整備

現在、最終処分場は、各町で整備し、ごみの埋立処分をおこなっていますが、これらの最終処分場は、既に残余容量が逼迫しており、平成37年度までに埋立完了となる見込みであるため、早急に次期最終処分場の整備を行います。

次期最終処分場は、ごみ処理の効率化やコスト面等から、本組合で整備することとします。

### (3) 最終処分場の維持管理

本組合及び構成町では、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるため、最終処分場を適正に管理します。

### (4) 情報公開

廃棄物処理法改正（平成23年4月1日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられました。本組合及び構成町では、一般廃棄物最終処分場に埋め立てた廃棄物の種類や量、水質の測定結果など施設の運営管理状況について、ホームページなどで情報公開を行います。

### (5) 住民啓発

最終処分場についても、組合での整備後には、構成町の住民を対象とする施設の見学会を開催し、住民啓発の拠点として活用します。

## 第9節 ごみ処理に関するその他の計画

### (1) 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより、一時的に本組合内でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、災害廃棄物の臨時集積場所などを検討します。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の整備を検討します。

### (2) 不法投棄対策

不法投棄は、山林、空地などが多く、場所が特定される傾向があります。パトロール体制の強化及び土地所有者、管理者への働きかけを行うとともに、警察との連携を今後も継続していきます。また、不法投棄を見つけた場合の通報先や「不法投棄場所」「不法投棄物」「投棄者目撃の有無」「投棄者の特徴や車両情報」などの通報事項などを整理・検討し、広報などで住民に周知し、不法投棄の防止のための協力体制の構築を図ります。

### (3) 散乱ごみ（ごみのポイ捨て）対策

散乱ごみ対策として、広報などを通じて地域住民に対する普及啓発活動を推進します。特に、ボランティア活動による美化清掃などによるごみは、処理を無料で行っており、今後もこれを継続するとともに広く住民に周知し、散乱ごみ清掃の協力を要請していきます。

また、ごみのポイ捨ては、地域住民によるものより、車での通過者や観光客などの外部の人間による行為が多く見られることから、レンタカー会社への客への啓発要請やポイ捨て多発地帯への警告看板やのぼり等の設置、道の関係部署との連携などを検討します。

### (4) ごみの野焼き対策

今後も広報などを通じてごみの野焼きの禁止を住民に啓発していきます。啓発においては、ごみの野焼きの問題点などについても広く周知し、住民の理解を得られるよう努力していきます。

## 第7章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水処理体系の現状

生活排水とは、一般家庭から排出される汚水（し尿と生活雑排水）のことであり、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

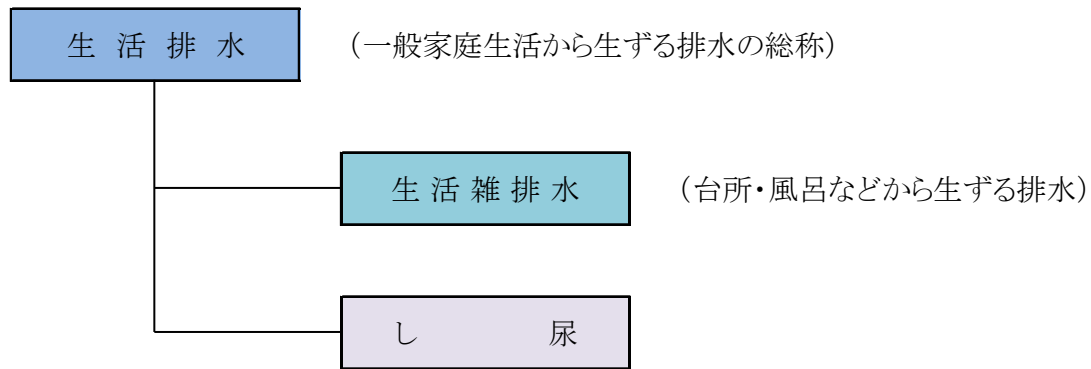


図 7-1-1 生活排水の定義

本組合の生活排水は、水洗化・生活雑排水処理人口が計画処理区域内人口の70%～80%を占めています。残りの約30%が水洗化・生活雑排水未処理人口とし尿汲み取り人口で占めています。行政区域内の生活排水の処理体系を図7-1-2に示します。

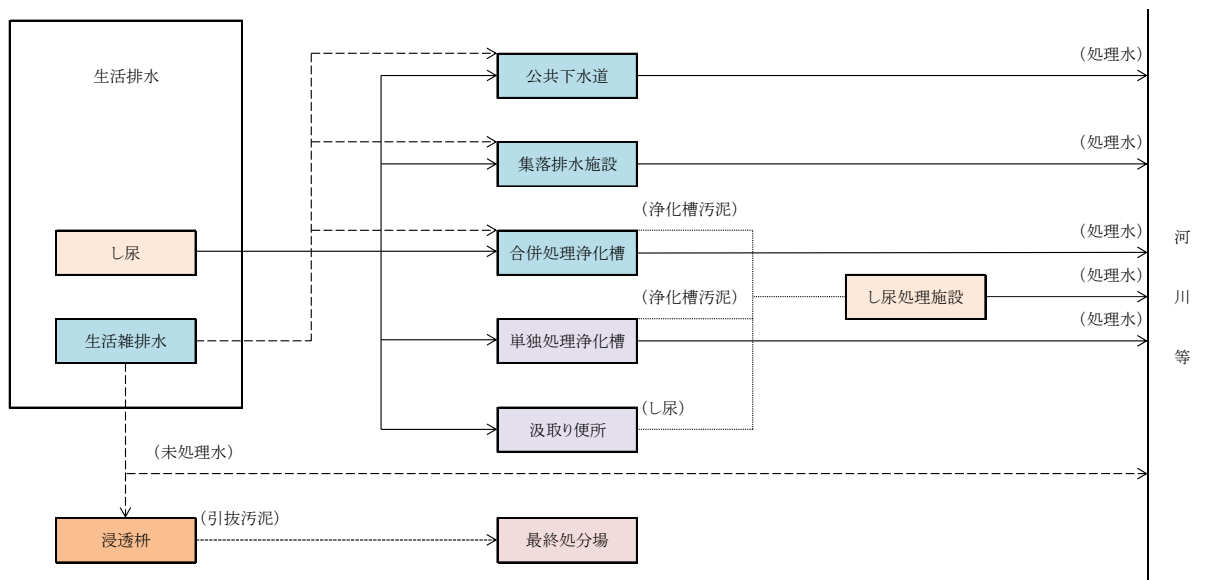


図 7-1-2 生活排水の処理体系（平成29年度現在）

## 2) 放流先水域の概況

### ① 湧別川水域の概況

構成 3 町のうち遠軽町と湧別町の公共下水道の放流先はほとんどが一級河川の湧別川水系です。

流域面積などの概要を表 7-1-1 に示します。

表 7-1-1 湧別川の概要

河川名	湧別川
水系名	湧別川水系
法区分	一級河川
流域面積	1,480km <sup>2</sup>
流路延長	87km
水質環境基準	A、AA類型

### ② 佐呂間別川の概況

佐呂間町の放流先となる二級河川の佐呂間別川の概要を表 7-1-2 に示します。

表 7-1-2 佐呂間別川の概要

河川名	佐呂間別川
水系名	佐呂間別川水系
法区分	二級河川
流域面積	870.4km <sup>2</sup>
流路延長	90.9km

### ③ その他の河川の概況

その他の放流先の河川の概要を表 7-1-3 に示します。

表に示した床丹川の他にもトップウシベツ川に放流しています。

表 7-1-3 その他の河川の概要

河川名	床丹川
水系名	佐呂間別川水系
法区分	二級河川
流域面積	2.5km <sup>2</sup>
流路延長	3.5km

### 3) 湧別川水質環境基準

湧別川は、その源を北海道紋別郡遠軽町の天狗岳（標高 1,553m）に発し、山間部の遠軽町白滝を流れ、丸瀬布で武利川が合流し、遠軽町外において平野部に出て生田原川を合わせ、湧別町においてオホーツク海にそそぐ、幹川流路延長 87km、流域面積 1,480km<sup>2</sup> の一級河川です。

その流域は、オホーツク地方の中心地の一つである遠軽町と水産資源が豊かなオホーツク海に面した湧別町の 2 町からなり、オホーツク地方における社会・経済・文化の基盤をなしています。

流域の土地利用は、山林等が約 75%、原野・牧場等が約 14%、耕地は畑作が中心で約 10%、宅地等の市街地が約 1%となっており、森林資源などに恵まれています。

また、流域内は酪農を中心とした農業の他、林業・木村産業、水産業が盛んで、特に河口の湧別町は全国有数のホタテの産地となっています。

湧別川には、水質環境基準について類型指定がされています。湧別川の水質環境基準の類型と基準値を表 7-1-4 に示します。

表 7-1-4 湧別川の類型指定と水質環境基準

水域		当該類型	達成期間	備考	
湧別川上流 「支湧別川合流点から上流 (支湧別川を含む)」 (白滝橋)		AA	「イ」:直ちに達成	S47.4.1指定(道告示第1093号)	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5~8.5	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
湧別川下流(1) 「丸瀬布川の丸瀬布取水口 から上流」 (丸瀬布簡水予備取水口)		AA	「イ」:直ちに達成	S47.4.1指定(道告示第1093号)	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5~8.5	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
湧別川下流(2) 「支湧別川合流点及び丸瀬 布取水口から下流」 (遠軽橋、中湧別橋)		AA	「イ」:直ちに達成	S47.4.1指定(道告示第1093号)	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5~8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下

#### 4) 処理形態別人口

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して下水道や集落排水、合併処理浄化槽などの処理施設別の処理人口（水洗化人口）で整理したものです。処理形態別人口のうち、下水道や集落排水、合併処理浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

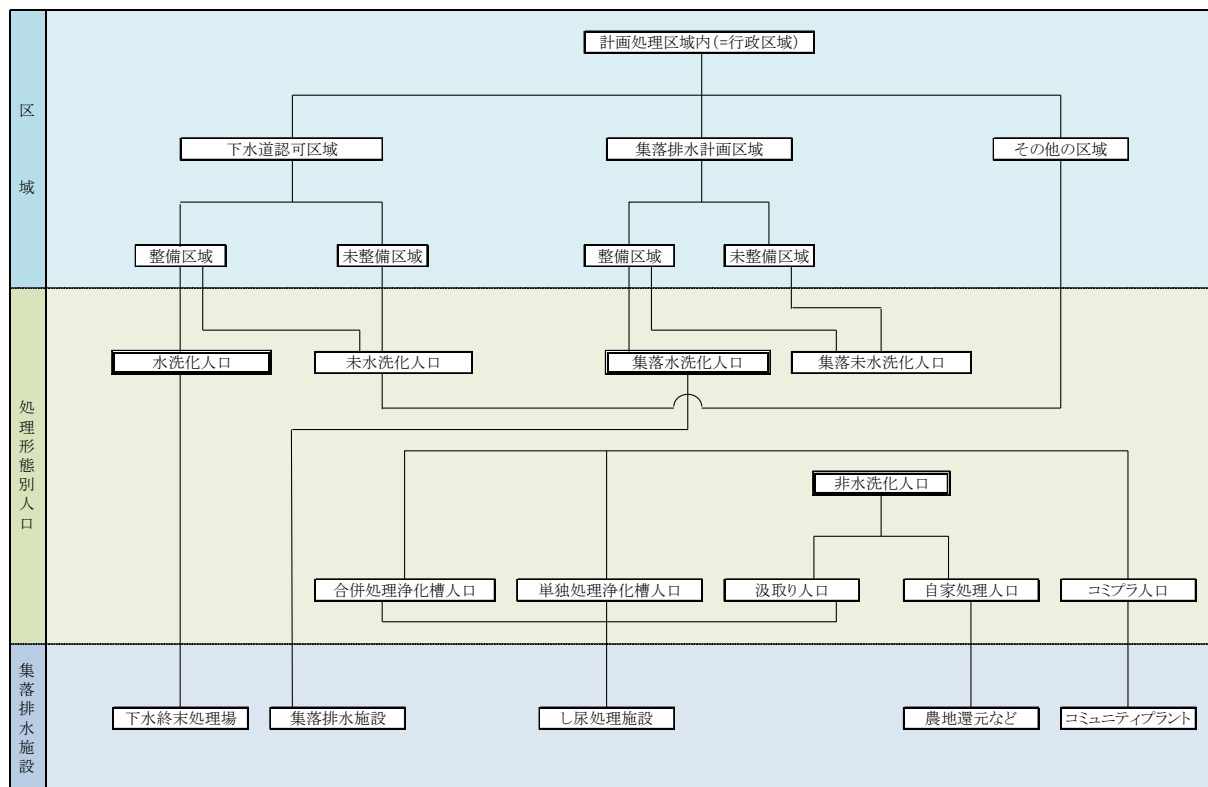


図 7-1-3 処理形態別人口

本組合の構成 3 町の処理形態別人口の推移を表 7-1-5～表 7-1-8 に示します。

表 7-1-5 処理形態別人口（遠軽町）

(人)

区分	実績				
	H24	H25	H26	H27	H28
1 計画処理区域内人口	21,776	21,522	21,183	20,789	20,483
2 水洗化・生活雑排水処理人口	15,259	15,584	15,274	14,882	14,970
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	1,016	1,033	1,043	757	760
(3) 下水道	14,243	14,551	14,231	14,125	14,210
(4) 農・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	433	433	433	293	293
4 非水洗化人口 (汲取りし尿人口)	6,084	5,505	5,476	5,614	5,220
(生活排水処理率)	70.1%	72.4%	72.1%	71.6%	73.1%

表 7-1-6 処理形態別人口（湧別町）

(人)

区分	実績				
	H24	H25	H26	H27	H28
1 計画処理区域内人口	9,812	9,620	9,493	9,325	9,104
2 水洗化・生活雑排水処理人口	6,561	6,658	6,793	6,999	7,149
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	1,289	1,334	1,413	1,437	1,496
(3) 下水道	4,762	4,817	4,884	5,069	5,173
(4) 農・漁業集落排水施設	510	507	496	493	480
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	34	34	34	34	34
4 非水洗化人口 (汲取りし尿人口)	3,217	2,928	2,666	2,292	1,921
(生活排水処理率)	66.9%	69.2%	71.6%	75.1%	78.5%

表 7-1-7 処理形態別人口（佐呂間町）

(人)

区分	実績				
	H24	H25	H26	H27	H28
1 計画処理区域内人口	5,688	5,655	5,549	5,404	5,270
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,761	3,737	3,743	3,739	3,755
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	1,411	1,396	1,367	1,317	1,325
(3) 下水道	1,878	1,873	1,902	1,942	1,948
(4) 農・漁業集落排水施設	472	468	474	480	482
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	316	313	301	305	296
4 非水洗化人口 (汲取りし尿人口)	1,611	1,605	1,505	1,360	1,219
(生活排水処理率)	66.1%	66.1%	67.5%	69.2%	71.3%

表 7-1-8 処理形態別人口（本組合合計）

(人)

区分	実績				
	H24	H25	H26	H27	H28
1 計画処理区域内人口	37,276	36,797	36,225	35,518	34,857
2 水洗化・生活雑排水処理人口	25,581	25,979	25,810	25,620	25,874
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	3,716	3,763	3,823	3,511	3,581
(3) 下水道	20,883	21,241	21,017	21,136	21,331
(4) 農・漁業集落排水施設	982	975	970	973	962
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	783	780	768	632	623
4 非水洗化人口 (汲取りし尿人口)	10,912	10,038	9,647	9,266	8,360
(生活排水処理率)	68.6%	70.6%	71.2%	72.1%	74.2%

※本組合合計は、3町のそれぞれの形態別人口を合算して算出。

## (2) 集合処理の概要

### 1) 公共下水道

公共下水道は、公共下水道事業に基づき整備されます。

各町の下水道事業による水洗化人口等の推移は表 7-1-9～表 7-1-11 のとおりです。

表 7-1-9 下水道事業による水洗化人口等（遠軽町）

年度	行政人口(人)	処理区域内(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
	(A)	人口(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
H19	23,133	16,354	70.7	13,742	84.0
H20	22,840	16,328	71.5	14,166	86.8
H21	22,508	16,321	72.5	14,634	89.7
H22	22,219	16,125	72.6	13,624	84.5
H23	21,932	16,214	73.9	13,970	86.2
H24	21,776	16,228	74.5	14,243	87.8
H25	21,522	16,254	75.5	14,551	89.5
H26	21,183	16,155	76.3	14,231	88.1
H27	20,789	15,934	76.6	14,125	88.6
H28	20,483	15,783	77.1	14,210	90.0

表 7-1-10 下水道事業による水洗化人口等（湧別町）

年度	行政人口(人)	処理区域内(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
	(A)	人口(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
H22	10,083	6,035	59.9	4,605	76.3
H23	9,873	6,035	61.1	4,689	77.7
H24	9,812	6,036	61.5	4,762	78.9
H25	9,620	6,036	62.7	4,817	79.8
H26	9,493	6,056	63.8	4,884	80.6
H27	9,325	6,068	65.1	5,069	83.5
H28	9,104	6,109	67.1	5,173	84.7

表 7-1-11 下水道事業による水洗化人口等（佐呂間町）

年度	行政人口(人)	処理区域内(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
	(A)	人口(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
H19	6,172	2,590	42.0	1,852	71.5
H20	6,040	2,526	41.8	1,814	71.8
H21	5,973	2,484	41.6	1,823	73.4
H22	5,876	2,510	42.7	1,867	74.4
H23	5,774	2,473	42.8	1,883	76.1
H24	5,688	2,454	43.1	1,878	76.5
H25	5,655	2,397	42.4	1,873	78.1
H26	5,549	2,412	43.5	1,902	78.9
H27	5,404	2,446	45.3	1,942	79.4
H28	5,270	2,451	46.5	1,948	79.5

## 2) 集落排水

本組合構成3町のうち湧別町及び佐呂間町では、集落排水を整備しています。

湧別町では、漁業集落環境整備事業により、登栄床地区において処理施設を整備し、生活排水の処理を行っています。

佐呂間町では、漁業集落環境整備事業により、浜佐呂間地区・富武土地区・若里地区の3地区において処理施設を整備し、生活排水の処理を行っています。

各町の集落排水施設の状況は表7-1-12～表7-1-13のとおりです。

なお、集落排水施設から発生する汚泥については、脱水後堆肥化され有効活用されています。

表 7-1-12 集落排水施設の状況（湧別町）

年度	行政人口(人)	処理区域内(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
	(A)	人口(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
H26	514	514	100.0	496	96.5
H27	511	511	100.0	493	96.5
H28	498	498	100.0	480	96.4

表 7-1-13 集落排水施設の状況（佐呂間町）

年度	行政人口(人)	処理区域内(人)	普及率(%)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
	(A)	人口(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
H26	627	627	100.0	474	75.6
H27	633	633	100.0	480	75.8
H28	635	635	100.0	482	75.9

## 第2節 衛生センターの整備

本組合のし尿処理施設である衛生センター南兵村処理場（以下「衛生センター」といいます。）は、本組合圏域から発生するし尿等の処理を行うため、昭和49年の稼働開始後、48年経過しており、施設整備の老朽化が顕著になってきています。

衛生センターでは平成20年度～23年度の4年間で、約15年後の平成37年度を目標年次として、これ以降はさらに延命化しないことで、機器設備の延命化を目的に大規模な基幹的整備を行っています。

なお、機器設備の基幹的整備を行ったことで、今後10年は支障なく使用できることを前提としていますが、焼却炉及び建屋・水槽等に関しては基幹的整備の対象としていないため、耐用年限を超過して老朽化が懸念される状況にあります。

このことから、継続してし尿等処理を行っていくためには、目標年度（平成37年度）には、衛生センターの更新若しくは、その他事業への移行が望まれます。

### (1) 更新

交付金事業による、汚泥再生処理センターの更新で整備します。

更新を行うにあたっての主な課題は下記のとおりです。

- 3町分を整備するのか。
- 建設用地は確保できるか。
- プロセス用水・希釈水は確保できるか（処理方式による）。
- 「資源化」の要件を満足できるか。
- 施設の運営・維持管理方法は確認できているか。
- 生活雑排水を処理している浸透枮からの引き抜き汚泥の処理を行うのか。

### (2) その他事業

汚水処理施設共同整備事業（MICS）への移行で整備します。

汚水処理施設共同整備事業（MICS）にあたっての主な課題は下記のとおりです。

- 3町全てが移行するのか（1町でもしないとなった場合はしないのか）。
- 本組合として行うのか（本組合として行う場合は3町一括を基本とする）、各町が独自で行うのか。
- 各下水道等関係部署・機関が協議対象とされているのか（認可変更はできるのか）。
- 各町どの下水道（施設）で行うのか。
- 対象とする下水道受入量に余裕があるのか。
- 各町の参画条件は満たしているのか（生活排水処理率等）。

- 対象とする下水道に受入施設は設置できるのか。
- 下水道投入に必要な希釈水は確保できるのか。
- 町域を超えてバキューム車等が通行することは了解されるのか。
- 生活雑排水を処理している浸透枮からの引き抜き汚泥の処理を行えるのか。

更新若しくは汚水処理施設共同整備事業（MICS）への移行を実施する場合のスケジュール（案）を表 7-2-1 に示します。

衛生センターの整備には、汚泥再生処理センターの更新と汚水処理施設共同整備事業（MICS）への移行の両方の可能性があります。

3町それぞれが、それぞれの町の下水道課等関係部署に MICS が可能かを検討し、平成 30 年度中に整備の方向性を決定するものとします。

表 7-2-1 衛生センター整備スケジュール (案)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
リサイクルセンター	施設基本計画	発注仕様書等 生活環境調査 (測量・地質)		設計・建設工事		供用開始					
最終処分場	適地選定	発注仕様書等 生活環境調査 測量・地質		実施設計		建設工事		供用開始			
し尿処理施設	MICS可能性	無	基本計画等	施設基本計画 認可変更	施設基本計画	発注仕様書 生活アセス等	設計・建設工事	設計・建設工事	設計・建設工事	設計・建設工事	供用開始

※汚泥再生処理センター、MICS共、平成37年度（処分場の工事竣工年度）から「設計・工事着手」とした。  
（平成37年度から供用開始が望ましい。）

※MICSの各事業期間は想定。

※MICSの場合、必要に応じて生活環境影響調査を実施することがある。

※MICSの可能性がないと判断された場合は、更新（汚泥再生処理センター）へ移行する。

### 第3節 生活排水処理計画

#### (1) 生活排水処理に係る基本方針

本組合では、以下のとおり基本方針を定めます。

- ① 公共下水道事業計画にしたがい適正に生活排水を処理します。
- ② 公共下水道を使用できる区域については、公共下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 漁業集落排水整備地区においては、集落排水施設への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ④ 公共下水道事業の計画区域外では、個別排水処理施設整備事業によって浄化槽の普及を進めます。
- ⑤ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ浄化槽設置の拡大を図ります。

#### (2) 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、遠軽町、湧別町、佐呂間町の行政区域内全域とします。

#### (3) 生活排水の処理主体

本組合における生活排水の処理主体は、下表のとおりです。

表 7-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	各町
(2)漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	各町
(3)浄化槽	し尿及び生活雑排水	各町及び個人等
(4)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠軽地区広域組合

#### (4) 生活排水の処理計画

##### 1) 生活排水の処理の目標

本組合の平成 28 年度の生活排水処理率は、74.2%であり、今後も増減がほとんどないものとし、平成 37 年度の生活排水処理率 74.3%を目標とします。

表 7-3-2 生活排水処理の目標

(人)

	1.行政区域内人口		2.計画処理区域内人口	
	現在	目標年次	現在	目標年次
	平成28年度	平成37年度	平成28年度	平成37年度
遠軽町	20,483	18,200	20,483	18,200
湧別町	9,104	8,187	9,104	8,187
佐呂間町	5,270	4,732	5,270	4,732
組合合計	34,857	31,119	34,857	31,119
	3.水洗化・生活雑排水処理人口		4.生活排水処理率	
	現在	目標年次	現在	目標年次
	平成28年度	平成37年度	平成28年度	平成37年度
遠軽町	14,970	13,307	73.1%	73.1%
湧別町	7,149	6,428	78.5%	78.5%
佐呂間町	3,755	3,371	71.3%	71.2%
組合合計	25,874	23,106	74.2%	74.3%

表 7-3-3 生活排水処理の目標の内訳（本組合）

(人)

区分	現在	目標年次
	平成28年度	平成37年度
1.計画処理区域内人口	34,857	31,119
2.水洗化・生活雑排水処理人口	25,874	23,106
(1) 合併処理浄化槽	3,581	3,210
(2) 下水道	21,331	19,035
(3) 農・漁業集落排水施設	962	861
3.水洗化・生活雑排未処理人口 (単独処理浄化槽)	623	559
4.非水洗化人口 (汲取りし尿人口)	8,360	7,454

2) 生活排水を処理する区域及び人口等

① 計画処理区域内人口

本計画では、ごみ処理基本計画と同じく、構成 3 町が策定した人口ビジョンの推計値を行政区域内人口とします。

② 公共下水道

市街化区域を中心とする人口密集地及び周辺地区を公共下水道処理区域とします。

③ 集落排水

対象とする漁業集落を漁業集落排水整備区域とします。

④ 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。

⑤ 単独処理浄化槽

遠軽町は平成 27 年度と平成 28 年度の人口について一定で推移しており、湧別町及び佐呂間町についても、微増、微減はありますが、概ねほぼ一定で推移しています。

単独処理浄化槽は新規設置を認められていないため、増加する見込みはないものと考えます。

⑥ し尿処理人口（非水洗化人口）

し尿処理人口は、構成町それぞれ減少傾向にあり、今後増加する見込みはほとんどないものと考えます。

以上の計画から、構成 3 町及び本組合の処理形態別人口の推移を表 7-3-4～表 7-3-7 に示します。

表 7-3-4 処理形態別人口の見通し（遠軽町）

(人)

年度	計画処理 区域内人口	下水道	集落排水	合併 浄化槽	単独 浄化槽	し尿	備考
H28	20,483	14,210	0	760	293	5,220	実績
H29	20,225	14,032	0	750	289	5,154	予測
H30	19,967	13,854	0	740	285	5,088	
H31	19,709	13,676	0	730	281	5,022	
H32	19,451	13,498	0	720	277	4,956	
H33	19,201	13,325	0	711	273	4,892	
H34	18,951	13,152	0	702	269	4,828	
H35	18,700	12,978	0	693	265	4,764	
H36	18,450	12,805	0	684	261	4,700	
H37	18,200	12,632	0	675	257	4,636	
H38	17,950	12,459	0	666	253	4,572	
H39	17,701	12,286	0	657	249	4,509	
H40	17,451	12,113	0	648	245	4,445	
H41	17,202	11,939	0	639	242	4,382	
H42	16,952	11,766	0	630	238	4,318	
H43	16,781	11,647	0	624	236	4,274	
H44	16,610	11,528	0	618	234	4,230	
H45	16,440	11,409	0	612	232	4,187	

表 7-3-5 処理形態別人口の見通し（湧別町）

(人)

年度	計画処理 区域内人口	下水道	集落排水	合併 浄化槽	単独 浄化槽	し尿	備考
H28	9,104	5,173	480	1,496	34	1,921	実績
H29	9,015	5,123	475	1,481	34	1,902	予測
H30	8,927	5,073	470	1,467	34	1,883	
H31	8,838	5,023	465	1,452	34	1,864	
H32	8,749	4,973	460	1,437	34	1,845	
H33	8,637	4,909	454	1,419	34	1,821	
H34	8,524	4,845	448	1,400	34	1,797	
H35	8,412	4,781	442	1,382	34	1,773	
H36	8,299	4,717	436	1,363	34	1,749	
H37	8,187	4,653	430	1,345	34	1,725	
H38	8,084	4,594	425	1,328	34	1,703	
H39	7,982	4,535	420	1,311	34	1,682	
H40	7,879	4,476	415	1,294	34	1,660	
H41	7,777	4,417	410	1,277	34	1,639	
H42	7,674	4,358	405	1,260	34	1,617	
H43	7,575	4,301	400	1,244	34	1,596	
H44	7,476	4,244	395	1,228	34	1,575	
H45	7,377	4,187	390	1,212	34	1,554	

表 7-3-6 処理形態別人口の見通し（佐呂間町）

(人)

年度	計画処理 区域内人口	下水道	集落排水	合併 浄化槽	単独 浄化槽	し尿	備考
H28	5,270	1,948	482	1,325	296	1,219	実績
H29	5,231	1,934	478	1,315	294	1,210	予測
H30	5,192	1,920	474	1,305	292	1,201	
H31	5,153	1,906	470	1,295	290	1,192	
H32	5,114	1,892	466	1,285	288	1,183	
H33	5,038	1,864	459	1,266	284	1,165	
H34	4,961	1,835	452	1,247	280	1,147	
H35	4,885	1,807	445	1,228	276	1,129	
H36	4,808	1,778	438	1,209	272	1,111	
H37	4,732	1,750	431	1,190	268	1,093	
H38	4,658	1,723	424	1,171	264	1,076	
H39	4,584	1,696	417	1,152	260	1,059	
H40	4,510	1,669	410	1,133	256	1,042	
H41	4,436	1,642	403	1,114	252	1,025	
H42	4,362	1,615	396	1,095	248	1,008	
H43	4,292	1,589	390	1,077	244	992	
H44	4,222	1,563	384	1,059	240	976	
H45	4,153	1,537	378	1,042	236	960	

表 7-3-7 処理形態別人口の見通し（本組合合計）

(人)

年度	計画処理 区域内人口	下水道	集落排水	合併 浄化槽	単独 浄化槽	し尿	備考
H28	34,857	21,331	962	3,581	623	8,360	実績
H29	34,471	21,089	953	3,546	617	8,266	予測
H30	34,086	20,847	944	3,512	611	8,172	
H31	33,700	20,605	935	3,477	605	8,078	
H32	33,314	20,363	926	3,442	599	7,984	
H33	32,876	20,098	913	3,396	591	7,878	
H34	32,436	19,832	900	3,349	583	7,772	
H35	31,997	19,566	887	3,303	575	7,666	
H36	31,557	19,300	874	3,256	567	7,560	
H37	31,119	19,035	861	3,210	559	7,454	
H38	30,692	18,776	849	3,165	551	7,351	
H39	30,267	18,517	837	3,120	543	7,250	
H40	29,840	18,258	825	3,075	535	7,147	
H41	29,415	17,998	813	3,030	528	7,046	
H42	28,988	17,739	801	2,985	520	6,943	
H43	28,648	17,537	790	2,945	514	6,862	
H44	28,308	17,335	779	2,905	508	6,781	
H45	27,970	17,133	768	2,866	502	6,701	

※本組合合計は、3町の処理形態別人口の合計より算出。

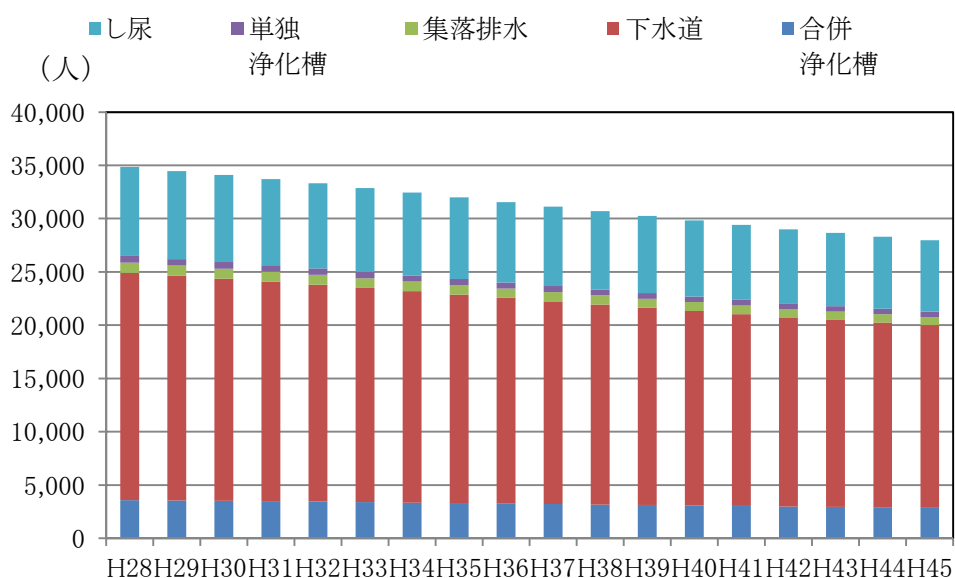


図 7-3-1 処理形態別人口の推移（本組合合計）

#### 第4節 し尿・汚泥の処理計画

##### (1) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

本組合のし尿及び浄化槽汚泥は衛生センター南兵村処理場（以下「衛生センター」といいます。）において処理されています。

この施設は、昭和49年に竣工した嫌気性硝化処理及び活性汚泥法処理による65kL/日の施設です。

表 7-4-1 し尿処理施設の概要

項目	施設概要
施設名称	衛生センター南兵村処理場
設置主体	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡湧別町南兵村1区543番地2
構成市町村	遠軽町、湧別町、佐呂間町
稼働	昭和49年度(浄化槽汚泥処理設備は平成8年度)
処理能力	65kL/日(し尿55kL/日、浄化槽汚泥10kL/日)
対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	主処理:嫌気性硝化処理+活性汚泥法処理 高度処理:凝集沈殿処理+砂ろ過処理 汚泥処理:脱水
放流先	湧別川

##### (2) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

過去5年間における構成3町及び本組合全体のし尿・浄化槽汚泥の排出実績を表7-4-2～表7-4-5に示します。

各町共にし尿処理量は減少傾向にあります。

浄化槽汚泥量については、各町共に増減を繰り返しています。

表 7-4-2 し尿・浄化槽汚泥の排出実績（遠軽町）

		(kL)				
種別		H24	H25	H26	H27	H28
し尿		5,240.73	5,076.25	4,711.65	4,642.80	4,336.60
汚泥		1,302.63	1,169.30	1,043.20	1,136.05	1,110.05
	合併	790.34	709.45	632.94	642.40	673.50
	単独	512.28	459.85	410.26	493.65	436.55
計		6,543.35	6,245.55	5,754.85	5,778.85	5,446.65

表 7-4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出実績（湧別町）

(kL)

種別	H24	H25	H26	H27	H28
し尿	2,465.10	2,466.75	2,229.65	2,133.50	2,090.90
汚泥	1,143.00	1,105.60	1,286.50	1,366.30	1,246.30
合併	919.59	889.50	1,035.04	1,113.30	1,002.70
単独	223.41	216.10	251.46	253.00	243.60
計	3,608.10	3,572.35	3,516.15	3,499.80	3,337.20

表 7-4-4 し尿・浄化槽汚泥の排出実績（佐呂間町）

(kL)

種別	H24	H25	H26	H27	H28
し尿	843.10	851.80	797.85	820.50	776.50
汚泥	558.70	642.65	575.65	566.40	674.55
合併	430.28	494.93	443.33	418.40	519.50
単独	128.42	147.72	132.32	148.00	155.05
計	1,401.80	1,494.45	1,373.50	1,386.90	1,451.05

表 7-4-5 し尿・浄化槽汚泥の排出実績（本組合全体）

(kL)

種別	H24	H25	H26	H27	H28
し尿	8,548.93	8,394.80	7,739.15	7,596.80	7,204.00
汚泥	3,004.33	2,917.55	2,905.35	3,068.75	3,030.90
合併	2,140.21	2,093.88	2,111.32	2,174.10	2,195.70
単独	864.11	823.67	794.03	894.65	835.20
計	11,553.25	11,312.35	10,644.50	10,665.55	10,234.90

(4) し尿・汚泥処理実績原単位

本組合の1人1日当たりのし尿・汚泥処理実績は表 7-4-6 のとおりです。

本計画では、直近年の実績である平成 28 年度の原単位を用いてし尿・汚泥処理量を算出します。

表 7-4-6 し尿・汚泥処理実績原単位（本組合全体）

(L/人・日)

種別	H24	H25	H26	H27	H28	平均
し尿	2.15	2.29	2.12	2.24	2.36	2.23
汚泥	1.83	1.76	1.73	2.02	1.98	1.86
合併	1.58	1.52	1.51	1.69	1.68	1.60
単独	3.02	2.89	2.83	3.87	3.67	3.26

(5) 月最大変動係数

本組合の月最大変動係数は表 7-4-7 のとおりです。

本計画では、直近年である平成 28 年度の実績である 1.65 を用いて処理施設規模を算出します。

表 7-4-7 月最大変動係数

	月最大変動係数					
	H24	H25	H26	H27	H28	平均
遠軽町	1.61	1.74	1.65	1.75	1.75	1.70
湧別町	2.22	2.19	2.14	1.91	1.87	2.07
佐呂間町	1.76	1.83	1.53	1.47	1.50	1.62
組合	1.45	1.54	1.59	1.54	1.65	1.55

(6) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1) し尿・汚泥の処理体系

し尿・汚泥の収集・運搬、処理・処分については、今後も現行のとおりとしますが、施設稼働が昭和 49 年であるため、施設の老朽化が顕れていることから、施設の整備等の検討をします。

また、現在、生活雑排水の一部を浸透枡にて処理していますが、浸透枡からの引き抜き汚泥は最終処分場で埋立処分しています。今後、広域で最終処分場を整備する場合、既設の最終処分場がなくなるため引き抜き汚泥を処分することができません。新設する最終処分場の受入基準にもよりますが、衛生面の観点から処分することができません。

将来的に、浸透枡の引き抜き汚泥の処理は、し尿処理施設で処理をすることを検討しています。

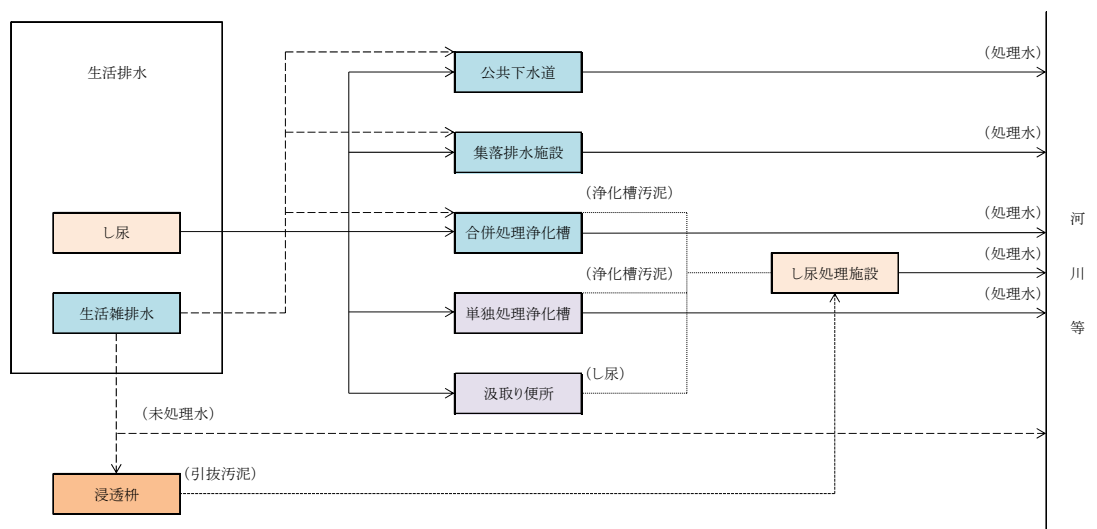


図 7-4-1 生活排水の処理体系 (将来)

## 2) 収集運搬計画

### ① 収集運搬に関する目標

構成3町から発生するし尿及び浄化槽汚泥、生活雑排水の量を把握し、効率的な収集・運搬を行います。

### ② 収集区域

収集区域は構成3町の行政区域全体とします。

### ③ 収集運搬方法

#### a) 収集区分

収集区分は、し尿と浄化槽汚泥、生活雑排水とします。

#### b) 実施主体

し尿の収集・運搬の実施主体は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集・運搬の実施主体は委託によるものとします。

#### c) 収集・運搬機材

収集・運搬機材については、現時点では現行どおりとします。

#### d) 収集方法

収集・運搬は、現行どおりとし、し尿、浄化槽汚泥は委託処分するものとし、生活雑排水は各町の許可業者により行うものとし、引き続き、本組合構成3町と収集業者や関係機関と協議・調整を図りながら行っていくものとします。

## 3) 中間処理計画（し尿・汚泥の処理計画）

本組合から発生するし尿及び浄化槽汚泥、生活雑排水の量の把握に努め、し尿処理施設で適正な処理を行います。

## 4) 最終処分計画

現在は、生活雑排水の一部を浸透枮により処理を行っており、浸透枮からの引き抜き汚泥を各町の最終処分場で埋立っています。

今後は、浸透枮からの引き抜き汚泥はし尿処理施設で処理することを検討します。

5) 資源化有効利用計画

現在は、発生する汚泥を全量脱水（遠心分離）後、委託処分先へ輸送し堆肥化しています。

今後も発生する汚泥を堆肥化し、資源化に努めます。

(6) し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表 7-4-8～表 7-4-11 に示します。

処理形態別人口が減少傾向にあることから、今後、構成 3 町のし尿処理量及び浄化槽汚泥量は減少すると考えられます。

表 7-4-8 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し（遠軽町）

(KL/年)

年度	し尿	汚泥			計	備考
		合併	単独	汚泥全体量		
H28	4,336.60	673.50	436.55	1,110.05	5,446.65	実績
H29	4,289.16	665.21	436.34	1,101.55	5,390.71	予測
H30	4,234.23	656.34	430.38	1,086.72	5,320.95	
H31	4,190.76	649.25	425.58	1,074.83	5,265.59	
H33	4,071.12	630.62	412.51	1,043.13	5,114.25	
H34	4,017.86	622.64	406.55	1,029.19	5,047.05	
H35	3,975.46	616.34	401.69	1,018.03	4,993.49	
H36	3,911.34	606.67	394.64	1,001.31	4,912.65	
H37	3,858.08	598.69	388.68	987.37	4,845.45	
H38	3,804.82	590.71	382.72	973.43	4,778.25	
H39	3,762.67	584.32	377.80	962.12	4,724.79	
H41	3,646.70	566.76	364.85	931.61	4,578.31	
H42	3,593.44	558.78	360.39	919.17	4,512.61	
H43	3,566.57	554.97	355.40	910.37	4,476.94	
H44	3,520.21	548.14	351.45	899.59	4,419.80	
H45	3,484.42	542.81	348.47	891.28	4,375.70	

表 7-4-9 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し（湧別町）

(KL/年)

年度	し尿	汚泥			計	備考
		合併	単独	汚泥全体量		
H28	2,090.90	1,002.70	243.60	1,246.30	3,337.20	実績
H29	2,068.81	994.64	243.61	1,238.25	3,307.06	予測
H30	2,048.14	985.24	243.61	1,228.85	3,276.99	
H31	2,033.03	977.83	244.28	1,222.11	3,255.14	
H33	1,980.70	953.00	243.61	1,196.61	3,177.31	
H34	1,954.60	940.24	243.61	1,183.85	3,138.45	
H35	1,933.78	930.69	244.28	1,174.97	3,108.75	
H36	1,902.39	915.39	243.61	1,159.00	3,061.39	
H37	1,876.28	903.30	243.61	1,146.91	3,023.19	
H38	1,852.35	891.88	243.61	1,135.49	2,987.84	
H39	1,834.52	882.88	244.28	1,127.16	2,961.68	
H41	1,782.74	857.63	243.61	1,101.24	2,883.98	
H42	1,758.81	846.22	243.61	1,089.83	2,848.64	
H43	1,740.73	837.76	244.28	1,082.04	2,822.77	
H44	1,713.13	824.72	243.61	1,068.33	2,781.46	
H45	1,690.29	813.98	243.61	1,057.59	2,747.88	

表 7-4-10 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し（佐呂間町）

(KL/年)

年度	し尿	汚泥			計	備考
		合併	単独	汚泥全体量		
H28	776.50	519.50	155.05	674.55	1,451.05	実績
H29	772.89	513.57	154.53	668.10	1,440.99	予測
H30	767.14	509.67	153.48	663.15	1,430.29	
H31	763.48	507.15	152.84	659.99	1,423.47	
H33	744.14	494.44	149.27	643.71	1,387.85	
H34	732.65	487.02	147.17	634.19	1,366.84	
H35	723.12	480.91	145.46	626.37	1,349.49	
H36	709.65	472.17	142.96	615.13	1,324.78	
H37	698.15	464.75	140.86	605.61	1,303.76	
H38	687.30	457.33	138.76	596.09	1,283.39	
H39	678.29	451.15	137.03	588.18	1,266.47	
H41	654.72	435.07	132.45	567.52	1,222.24	
H42	643.86	427.65	130.35	558.00	1,201.86	
H43	635.38	421.77	128.60	550.37	1,185.75	
H44	623.42	413.59	126.14	539.73	1,163.15	
H45	613.20	406.95	124.04	530.99	1,144.19	

表 7-4-11 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し（本組合全体）

(KL/年)

年度	し尿	汚泥			計	備考
		合併	単独	汚泥全体量		
H28	7,204.00	2,195.70	835.20	3,030.90	10,234.90	実績
H29	7,130.86	2,173.42	834.48	3,007.90	10,138.76	予測
H30	7,049.51	2,151.25	827.47	2,978.72	10,028.23	
H31	6,987.27	2,134.23	822.70	2,956.93	9,944.20	
H33	6,795.96	2,078.06	805.39	2,883.45	9,679.41	
H34	6,705.11	2,049.90	797.33	2,847.23	9,552.34	
H35	6,632.36	2,027.94	791.43	2,819.37	9,451.73	
H36	6,523.38	1,994.23	781.21	2,775.44	9,298.82	
H37	6,432.51	1,966.74	773.15	2,739.89	9,172.40	
H38	6,344.47	1,939.92	765.09	2,705.01	9,049.48	
H39	6,275.48	1,918.35	759.11	2,677.46	8,952.94	
H41	6,084.16	1,859.46	740.91	2,600.37	8,684.53	
H42	5,996.11	1,832.65	734.35	2,567.00	8,563.11	
H43	5,942.68	1,814.50	728.28	2,542.78	8,485.46	
H44	5,856.76	1,786.45	721.20	2,507.65	8,364.41	
H45	5,787.91	1,763.74	716.12	2,479.86	8,267.77	

(6) し尿処理施設規模について

し尿処理施設規模を表 7-4-12 に示します。

必要処理施設規模は(合併処理浄化槽汚泥量+単独処理浄化槽汚泥量+し尿処理量)  
×平成 28 年度のし尿収集量月最大変動係数より算出しています。

目標年度である平成 37 年度の必要処理施設規模は 42kL/日となっています。

表 7-4-12 し尿処理施設規模

(kL/日)

年度	浄化槽汚泥		計	し尿	合計	処理施設規模
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽				
H28	6.0	2.3	8.3	19.7	28.0	—
H29	6.0	2.3	8.3	19.5	27.8	46
H30	5.9	2.2	8.1	19.3	27.4	46
H31	5.8	2.2	8.0	19.1	27.1	45
H32	5.8	2.2	8.0	18.8	26.8	45
H33	5.7	2.2	7.9	18.6	26.5	44
H34	5.6	2.1	7.7	18.3	26.0	43
H35	5.5	2.1	7.6	18.1	25.7	43
H36	5.5	2.1	7.6	17.8	25.4	42
H37	5.4	2.1	7.5	17.6	25.1	42
H38	5.3	2.0	7.3	17.3	24.6	41
H39	5.2	2.0	7.2	17.1	24.3	41
H40	5.2	2.0	7.2	16.9	24.1	40
H41	5.1	1.9	7.0	16.6	23.6	39
H42	5.0	1.9	6.9	16.4	23.3	39
H43	4.9	1.9	6.8	16.2	23.0	38
H44	4.9	1.9	6.8	16.0	22.8	38
H45	4.8	1.8	6.6	15.8	22.4	37

## 第5節 その他の計画

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策についての周知を図るものとします。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底を務めるものとします。